

Vol.18 2018

The Journal of General Incorporated Association Japanese Society of Aesthetics and Welfare

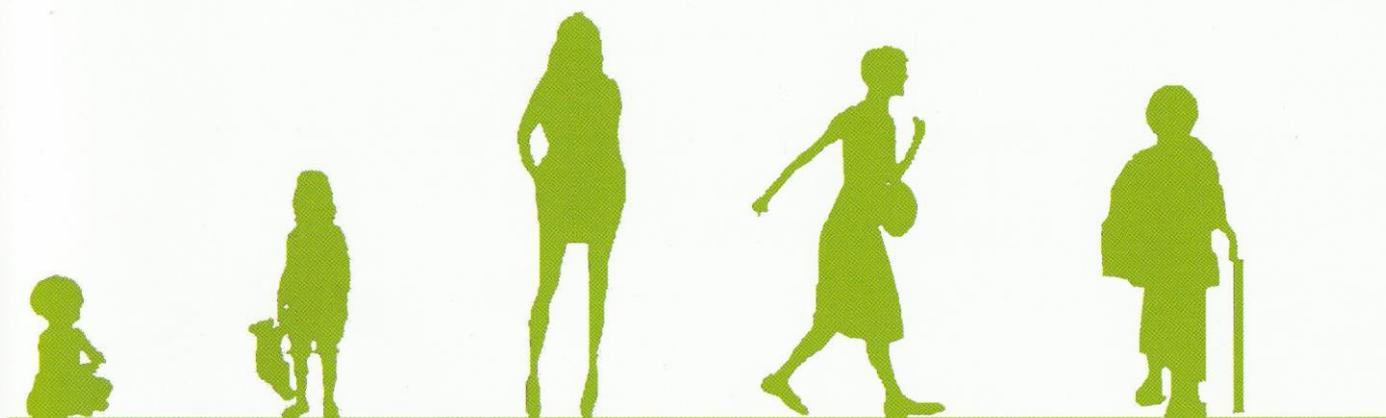
一般社団法人

日本美容福祉学会誌

| 特集 |

第18回 学術集会

美しく生きる社会への貢献



一般社団法人 日本美容福祉学会誌 Vol. 18 OCT 2018

特集「第 18 回学術集会」

美しく生きる社会への貢献

○日 時 2018(平成 30)年 10 月 30 日 10:00~16:15
○会 場 山野美容芸術短期大学・山野愛子メモリアルホール



主催 一般社団法人 日本美容福祉学会
後援 学校法人 山野学苑
NPO全国介護美容福祉協会

第18回学術集会実行委員

◇実行委員長

大西 典子 山野美容芸術短期大学教授

◇実行委員

木村 康一 山野美容芸術短期大学副学長・教授
鈴木ひろ子 山野美容芸術短期大学美容総合学科長・教授
富田 知子 山野美容芸術短期大学教授
五十嵐靖博 山野美容芸術短期大学教授
秋田 留美 山野美容芸術短期大学教授
大野 淑子 山野美容芸術短期大学教授
及川麻衣子 山野美容芸術短期大学准教授
下家由起子 山野美容芸術短期大学准教授
山本 恵子 山野美容芸術短期大学准教授
佐藤 亮太 山野美容芸術短期大学助教

◇事務局

北村 秀敏 一般社団法人日本美容福祉学会事務局長
荻野 道人 一般社団法人日本美容福祉学会事務局次長
村木代志美 一般社団法人日本美容福祉学会事務局

第 18 回学術集会開会にあたって

「美しく生きる社会への貢献」をテーマにして開催する第 18 回学術集会にご参加のみなさん、ようこそ。

私が「美容福祉」を提唱してから約 20 年になりますが、この間、今日ご参加のみなさんをはじめ、美容界と福祉に関わる方々、学者・研究者のみなさん、さらには厚生労働省、経済産業省など行政サイドから、注目と関心が高まってきています。これは美容福祉という提起が超高齢社会の進むべき方向を提起したものであることを示していると受け止め、うれしく思うものです。

さて、発足してから約 6 年となる安倍政権は、「地方創生」「女性活躍」「一億総活躍」「働き方改革」などのキャッチフレーズを次々とアピールしてきましたが、それはどれも総論にとどまっていて、具体的で実現可能性のある各論が見えていません。掛け声倒れに終わっていると言っても過言ではないでしょう。

超高齢社会となった日本は、将来を見据えた社会保障政策を一刻も早く確立・実行していかなければならぬ局面に立たされています。つまり実現の展望を持った具体的な方針が必要になってきているのです。余談になりますが、私はこれまで 40 年以上にわたって税金を納めてきました。超高齢社会の具体的政策の一つとして、65 歳以上の高齢者からはもう税金を徴収しない制度にすべきではないかと、田原総一郎さんとの対談で提起し、交友のある政治家にも呼び掛けているところです。

このような現状の下で、すべての国民が日々の生活不安をなくして、「生きるほどに美しく」を実感できる具体的な道筋を提起することが急務になっていると考えます。私はこのように考えて、「美齢学」を提唱しています。超高齢社会の到来をマイナスイメージで受け止めるのではなく、すべての人々にとって「生きる力ともなる美容」の活用によって、明るいイメージに転換することが必要なのです。そのための新たな学問です。

「美齢学」の基礎になる理論がジェロントロジーです。本学会誌でもその一部を紹介しますが、美容と福祉に携わる方々が「知の再武装」のスタートとしてジェロントロジーを学ぶべきであることを強調いたします。

私は今年、82 歳となりました。残る人生をすべての人々が「生きるほどに美しく」を実現するために、みなさまと一緒に努力して参りたいと考えています。

今日参加されたみなさま、さらには日夜、美容と福祉に携わっている全国のみなさまのさらなるご努力を期待しております。



一般社団法人 日本美容福祉学会

理事長 **山 聖 正 義**

目次

第18回学術集会開会にあたって

山野 正義 一般社団法人 日本美容福祉学会理事長……………3

<シンポジウム>

テーマ：「現代社会ニーズへの美容の貢献」

「発達障がい児のためのヘアカット『スマイルカット』」赤松隆滋……………7

「地域と共に歩む高齢者美容の事業展開」杉本剛英……………9

「髪を失った女性と社会との接点を創りだす」廣田純也……………13

<基調講演>

「健康経営の推進について」山本宣行……………16

<研究発表・実践報告>

① 「中小規模事業所（サロン）における健康経営」新井卓二……………21

② 「当院における認知症高齢者への化粧・整容療法の取り組み」坪井千夏他……………22

③ 「訪問理美容事業の新たな価値」佐野美恵子……………28

④ 「高齢者サロンでの『考案シャンプー体操』の紹介とその成果」生山匡他……………33

⑤ 「視覚障害ある当事者が『化粧訓練士』を養成する
化粧訓練士プログラムの評価研究」大石華法……………35

⑥ 「ユニバーサルファッションと衣服イノベーション」
～着衣型ウェアラブルIoT(株)ミツフジ hamon®の事例から～森 秀男……………37

⑦ 「老化とお化粧」あまるめ玲子……………40



＜美容とヘルスケアに関わる展示紹介＞……………42

- ① 八王子ヨガ瞑想サロン Asahi terre yoga
- ② 株式会社 ライフリング
- ③ 公益社団法人 八王子観光コンベンション協会
- ④ 一般社団法人 美容ケア研究所・ふくび
- ⑤ 株式会社 シルバーサポート
- ⑥ 株式会社 オヤノコトネット
- ⑦ 学校法人 山野学苑

＜ポスター発表＞……………43

- 「美容における3D活用の可能性」下家由起子他
- 「官能試験法を用いたハチミツによる匂い抑制効果の判定」山本恵子他

＜美齢学・ジェロントロジー 学ぶ意義・受講案内＞

- 「美齢学・ジェロントロジー 学ぶ意義・受講案内」……………45
- 「ジェロントロジーの新たな地平」(「世界」2018年6月号) 寺島実郎……………46
- 「青山学院大学ジェロントロジー研究所」発足……………50
- 「高齢者よ、大志を抱け」対談＝小泉純一郎・山野正義……………51
- 「介護ビジョン誌インタビュー」山野正義……………53
- ジェロントロジー・オンラインコース・カリキュラム他……………56

＜資料＞

- ① 一般社団法人 日本美容福祉学会 設立趣意書と活動実績……………59
- ② 一般社団法人 日本美容福祉学会 定款……………70
- ③ NPO 全国介護美容福祉協会 定款……………75



シンポジウム司会

木村 康一・山野美容芸術短期大学副学長
秋田 留美・山野美容芸術短期大学教授



研究発表・実践報告司会

五十嵐靖博・山野美容芸術短期大学教授
富田 知子・山野美容芸術短期大学教授

シンポジウム

現代社会ニーズへの美容の貢献

<シンポジスト>



赤松 隆滋 氏
NPO 法人そらいろ
プロジェクト京都理事長



杉本 剛英 氏
バリアフリー美容室
「そら」代表



廣田 純也 氏
株式会社 HEART
代表取締役

座長開会あいさつ 木村康一・山野美容芸術短期大学副学長

これまで日本美容福祉学会では、美容には性や年齢を超えてその方の「生きる」に貢献できる力があることを確認し、研究活動や事業活動を行ってきました。また東日本大震災が起きた際には、ボランティア活動を通して被災された方々の「生きる」にも貢献できることを確認して参りました。

このように美容の力は、あらゆる状況の方々を対象に発揮できると確信しているところであります。

そこで、この度のシンポジウムは、まさに様々な社会ニーズをお持ちの方々を対象に、日々奮闘されている先生方にお集まりいただき、赤松先生には発達障がい児のためのヘアカットの展開、杉本先生には地域とともに歩む高齢者美容の事業展開例、廣田先生には髪を失った女性と社会との接点を作り出す活動のご報告をお願いしております。

皆さまと様々な社会ニーズの存在を共有させていただくとともに、まだ潜在しているニーズへ向き合うきっかけとなりますことを願いまして始めていきたいと思っております。

発達障がい児のためのヘアカット「スマイルカット」

赤松 隆滋（あかまつ りゅうじ）
NPO 法人そらいろプロジェクト京都 理事長

「スマイルカット」知っていますか？

子どもが 笑って

保護者も 笑って

僕たち美容師も 笑う

みんな笑顔の『スマイルカット』

【スマイルカットとは】

発達障がいを持つ子へのヘアカットを「スマイルカット」と名付け、活動を続けている。発達障がい児には様々な行動上の困りごとがあり、椅子にじっと座っていらなかったり、音・におい・痛みなど特定の感覚への反応が過剰に鋭かったり、鈍かったりする子どももいる。そのため理美容室で椅子に座ってのヘアカットが難しく、特に自閉症や感覚・聴覚過敏、多動を示す子どもへのカットは困難である。しかし、私はある時からこの「困った子ども」という見方を「困っている子ども」という見方に変えていった。そうすると子ども一人一人がどこに困っているのかが見えてきて、そこに丁寧に関われば「困った子ども」ではなくなることに気づいた。それどころか、美容を提供する私を最高にハッピーにしてくれた。美容師自身が、ヘアカットのできない人をつくるようでは、美容師とは言えないと思っている。そこで発達障がい児の自宅での保護者によるカットから、理美容室でのカットに変わることを目的に、障がい特性に合わせて絵カードやタイマー・応用行動分析学（ABA）・絵本などを使用し、カットの個別プログラムを子どもそれぞれに段階を踏みながら行っていった。

世の中にはまだまだ、発達障がい児のことを『子どものワガママ』や『親の躰の問題』などの無知からくる誤った偏見や誤解もある。その為に発達障がい児を持つ保護者は周りからの目に遠慮して、保護者の方がお子さんを気軽に理美容室へ連れていけないという現実がある。そんな子ども達が、ゆくゆく理美容室の椅子に1人で座ってカットできるよう個々の歩幅に合わせゆっくりとかかわりを深めてい

くことの大切さを知っていただきたい。

【T くんの実例】

多動症が理由で幼少期お店に断られ、サロンへ行けなくなった T くん。「どんなことをするのか」「どれくらいするのか」見通しを立てて少しずつ練習を重ねることで、美容室で座ってカットができるようになった。初めてシャンプーを体験した T 君は「気持ちいい」と自発的に発言をした。周りの大人達が多動症を理由に T 君の可能性を奪っていたのかもしれない。少しの配慮と工夫で、ヘアカットが受けられるようになる。

視覚からのアプローチ・見通しを持たせていくことの重要性を T 君が教えてくれた。

【スマイルカットのきっかけと広がり】

2010 年より保護者からの依頼で始まった『スマイルカット』ではあったが、1 人また 1 人と口コミで増えていく中、気づけば全国から問い合わせや要望を受けるようになっていた。文部科学省による 2012 年に全国の公立小中学校で約 5 万人を対象にした調査結果では、6.5%が発達障がいの可能性があるという。つまり一クラスに 2 人は「困っている子ども」がいることになる。この子どもたちも、家の近くの理美容室であたりまえに安心して髪が切れるようにしたいとの思いから、2014 年『NPO 法人そらいろプロジェクト京都』を設立。

現在では店舗の他に、総合支援学校・幼稚園・児童館・自宅などの場所でスマイルカットを実施している。年々依頼は増加、現在までのべ 2, 500 名を超える子どもたちのカットにたずさわっている。

啓発活動の一環として、理美容師対象のセミナーや美容専門学生への講演活動を行い、現在全国で 30 店舗以上の理美容室がスマイルカットに取り組んでいる。

【NPO法人そらいろプロジェクト京都の活動】

- ママにもできる！ チャイルドカット講座(地域貢献 子育て支援講座)
- 講演活動(全国での講演会を実施)
- 星髪戦士ピースマン
(発達障がい・スマイルカット啓発のためのオリジナルヒーロー)
- ハピハピカット(貧困の子ども達への支援プロジェクト)
- 絵本『ピースマンのチョコチョコキなんてこわくない!』発刊
DVD制作・えほんらいぶ(絵本の読み聞かせライブ)

尚、提示した事例は個人情報を持定できない形で提示している。

【最後に】

子どもの可能性は無限大。美容師は一人一人の歩幅に合わせ、かかわりを深め、そして子ども自身も練習を積んでいくことでお互いに「スマイル」になるプロジェクトは達成することができる。

そらいろプロジェクト京都のホームページではスマイルカット実施店を掲載している。

登録店舗を増やしていき、髪を切る気持ちよさを当たり前みんなが感じられるように、将来的にはどこのサロンでも受け入れてもらえるよう、この活動を広めていきたい。

発達障がいの子どもは「困った子ども」ではなく「困っている子ども」。

まわりの大人達が困ってしまっはいけない。美容のプロとして、私達にできることは、ただ手をさしのべること。

美容に限らず、あらゆる業種でこの思いが広がれば、誰もが笑顔になれる、そんな素敵な社会になることを願い、活動を続けていきたい。



●星髪戦士ピースマン(発達障がい・スマイルカット啓発のためのオリジナルヒーロー)

地域と共に歩む高齢者美容の事業展開

杉本 剛英（すぎもと たけひで）

バリアフリー美容室そら代表・NPO 全国介護美容福祉協会理事

はじめに

私と美容福祉の出会いは2002年、まだ美容室に勤務しているころ山野学苑から送られてきた「寝たきりの方のカットができます」と書かれた講習会の案内でした。

当時、超高齢社会となる将来に於いて何が必要なのかを学んだとき、訪問美容はもちろんですが、バリアフリーの美容室が必要だと感じ2004年バリアフリーの美容室を開業しました。店舗の立地は駅前ではなく人々が日常生活をしている住宅街にこだわり、高齢者にとっても、また介護者にとっても身近な美容室となるだろうと考え、訪問美容も行いながら現在に至っています。

私が子供の頃、祖母は買い物カゴとエプロン姿で美容室に出かけていたことを思い出します。生活の一部に美容室が存在し、祖母は髪をきれいにすることはもちろん美容室での日常会話を楽しむと併に、地域の情報収集の場として通っていたのだと思います。

そんな地域で暮らす人々が気軽に通える場所となっていた当時の美容室の営業スタイルと生活環境が出店の大きなヒントとなりました。



バリアフリーの美容室をキャッチコピーに、店名もシンプルにし、店内は入口からシャンプースペース、トイレまでフラットな床にこだわり、セット椅子同士の間隔など、空間も広くするように意識しました。また病院や施設のように手すりを張り巡らせることは避け、落ち着いたある内装とし、高齢者や

障がいのある方の専門店ではなく、だれもが利用しやすい空間を意識しました。

開店当初は 一般のお客層が中心でしたが、時間が経つにつれ、車いすや杖歩行でご来店される方も多くなり、来店中のお客様もその様子を見ることで、支え合う社会の必要性を感じていただける空間となっています。

それにともない、お客様に対し注意しなければならない事も多くなりますから、スタッフ全員が共通認識できるよう、NPO 全国介護美容福祉協会の行う美容福祉講習を受講し、その上で登録美容師の集いや、この日本美容福祉学会で技術や知識の向上だけでなく、美容福祉の心を育むことに努めています。このように、多くの学びや情報交換の場があることにより、サロンだけでなく訪問美容の現場においても、お客様はじめ医療や福祉関係者の方々からの大きな信頼につながっていると感じます。

人材教育の場所



このような環境の店をベースにして、地域に対しこれまでの学びをどのように広め、実践してきたのか、3つの取組みについてご説明させていただきます。

美容室ギャラリーで映画資料展

一つ目は、八王子市の天然記念物にも指定されている甲州街道のイチヨウ並木を中心に 二日間行われる「八王子いちよう祭り」での 映画資料展です。きっかけとなったのは、ご近所で映画資料を10万点以上所有している、現在87歳の男性との出会い

<シンポジウム発表 ②>

でした。ある日、挨拶をきっかけに立ち話しをするようになり、幼いころから集めた映画資料を後世に残すための資料館を作ることがその男性の夢だと知りました。

80歳を過ぎても夢を持ち生き生きとされている姿に感銘を受け、美容室をギャラリーにした展示会の提案をさせていただき、2013年11月に第1回目を開催しました。

映画は 現在の高齢者が若いころ唯一の娯楽と言っても過言ではなく、来場者は昔見た懐かしい映画のポスターを眺めながら、ご家族やお友達同士だけでなく初対面の方同士でも思い出話しに花が咲き、毎年楽しみに来場される方も増えました。

映画資料展の開催



ケーブルテレビや新聞にも取り上げていただきました。



周りからは「なぜ美容室で映画資料展なの？」という声もありましたが、準備をすすめる中で美容と

映画のつながりに気付きました。例えば、昭和27年（西暦1952年）にラジオ放送された「君の名は」で流行した「真知子巻き」をはじめ、ショートカットの代名詞でもある「セシルカット」や「ハップバーンカット」、「サブリーナパンツ」など、俳優のファッションやヘアスタイルは、その当時だけでなく現在にも大きな影響を与えていることが伺えます。

それは、美容室に来店されるお客様との会話にも活かされ、私たち若い世代が知らないことを、高齢者ももっと教えてあげたいという心理が働くと、その表情はとてもリラックスされた様子で、長い滞在時間でも話が弾み快適に過ごしていただいています。これは、訪問美容に於いても役立つアイテムで、映画資料展の話から写真をお見せすると、その当手を思い出し、ご家族も知らなかったようなエピソードがでるなど、回想法^{*}的な活用にも効果的でした。（※回想法：過去を語ることで精神が安定し、認知機能の改善も期待できる心理療法）

この男性からは、映画以外にも多くの事を学ばせていただきました。その一つは、高齢者の好みを知るためにはその世代の方から学ぶことが一番だということ、そして人生の中で目標があるということは大きな活力となり、超高齢社会の中では最期まで自分らしく生きるために必要な事だと再認識し、人生経験豊かな方と一緒に取り組めたことは美容福祉を实践するうえで重要であると実感しました。

認知症サポーターケアシステム

二つ目は、「認知症サポーターケアシステム」の推進運動です。

「認知症サポーターケアシステム」とは、「認知症サポーター」と「地域包括ケアシステム」とを合わせた呼び方です。地域包括ケアシステムとは、高齢になって生活に変化があっても、切れ目なく必要な支援を受けながら、地域の中で暮らしていけるよう、医療・介護・福祉の強い連携や地域住民の協力によって、支える仕組みです。その一端を担うために美容師が認知症サポーターとなることで、地域の認知症の人の見守りや支援をするために取り組んでいるものです。

この取り組みは2012年10月、大学コンソーシアム八王子に於いて、山野美容芸術短期大学の学生発表がきっかけとなり、地域美容室が認知症の方の見守り役として協力できるよう、八王子市と八王子美容組合が協力することから始まりました。

現在39店舗で「認知症サポーターがいます」ステッカーの掲示をしています。



これは 2011 年 8 月 NPO 全国介護美容福祉協会主催の「登録美容師の集い」で、初めて認知症サポーター養成講座を受講した後、私の地域でもその必要性を伝えたいと思い、翌年 9 月に八王子市高齢者福祉課と八王子美容組合に協力していただき、八王子美容組合主催での「第 1 回認知症サポーター養成講座」を開催していたことにも関係していました。

ちょうど同時期に行われた大学コンソーシアム八王子にて、山野美容芸術短期大学の学生発表「美容室を拠点とした認知症サポーターネットワークづくりの提案」¹⁾ が八王子市に採用されました。そしてその協力依頼が高齢者福祉課から八王子美容組合へと繋がりこの取り組みとなりました。現在も年に一度、美容組合が主催する「認知症サポーター養成講座」が開催され、現在では市内の 39 店舗で「認知症サポーターがいます」ステッカーの掲示が行われています。

またこの講習を地域包括支援センターにご協力いただくことで「地域包括ケアシステム」につながっています。

このような取り組みを美容室でお客様と会話することにより、認知症に対して不安を抱えた方や、そのご家族が話しやすい雰囲気となり、髪をきれいにしながら、心のケアにも繋がり、お客様にもその必要性を感じていただいています。

当店もそのエリアとなる地域包括支援センターが主催する、認知症ステップアップ講座に参加したところ、定員を多く上回る高齢者の参加に、認知症に対する高齢者の不安や関心の高さを実感しました。これまでお話をさせていただきました、映画資料展と認知症サポーターケアシステム推進運動につきましては、2014 年 9 月に行われた「第 4 回日本認知症予防学会」にて共同研究者を代表して発表させていただきました。²⁾

「ラン伴プラスはちおうじ」に参加

三つ目は 八王子で 4 回目となる「ラン伴プラスはちおうじ」への参加です。

これは、認知症の人と一緒にタスキをつなぐ体験を通して、認知症の人と地域がつながり誰もが暮らしやすい地域づくりを推進する活動で、昨年行われた第 3 回目から参加しています。

これにより医療や福祉関係者とのつながりだけでなく地域の「団地タクシー」と称し、高齢者の外出をサポートしている団体ともつながることができました。このような取り組みも八王子美容組合・理容組合にも協賛していただき、まさに地域の高齢者を支える地域包括ケアシステムのつながりづくりに役立っています。

「ラン伴プラスはちおうじ」
認知症の人と一緒にタスキをつなぐ体験を通じて、誰もが暮らしやすい地域づくりを推進する活動。今年も参加しました！



地域の中での美容室



今年も、八王子美容組合で協賛していただき、より多くの美容室とそこへ通うお客様との会話の中で知っていただくことで、「地域で安心して暮らせる街づくり」への貢献につながるだろうと期待しています。

特に高齢者を対象とした活動としては、主に以下のようなものがあります。

- ① 誰もが利用できる美容室づくりとして「バリアフリーの店舗」の開設
- ② 来店が困難な方に対する「訪問美容」の実施
- ③ 地域コミュニティーの場となる「映画資料展」の開催

<シンポジウム発表 ②>

- ④ 地域的美容室が街の見守りや相談役となる「**認知症サポーターケアシステム推進活動**」
- ⑤ 誰もが暮らしやすい街づくりと地域交流の「**ラン伴プラスはちおうじ**」に参加

このような活動を背景に、日々の営業を行っておりますが、基本となっているのはサロンワークです。一般のお客様はもちろんですが、様々な疾患や後遺症を抱えた方にもご来店いただいておりますから、リスクマネジメントの必要なところは多くあります。それでも私たちは、どのようなお客さまも喜んでご来店いただきたいと思っています。だからこそ私たちは、ていねいにお客様や介助者とコミュニケーションをとり、どのようなサポートと注意が必要なのかを伺った上で施術し、分からないことは常にご本人や介助者に確認するようにしています。これは訪問美容のように、より特殊な場においても同様です。

車いすでご来店のお客様から、こんなお話を伺いました。

美容室への予約の電話で、「車いすでも大丈夫ですか?」と質問したところ、「少々お待ちください」と保留になった時、確認のためとはいえその対応に不安を感じるそうです。

また別の車いすをご利用されているお客様からは、「段差があってもそこに一言メッセージがあったりすると入ってみたいと感じる店もあれば、スロープがあっても入りたくない店があるんですよ」と、教えてくださいました。

このことから、バリアフリーとは、ただ床を平らにするとか、手すりを付けるとかという事ではなく、心にバリアを作らないようにすることだと学びました。

それには知識だけではなく経験も必要です。ご本人とのコミュニケーションが困難な場合でも、ご本人の前でそのご家族や介助者としっかりとカウンセリングし、その結果を再度ご本人に伝えてから施術に入ります。その際注意していることは、その表情や目の動きなどからのメッセージを見逃さないようにする気持ちと観察力を持つことです。

ここ数年で訪問美容を利用される方も増え、「ありがとう」と笑顔を返されたとき、私たちは、サロン以上にそのやりがいを感じると同時に、様々な状況の中で施術しなければならないケースにも、対応し

ていかなければなりませんから、リスクマネジメントの必要性が高まっています。

その為、理美容師だけでなく、そこに関わる家族や多職種・他業種との連携が重要になると考えます。そしてこれからの未来を一緒に支えていく若い世代の人たちにも働き掛けながら、地域全体でお客様が笑顔になれる仕組み作りが必要だと感じます。

今後もお客様の心と向き合う時間を大切にしたい事業展開を行っていきたくと考えています。

リスクマネジメントに対する意識を持つこと



サロンでも訪問先でも個々に対する注意は様々

地域の意識を高める

- ・未来を支える若い世代にも、職場体験や職業講話を通じてバリアフリーの美容室や訪問美容の取組みを伝えている



地域的美容室が街の見守り役として



尚、提示した個人情報に係る写真等は本人の同意を得ており、そのほかは個人が特定できないものを使用しています。

- 1) 高橋理恵 遊佐尚代 2012 「美容室を拠点とした認知症サポーターネットワークづくりの提案」第4回 大学コンソーシアム八王子学生発表会
- 2) 杉本剛英ら 2014 「美容サロンが取り組む認知症予防 八王子市から全国へ」第4回日本認知症予防学会学術集会 1A-9にて発表

髪を失った女性と社会との接点を創りだす

廣田 純也（ひろた じゅんや）

株式会社 Hearts / 代表取締役 Alopecia Style Project Japan / Co-Founder

【株式会社 Hearts の活動と Alopecia Style Project Japan の関わり】

株式会社 Hearts では、通常のサロンワーク以外に次のような活動を行っている。

- ① 訪問美容：高齢者施設、精神科病院
- ② コーディネート：地域包括支援センター
- ③ 講演：中学校、高校、専門学校
- ④ 看取り美容、アピアランスケア、ファッションショー主催など

なぜこのような活動を行うことにしたのか、またそこからなぜ今の活動の形になったのかについて述べる。

数年前から「ソーシャルビジネス」という言葉が一般的になり、ボランティアをしながらきちんと収益をあげてビジネスにする、つまり社会問題をビジネスで解決することに興味をもつようになった。美容師としてヘアサロンで髪を切り流行を追いかけたオシャレ・カッコ良さそして可愛さの追求だけではなくて、社会的にもっと意味があることをビジネスにしたいと思うようになったのだ。

そこで、知り合いから紹介してもらった児童養護施設に行き、ソーシャルビジネスを意識して、社会課題を知るためにボランティア活動の一環として子供達の髪を切ることからはじめた。そうすると今までやっていたヘアサロン業と違って、お金は貰えないがやり甲斐を感じるようになっていた。自分が関わることで施設の子供達にも変化をもたらし、通常であれば緊張されてしまうところ

ろ、ヘアカットを通じて初対面でもとても良い関係が築けるようになったことでモチベーションが上がっていた。

以前からサロンワークをしている時でも、お客様が家族や友人にも相談できなかった事柄でも、鏡を通して私に話をしてくれる方がとても多いことを思い出し、私の強みかもしれないと感じた。

その経験から、美容と精神ケアは近いものがあると思うようになった。例えば前髪を切ったことで明るく前向きになれた子、髪型をヘアワックスで初めてセットしたときに自分の新たな姿に自信を持ち、積極的に行動できるようになった男子学生などだ。

そこで、私の美容師としての技術と経験から、美容と精神ケアを合わせたソーシャルビジネスにしようと思った。

現在は、高齢者の方や精神科病院の患者さんの訪問美容も行っている。また、この活動の重要性を美容を学ぶ学生や多くの人に知ってほしいと感じ、美容専門学校で講師をし、高校での講演や地域活動支援センターで美容講座も開催し、様々な形で啓発活動を広げている。

また、ヘアメイク・ファッションショーでもおしゃれでカッコ良いイベントに参加し、障がいの有無に関わらず子供から大人まで全ての人に楽しんでもらい、自信をつけて貰うように考えた。

(次ページ写真)



これらの活動を通し、私は alopecia style project japan という髪を失った女性たちの団体に活動することになった。

がんサバイバーや脱毛症、抜毛症女性たちの写真展を全国で開催している“生きるを伝える写真展”では、病によって髪を失った方でも「ありのまままで素敵だよ」とメッセージを伝え、周りの方に受け入れてもらえる啓発活動となった。

また、湘南バリアフリーフェスティバル 2018 を開催し、『関わる全ての人が笑顔になる』というサブタイトルのようにあたたかく、笑顔で包み込むような地域を巻き込むイベントになった。

こういった活動の中で重要なことは、会話を楽しみ、丁寧に対応しながら信頼関係を構築することである。それが出来てから一緒にファッションショーやイベントを開催し、モデルになってもらうことやお客様として来て頂けるように良い人間関係の構築を心がけている。

また、ソーシャルビジネスという点では、きちんと経済や経営の勉強もするように心がけている。美容師はサービス業なので独立はしやすいのだが、社会貢献をビジネスにしていくには世の中の動きを把握すること、経営の知識、それから人を巻き込む力も必要だと感じている。

(株式会社 Hearts | 会社のファンを増やすインタビュー記事掲載サイト

<https://www.faninterview.net/interview/872/> 2018.11.参照)



【Alopecia Style Project Japan の主旨】

「髪のない女性の社会的認知をプラスに変える」
髪のない女性は、差別や偏見から、「人間関係に消極的になりがち」である。この根源的問題は世間の無理解にあると考え、それを打破するため、アート・ファッション的にインパクトある表現で美しさを訴求する。ひいては社会の価値観を逆転させるとともに、当事者の自己イメージをプラスに転換させる。

【Alopecia Style Project Japan の活動】

- 1) 表現活動 : 写真展、ファッションショー、パフォーマンスなどのイベント
- 2) 啓発活動 : 講演、SNS、ラジオ等による発信
- 3) 当事者交流 : サロン運営・オフ会開催
- 4) 商品企画 : 当事者向けグッズの企画・販売、子供むけ玩具の企画・発売



【Alopecia Style Project Japan の対象者と課題】

抗がん剤の副作用による脱毛の女性ばかりでなく、自己免疫疾患や精神疾患など様々な原因で、脱毛に苦しむ女性がいる。大人ばかりではなく子供の脱毛も同様である。彼女らの多くは、周囲の視線を気にして自分に自信が持てなくなっている。もちろんこういった悩みに対して、ウィッグで対応することも重要ではあるが、私たちは、ウィッグが隠す行為であり、本来の自分から目を背けることであると考えた。彼女らは隠さなければならない悪い部分があるのだろうか。むしろ、そういった苦しみの中をしっかりと生きている美しさを持っているのではないかと気づいた。

また、そんな彼女たちの周囲の人たち、特に家族にとってもどう接してよいのかわからなくなっている人が多かった。そこで、私たちは隠すのではなく、ありのままの自分で堂々と人生を生きていることこそが美しいと考え、また多くの人にそのようなメッセージを伝えたいと考え、活動を始めた。

【イベント開催の当時者と参加者の声】

・脱毛症 女性（30代）：「髪の毛のことでたくさんのことを諦めてきた。当時のノートにはたくさん『死にたい』を書きなぐってきた。それが、最近はこんなことをやってみたい、あんなこともやってみたい、ということばかりを書くようになった」

ホームページ：

<https://alopecia20.wixsite.com/alopeciastyleproject>



・抗がん剤治療中 女性（50代）：「ウィッグであることを隠していたときには、人の目が気になっていた。でも公表したら周りはとても優しく、心配していたようなこともなくて生きやすくなった」

・イベント参加者 男性（40代）：「綺麗で衝撃的だった。普段は主婦と聞いてびっくりした」

・イベント参加者 女性（30代）：「自分はここまでありのままの姿を晒しているだろうかと自分に問いかけるきっかけをもらった」

尚、提示した個人情報に係る写真等は本人の同意を得ている。

【今後の課題】

美容師である私が、髪を切るのではなく、髪を失った人に美容で関わることは、自分の目指している美容のあり方を考えさせられる機会でもある。髪の毛にはその人その人の人生があり、もちろん髪を切ることや、ウィッグを使うこともときには重要になることもある。しかし、それだけではその人の人生の価値を十分生かしきれないことにも気付かされる。これからも一人一人のお客様を大切にすること、そのために新しい価値観に触れることを恐れず、たくさんの人の考えから学び続けることが重要だと感じている。



健康経営の推進について



山本 宣行（やまもと のぶゆき）

経済産業省商務・サービスグループ ヘルスケア産業課 課長補佐

1 課題と目指すべき姿

我が国の平均寿命は男女ともに80歳を超えており、人類が理想としてきた長寿国をいち早く実現したと言えます。

しかし、図1に示されるように、今後少子化が加速することで全体の人口減少による高齢化率の上昇が深刻になります。

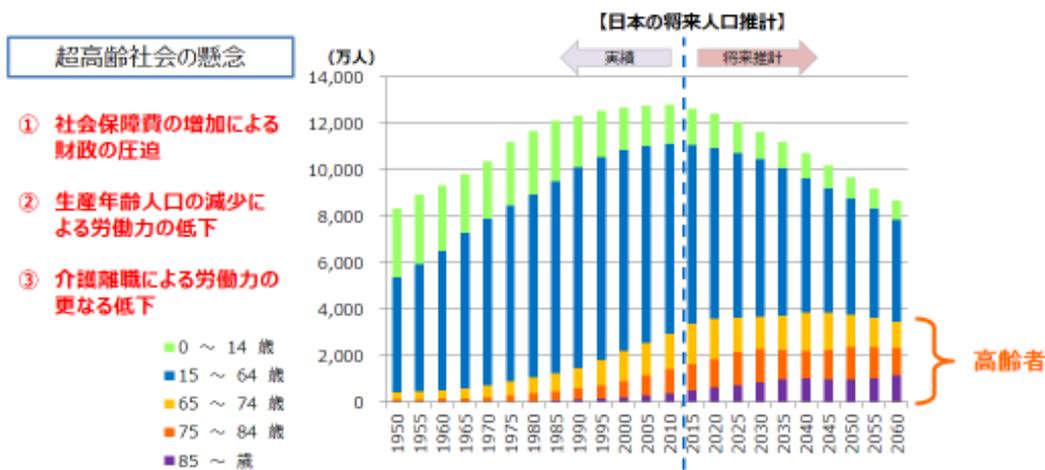
今は学生の皆さんが、これからの社会を支えていきますが、そういった皆さんが自分の能力を最大限引き出し、よりよい環境で働けることは重要です。それによって企業自体の活力も上がり、社会全体の経済の活性化にもつながることになるからです。

図1)

超高齢社会の課題



- 社会の高齢化率が急速に高まる中、社会保障費の拡大が財政を圧迫する要因となるとともに、労働力の減少に伴う経済活動の停滞が懸念される。
- 他方、65歳以上の高齢者人口は横ばい。急速な高齢化は若年層の減少が原因。



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」、総務省「人口推計」より経済産業省が作成

ところで、日本人の平均寿命と健康寿命の差は、女性が約12.5年、男性が約9.0年と、男女ともに10年前後は健康に不安を感じながら過ごしている現実があります。平均寿命が今後も伸びていくことが予想される中、高齢となっても健康な状態を維持していくためには、皆さんのような現役時代から生活習慣に配慮できる環境づくりと、個人の健康維持・増進を支える製品・サービスの創出が必要です。

また、これらに加え、定年退職後も社会参加を継

続しながら最期まで自分らしく生き抜くことのできる「生涯現役社会」を実現するために、仕事やボランティア等を通して地域社会に貢献する機会の創出が求められています。私たちヘルスケア産業課は、まさに今後の社会を支える皆さんを「人財」と考え、健康で活躍できることが健康寿命の延伸にもつながると考えています。また、同時にヘルスケアに地域で関わるヘルスケアビジネスの創出も推進しています。美容に関わる業界も関係しており、その例を図2に示しました。

図2) 地域におけるヘルスケアビジネス創出事業の例【フレイル・認知症予防】

- これまでに実施したビジネスモデル実証事業を「フレイル・認知症予防」という観点から整理すると、例えば、一次予防から、二次・三次予防までの予防策が構築されている。



高齢になると、外出が面倒になってきます。そうすると歩く機会が減少し、歩けなくなってしまうといったことも起こります。そこで要介護状態の方に化粧をすることで、外出したり、買い物に出かけたりするようになり、フレイルや認知症の予防につながるという三次予防として取り組まれています。

また、美容ということでは、図3のようなことも、経済産業省主催で行っています。こどもたちに、フェイシャルエステを人形に行う体験をさせたり、バスポムを創ったりしましたが、一番喜んでいたのはお母さんたちでした。

図3) 経済産業省こどもデー

- 経済産業省こどもデーは、霞が関の府省庁が連携して、施策に対する理解を深めてもらうことを目的とした「こども霞が関見学デー」に合わせて開催。
- エステティック業界から「キレイのスペシャリストを体験してみよう！」を出店いただいた。

NEWS 経済産業省

経産省主催の「こどもデー」で エステティック体験

経済産業省主催の体験型イベント「こどもデー」が8月1、2日に開催され、エステティック業界も「キレイのスペシャリストを体験してみよう！」をテーマに初出店。夏休み期間中の幼児や、小・中学生たちが訪れ、人形相手にエステティックマッサージ体験やお風呂に入れるバスポム作りなどを行い、多くの子どもたちで賑わった。

イベントは、霞が関の府省庁がそれぞれ施策に対する理解を深めてもらうことを目的に実施する「こども霞が関見学デー」に合わせて開催。

イベント当日、フェイシャル練習用のドールを使ったマッサージ体験では、子どもたちはエステティシャンの話に熱心に耳を傾け、エステティシャンの制服を着ての写真撮影も楽しんだ。

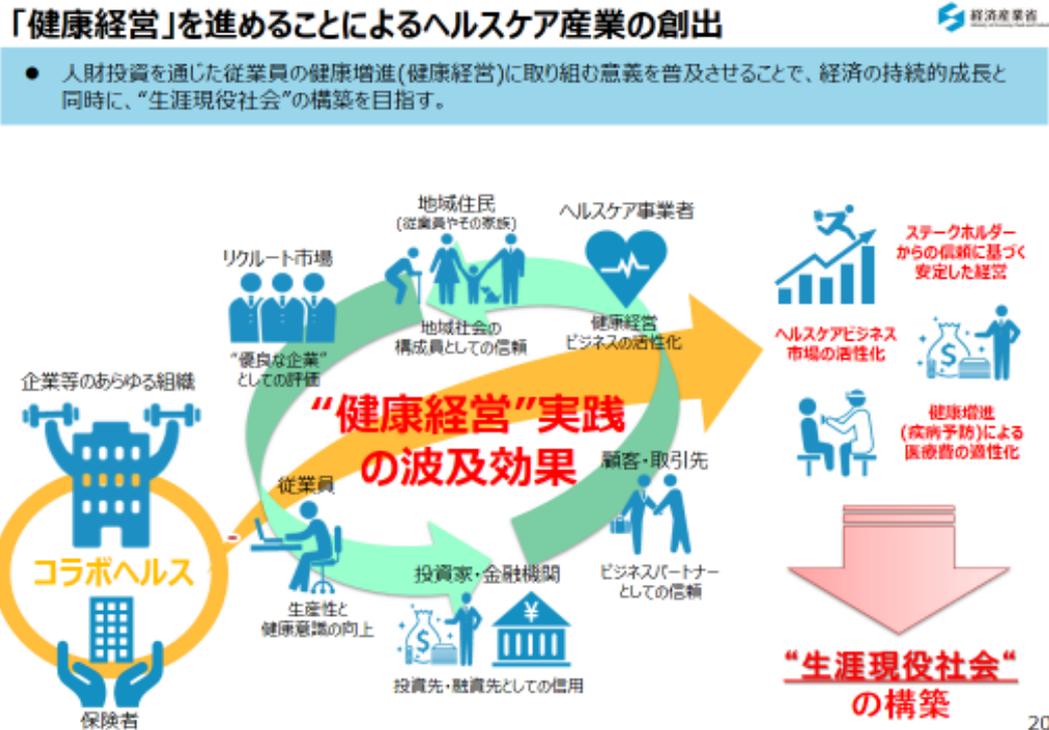
Diet & Beauty No.187 (UBMジャパン株式会社)

本日の健康経営に関わることとしてキャリア形成の仕組みづくりも重要です。これは厚生労働省の取組みとはなりますが、職業能力評価基準のポータ

ルサイトでは、エステティック業の基準も公開されています。

2 「健康経営」とは

図4)



先に述べましたように、経済産業省では現役時代の多くの時間を過ごす職場で、個人が健康維持・増進に取り組むための環境づくりとして「健康経営」の普及に力を入れています。健康経営とは、「従業員の健康の維持・増進への取組が、従業員の意欲や生産性を向上させ、結果的に企業の業績向上等に繋がる」という経営戦略の考え方です。

「健康経営」の実践は、健康に意識の高い企業と

いう評価や従業員の生産力につながるばかりでなく、図4で示したように企業などの組織やヘルスケアビジネスに波及効果が期待できます。その結果投資家やビジネスパートナーの信頼を得ることも期待できます。また、これは皆さんの職場としてだけでなく、この循環により、美容がヘルスケアビジネスと考えると皆さんのビジネス市場が活性化するという事です。

図5)

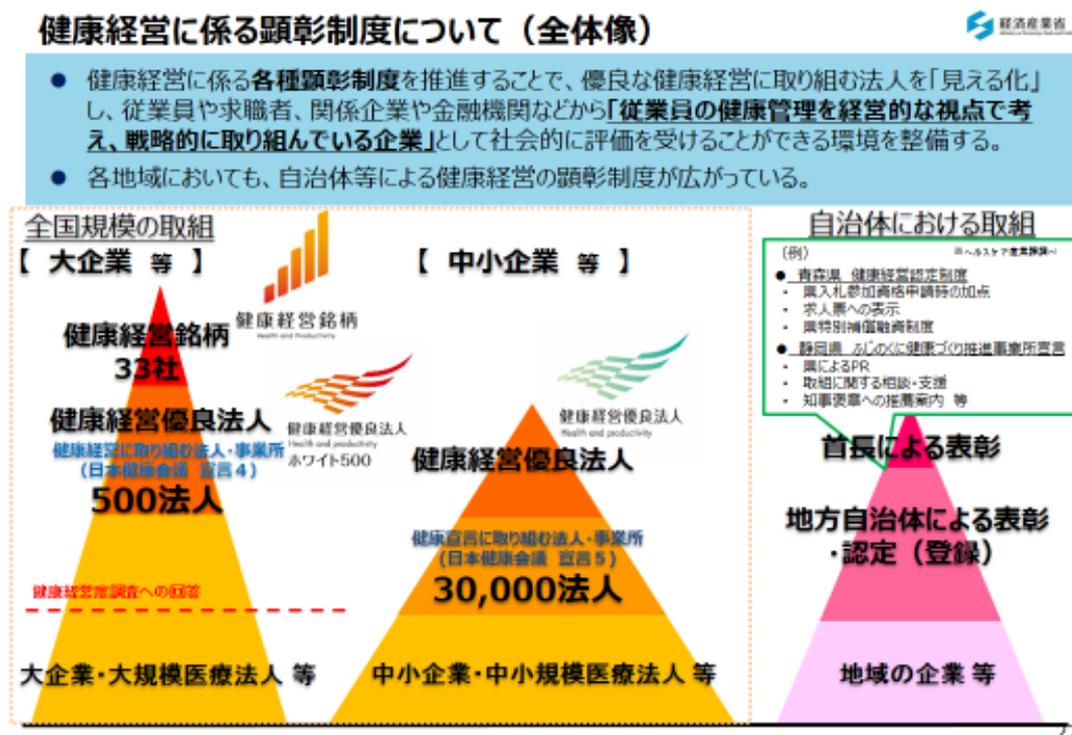


図5)で示しているように、具体的な施策として、2015年から、東京証券取引所と共同で上場企業を対象に「健康経営銘柄」の選定を実施しています。これは、経済産業省が実施する健康経営度調査に回答した上場企業の中から健康経営に積極的に取り組む企業を業種（全33業種）ごとに一社ずつ顕彰するものです。

また、健康経営銘柄に加え、2017年から新たに、「健康経営優良法人」認定制度を開始しました。これは、日本健康会議との連携の下、「大規模法人部門（通称ホワイト500）」と「中小規模法人部門」の2部門に分けた上で、健康経営に積極的に取り組む法人（非上場企業、医療法人等を含む）をより広範に認定・公表する制度です。

3 健康経営の効果とは

健康経営銘柄選定企業から伺ったメリットとしては「投資家等への情報発信」や「社内における行動変容」、「社内外の前向きな反響」などがあり、よい人材の確保ができるようになったなどの声もありました。

また「健康経営優良法人」に認定による変化・効果を調査した2018年のアンケート結果は「自社内での意識の高まり」が最も高く、「企業イメージの向上」、「コミュニケーション等の向上」、「労働時間適正化や有給取得率の向上」が共通して上位を占めていました。

健康経営の企業価値としては、例えば、ジョンソン・エンド・ジョンソン（J&J）で75年前に作成された”Our Credo”では、全世界のグループ会社の従業員およびその家族の健康や幸福を大事にすることを表明しています。同社では、健康経営に対

する投資1ドルに対するリターンが3ドルになるとの調査結果も出しています。

健康経営と労働市場の関係性（平成28年度調査の結果）としては、就活生及び就職を控えた学生を持つ親に対して、健康経営の認知度及び就職先に望む勤務条件等についてアンケートを実施しています。就活生は「福利厚生の実度度」・「従業員の健康や働き方への配慮」との回答が4割を超え、親では「従業員の健康や働き方への配慮」・「雇用の安定」が4割以上を占める結果となりました。

「従業員の健康や働き方への配慮」は就活生・親双方で特に高い回答率となっています。併せて、就活生が親の意見を参考にするか否か調査したところ、7割が考慮すると答え、就職先を検討する上で親が持つ企業イメージ・情報が重要な要素を占めることが分かりました。

4 健康経営における女性の健康の取り組み

健康に対する取り組みは、メタボ対策が中心でしたが、日本の全従業員数のうち約44%(2016年)を占める女性の健康に対する取り組みを増やすことで、企業の更なる活性化につながるのではないかと考えています。

例えば、女性特有の月経随伴症状などによる労働損失は4,911億円と試算されています。健康経営を通じて女性の健康課題に対応し、女性が働きやすい社会環境の整備を進めることが、生産性向上や企業業績向上に結びつくと考えられています。

ところで、女性の健康課題が労働損失や生産性等へ影響していること等の情報について、男性や管理職だけでなく女性自身の知識不足も課題となっています。健康に関わる知識の高い女性の方が仕事のパフォーマンスが高いという調査もあり、企業の生産性において女性の健康に関わる知識が重要となっています。

また、女性従業員の約5割が女性特有の健康課題などにより職場で困った経験があると言っており、そのうちの多くが月経痛や月経前症候群によるものです。しかし管理者では約4割が女性特有の健康課題への対処に困っていると回答しながら、最も多いのはメンタルヘルスと考えていることがわかりました。

そして、女性向けのサポート整備状況について、女性活躍の流れによりワークライフバランス関連の取り組みは比較的進んできていますが、女性特有の健康課題に対する取り組みは制度整備状況や認知度が低いことが明らかになりました。女性従業員

が会社に求める女性特有の健康課題や症状、妊娠・出産等におけるサポートとして、「会社による業務分担・適切な人員配置」や、「両立のための休暇制度や柔軟な勤務形態等のサポート」、「上司等部署内コミュニケーション」が挙げられています。

一方管理職は、「男性には分からない女性特有の症状に的確にアドバイス出来ない。」「妊娠をすると周囲が『無理させられない』と感じ、重要な仕事は渡せないという気持ちになってしまう。」などの声があり、外部専門家のサポートを求めているということが考えられます。

以上のことから、今後女性の健康について以下の施策を実施することで、病気等による休職や離職の防止や生産性の向上、帰属意識の向上等、健康経営の効果が現れるのではないかと考えられます。

- 1) リテラシーの向上：研修の中で女性の健康について取り上げることで、女性従業員も自分たちの健康に対する対処方法を知り、男性従業員や管理職も同僚や部下への接し方を知ることができる。
- 2) 相談窓口の設置：女性従業員がちょっとした不調を相談したり、管理職が部下の健康状態を見ながら対処方法を相談することができる。
- 3) 働きやすい環境：テレワークや休暇の整備、シフト改善等の制度を整備し、管理職や男性従業員も含めて実践することで、女性従業員がそれぞれの健康状態に合わせた柔軟な働き方ができる。

5 健康経営の取組に対するインセンティブ等

地域の銀行等において健康経営に連動したインセンティブの検討も進められており、例えば、健康経営優良法人を取得した中小企業に対して低利融資を行うといった取組も増加しています。今後もこれらの顕彰を継続しつつ、健康経営への取組を効果的に推進していくとともに、大学等と連携して、健康経営の経営面への効果の立証等にも取り組んでいくことにしています。

経済産業省では、健康経営の更なる推進と定着化に向け、特に中小企業等に対する健康経営の普及に

注力します。具体的には、健康経営の認知度や実践度に関わらず、健康経営と企業業績等の関係性等に関する分析等についての共有を図ることにより、健康経営の更なる普及と定着化に取り組んでいきます。

中小規模事業所(サロン)における健康経営

新井 卓二 (あらい たくじ)

経済産業省 地域ヘルスケアビジネス創出アクセラレーター



日本は、生産年齢人口の減少による労働力全体の低下や年金や保険財政の圧迫等による定年延長等の社会背景、またうつ病等の精神疾患患者の増加や法律違反による「ブラック」企業の増加等の労働者背景や環境により、「健康経営」の社会的重要性が年々高まっている。そこで政府は、「日本再興戦略 2016」において「『戦後最大の名目 GDP600 兆円』の実現を目指していく」施策として、「世界最先端の健康立国へ」を掲げ「『健康経営』が保険者や企業に定着しつつある」と言及している。

経済産業省は、2017 年度より日本健康会議と共催で、健康経営優良法人認定制度を大規模法人部門(ホワイト 500)と中小規模法人部門を開始した。初年度の 2017 年度は、大規模法人部門(ホワイト 500)で 235 法人、中小規模法人部門 318 法人が認定し、翌年の 2018 年度は、大規模法人部門(ホワイト 500) 541 法人、中小規模法人は 776 法人となっている。

大規模法人部門(ホワイト 500)は、2018 年度の上場企業の回答企業数が 726 法人となり上場企業の約 5 社に 1 社が回答した計算になり、上場企業を中心に大規模法人に浸透していることが伺える。

一方 2018 年度の中小規模法人部門の認定は 776 法人となり、2017 年版中小企業白書によると日本において中小企業は全業種の 99.7%の 380.9 万社となっており、1%にも満たず現状では浸透していないことが伺える。更に、小規模事業者(従業員/製造業その他 20 人以下、卸売業&サービス業&小売業 5 人以下)に至っては、全業種の 85.1%の 325.2 万社があるが、認定数からも全く健康経営に取り組みされていないのが現状である。

健康経営は、健康経営研究会によると「従業員の健康増進を重視し、健康管理を経営課題として捉え、その実践を図ることで従業員の健康の維持・増進と会社の生産性向上を目指す経営手法のこと」であり、従業員数が少ない小規模法人は、社員の健康被害による影響が大きく、場合によっては法人の存続にまで影響を与える可能性がある。

今回は、法人向け出張リラクゼーションを都内で展開し、また新宿御苑にてリラクゼーションサロンを運営している中小規模法人の株式会社 VOYAGE(新宿/従業員数 15 名)の事例を報告する。株式会社 VOYAGE は、2017 年度 2018 年度と 2 年連続で前述の健康経営優良法人認定を受けており、また東京都の官報を始め幾つかのメディアにも先進的な中小法人の健康経営の取り組みとして紹介されている。大規模法人に比べ資金力や人的資本に劣る中小規模法人として、お金や時間をかけない健康経営に取り組む際のポイントや、取り組んだ結果得られたイメージUPやリクルート効果等の期待される効果も紹介する。

特にリクルート効果においては、中小企業の人材難が深刻化している昨今、重要性が増している。また就職する大学生側から見ると、人生 100 年時代の到来により、高齢者になっても働く将来が予見されており、長く働く際の基礎になる健康増進や管理が一段と大切なキーワードになりつつある。今回は就職する学生側のデータも用いて中小規模法人の健康経営の最前線を紹介する。

健康経営とは

健康経営研究会
従業員の健康増進を重視し、健康管理を経営課題として捉え、その実践を図ることで従業員の健康の維持・増進と会社の生産性向上を目指す経営手法のこと。

経済産業省
従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践すること。

健康経営研究会

SPORTS YELL COMPANY

TOKYO 健康経営研究会

会社案内

健康経営優良法人 2017
Health and productivity

OFFICE RELAXATION
Voyage
~癒しの場へ、あなたの会社へ~

健康経営優良法人 2018
Health and productivity

当院における認知症高齢者への 化粧・整容療法の取り組み



坪井千夏（発表者＝つばい ちか）¹⁾

小林直樹¹⁾ 藤原千枝子²⁾ 前川賢治^{1) 3)}

1. 特定医療法人万成病院歯科， 2. ひかりカットサービス
3. 岡山大学大学院医歯薬学総合研究科インプラント再生補綴学分野

緒言

老化による口腔・顔面領域の機能的・外見的变化は、社会活動性の低下を招く一因であると報告されています^{1,2)}。日本老年医学会は、老化に伴う様々な機能変化や予備能力の低下によって健康障害に対する脆弱性が増加した状態のことを「フレイル (Frailty)」とし、身体的な問題のみならず、精神・心理的、そして、社会的な問題を含む概念として、近年、特に注目されています。最近になり、口腔領域におけるフレイルの存在も明らかになり(図1)、オーラルフレイルは社会的フレイルと密接に関わっていることも明らかになっています³⁾。筆者らは、このフレイルの概念に外見的な問題も含め検討を加えました。

肉量減少による筋力低下)、歯の喪失がもたらす食生活の変化や偏食によって生じる皮膚機能(保水機能、角質水分量、皮膚弾力性、爪の性状)の変化、そして摂食嚥下障害による低栄養や脱水、これらの要因も顔面の外見的变化に関与すると考えられます。見た目の変化はネガティブな自己イメージにつながりやすく(精神・心理的フレイル)、人と会うことが消極的になるなど、社会活動性の低下(社会的フレイル)を引き起こす要因となると報告されています^{1,2)}。一方、ADL 低下のため美容院へ行けない、手指の巧緻性低下、握力低下、視力低下により化粧行為が困難になる、観念失行のため化粧道具の使い方や手順がわからない、これらの要因も、美容・整容に対する関心を低下させる結果、社会的フレイルを高めると考えられます(図2)。

図1：フレイル (Frailty)

老化に伴う様々な機能変化や予備能力低下によって健康障害に対する脆弱性が増加した状態 (一般社団法人日本老年医学会)



3. Shunsuke Minakuchi, et. al. : Oral hypofunction in the older population: Position paper of the Japanese Society of Gerodontology in 2016, *Gerodontology*, First published: 08 June 2018

図2：フレイルと外見的变化



1. Leeann R. Donnelly, Michael I. MacEntee. : Social interactions, body image and oral health among institutionalised frail elders: an unexplored relationship, *Gerodontology* 2012; 29 : e28-e33.

老化に伴い、前額部の水平皺、眉毛の脱毛、上眼瞼陥凹、眼瞼下垂、皮下脂肪の萎縮による皮膚の下垂、表情筋の萎縮、皮下組織の支持力低下、頬骨下部の陥凹、老人性色素斑、そして、ほうれい線など、外見的フレイルとも言える要因が口腔・顔面領域に生じます。加えて、高齢期におけるサルコペニア(筋

すなわち、社会的フレイルを高める要因としては、身体的な機能低下および外見的变化に起因する心理的要因が大きく影響し、特にコミュニケーションの要となる顔や口の変化の影響力は大きいと考えられます。

高齢者の社会的孤立と化粧・整容療法

近年、65歳以上の高齢者のいる世帯の割合は上昇し続け、「単独世帯」と「夫婦のみの世帯」を合わせると58.2%と半数を超えています。そのうち「単独世帯」は友人や地域との繋がりがなければ孤立しやすく、また、「夫婦のみの世帯」でも、どちらかが死亡すると単独世帯となります(内閣府・平成30年版高齢社会白書)。このように、配偶者との死別や社会的役割の喪失といった様々な喪失体験から生じる高齢者の心理的・社会的孤立は、生きがいの低下や孤独死を招き、国内外で深刻化する社会問題として提起されています。このような現状に対して、歯科衛生士は、医療関係者として口腔衛生管理にとどまらず、美容関係者と連携して口腔も含めた顔面領域にまで視野を広げ、外見を整える「化粧・整容療法」によって高齢者の心の健康や社会活動性の回復にも貢献できる可能性が示唆されます。

一方、本療法で行う顔面皮膚のクレンジング、保湿、マッサージ等のスキンケアは、口腔機能である唾液分泌の促進や口腔周囲筋の活性化に良い効果が期待できることから、歯科医療関係者と美容関係者との連携は、口腔健康管理においても重要であると考えられます。

目的

高齢者の主観的健康感や抑うつ傾向の維持改善⁴⁾、認知機能やQOL、免疫機能の改善⁵⁾等の効果が報告されている化粧・整容療法を、美容福祉師と連携して実践し検討を加えた結果、および老年医学における新たな研究分野の可能性について考察を加えました。

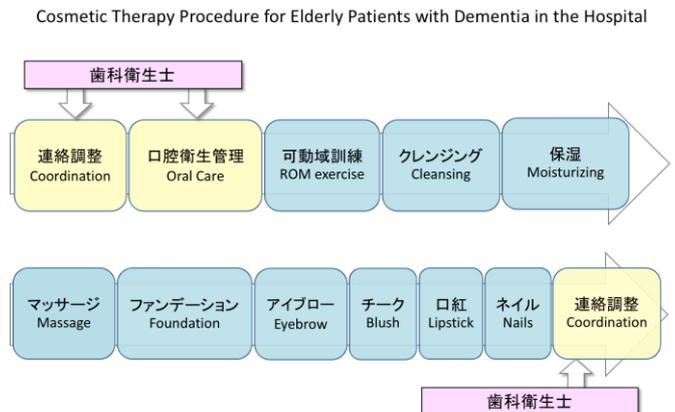
対象および方法

当院または併設の介護老人保健施設に入所中の高齢者で、精神科医および皮膚科医が入院治療に影響ないと判断した女性認知症高齢者(16名、平均年齢83.3±8.7歳、CDR 2.31 ± 0.60)を対象としました。介入期間は、2016年1月～4月、週1回、3ヵ月間、歯科衛生士と美容福祉師とで本療法を実施し、実施期間終了後に対象者の看護、介護にあたる職員36名に対してアンケート調査を行いました。

病院における化粧・整容療法プロトコール

当院における化粧・整容療法のプロトコールを図3に示します。

図3 病院における化粧・整容療法



特徴としては、本療法が病院内でスムーズに遂行できるように調整するコーディネーター的な役割を歯科衛生士が担っている点です。歯科衛生士は、対象者と家族に説明を行い、了承を得た後、病棟師長、美容福祉師へ連絡をして日時と場所を決定します。当日は、患者のバイタルに問題がないことを確認した後、患者を誘導し、口腔衛生管理や義歯の装着を行います。その後は、美容福祉師と一緒に対象者への化粧動作の説明や介助などを行います。終了後には、化粧やネイルを落とす時間を病棟看護師へ伝達します。

美容福祉師と歯科衛生士による化粧・整容療法の実際

口腔衛生管理、義歯の装着を行い、口腔周囲筋のマッサージや頸部・肩部の脱感作・リラクゼーションを図ります。次に、上肢・肩関節の可動域訓練を行います。肩関節に制限があると、整容動作が障害されるため、上肢の挙上、肩関節の伸展や外旋運動を積極的に行います(図4)。

図4：上肢・肩関節の可動域訓練



図説：肩関節に制限があると、整容動作など日常生活動作

が障害され、高齢者では閉じこもりの要因となる場合もある。上肢の挙上、肩関節の伸展や外旋運動を積極的に行う。

クレンジングでは、手指、爪、顔面、頸部、耳介の清拭を行います。スチームタオルを顔面に載せ、軽く押さえてから清拭を行います。蒸気により乾燥した顔面皮膚の毛穴を開き、次のステップで行うマッサージジェルによる保湿効果を高めておきます（図5）。

図5：手指、爪の清拭、顔面のクレンジング



図説：ウェットティッシュで手指、爪を清拭した後、クレンジングシートを用いてクレンジングを行う。スチームタオルを顔の上に置き、軽く押さえてから顔面を清拭する。蒸気により乾燥した顔面皮膚の毛穴を開き、マッサージジェルによる保湿効果を高めておく。

保湿、マッサージでは、保湿成分含有のマッサージジェルを用いて、顔面、顎下部、頸部の筋走行やリンパ節を意識しながらマッサージを行い、顔面の皮膚血流を増加させます（図6）。

図6：顔面皮膚の保湿マッサージ



図説：保湿成分含有マッサージジェルを、前額部、頬骨部、鼻部、オトガイ部につけ、両手で顔を洗うような動作で全体に伸ばす。特に、眼輪筋、笑筋、口輪筋の筋走行や浅・深耳下腺部・耳介後方・顎下部・頸部に分布するリンパ節を意識しながらマッサージを行い顔面皮膚血流を増加させる。

そして、ファンデーションを塗って、アイブローを行い、チークを入れ、リップ、ネイルを塗って（図7）、最後にヘアスタイルを整え仕上げとします。リップサポートには義歯の装着が重要になります。

図7：リップ、ネイル



図説：口唇の乾燥や前歯部欠損により口唇の膨らみが失われることで口唇に皺が生じる。義歯を装着した後、綿棒で口紅を取り、口唇を閉じた状態で輪郭を整えてから内側を塗りつぶす。口角を描く時は、指で口角を上げるようにして押さえ、口角が上がった唇に整えると他者に好印象を与える。最後にヘアスタイルを整える。

結果と考察

アンケート調査結果から、職員の接遇マナーや介護負担度にも影響を与える可能性が示唆されました（図8）。

一方で、化粧やネイルは顔色や爪の色の観察によるチアノーゼや貧血の判別に支障となりうることや、マニキュアの塗布が血中酸素測定に影響することがあるなど、解決すべき課題も存在します。今回採用した顔面マッサージを含む本療法は、表情筋や咀嚼筋群、および唾液腺の活性化も期待できることから、今後はこれらの問題点の解決策の模索と併行して、口腔機能管理と化粧・整容療法を組み合わせた介入が、口腔機能、認知機能などに与える影響を検討したいと考えます。

また、本療法に関与する職種は、主として医師、看護師、介護福祉士、臨床心理士、美容福祉師、理容師、言語聴覚士、そして歯科医師、歯科衛生士であることから、これらの職種と共同で研究することで、老年医学における新たな研究分野の展開が期待できると考えられます（図9）。

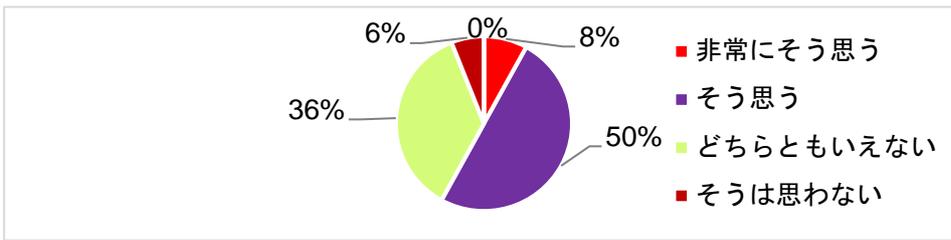
今後、病院における本療法による医療経済効果に関する研究を行い、美容福祉師の医療現場への導入に貢献したいと考えます（図10）。

倫理的配慮

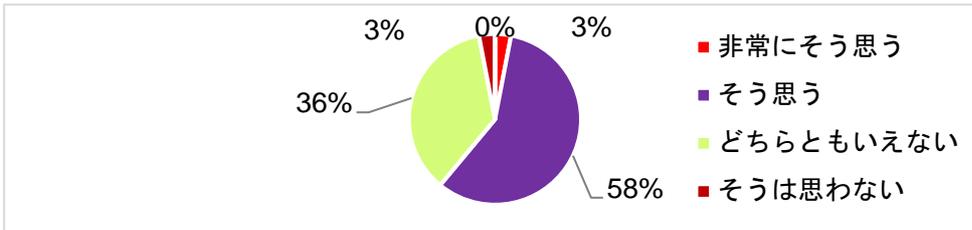
本研究を行うにあたり、対象とした高齢者及び職員には説明と同意を得ています。また、調査結果は、個人の特長ができない表記をしています。

図 8:

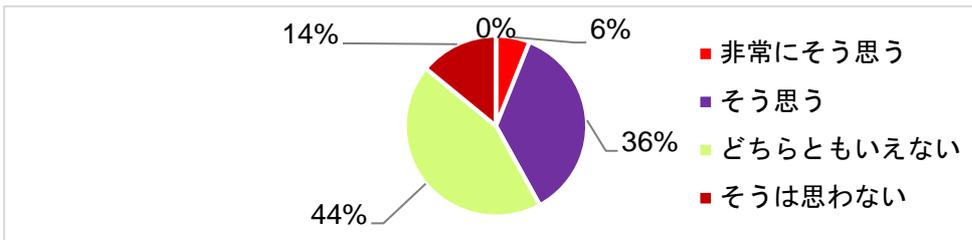
ア 化粧療法の実施期間中、職場に笑顔が増えたと思いますか



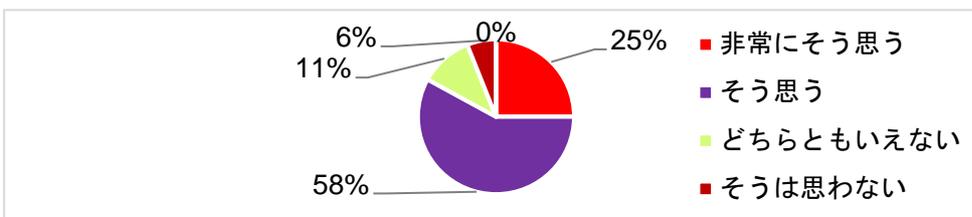
イ 化粧をした患者を褒めた時、仕事にやりがいを感じましたか



ウ 化粧をした患者を褒めた時、あなたの接遇マナーに変化がありましたか



エ 化粧療法は、人としての尊厳を守るための一つの行為だと思いますか



オ 美容師による化粧療法は、当院に必要と思いますか

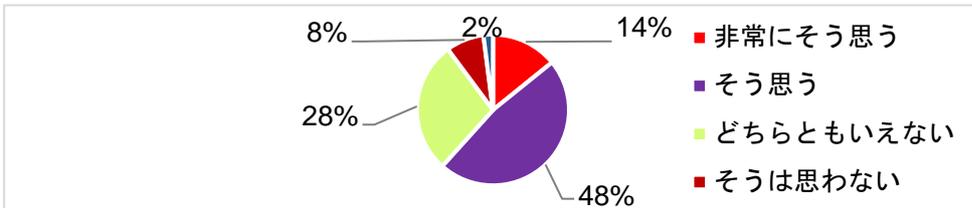


図 9

老年医学における新たな研究分野の可能性	
1. 口腔健康管理や摂食機能療法の新たな展開	
	・ 歯科衛生士による口腔健康管理に美容福祉師の化粧・整容療法を加えた新たな療法の開発
	・ 摂食機能療法による栄養状態の改善が、顔面皮膚水分量、皮膚弾力性、爪の状態、スキンケアに与える効果に関する研究
2. 顔面皮膚水分量、皮膚弾力性と口腔内環境との関連性	
	・ 顔面皮膚の保水機能、角質水分量、皮膚弾力性と口腔内環境との関連性
	・ 乾燥した口腔粘膜と顔面皮膚の両部位で使用が可能な保湿マッサージジェルの開発
	・ 異食行為のある認知症高齢者が口に入れても安全なマッサージジェル、化粧水、口紅の開発
3. 高齢者における「見た目」と口腔機能との関連性	
	・ 口腔機能と顔面の皺、皮膚弾力性、ほうれい線との関連性
	・ 口腔機能訓練による「見た目」の改善が、心理的well-beingに与える影響
4. 病院における化粧・整容療法による医療効果と経済効果に関する研究	
・ 医療収益の増加：	平均在院日数の短縮，病床利用率の向上，紹介率の向上
・ 医療費用の削減：	医療材料費の削減，感染対策費の削減，医療費の削減，抗認知症薬の投与量削減
・ 医療安全への貢献：	医療事故，ヒヤリハットの減少
・ 医療の質的向上への寄与：	治療成績の向上，薬剤に対する副作用の緩和，認知症の行動・心理症状(BPSD)の軽減
・ その他：	患者・家族の満足度の向上，職員の接遇マナーの向上，職員の介護負担度の軽減

図 10

病院への化粧・整容療法の導入	
	The Strategies to diffuse the Cosmetic Therapy to the Inpatients at the Hospitals
1. コーディネーターである歯科衛生士は美容福祉師と連携する。	
2. 化粧・整容療法による医療経済効果に関する研究を、美容福祉師、医師、歯科医師、看護師、臨床心理士、歯科衛生士、言語聴覚士と連携して行う。	



参考文献

1. Leeann R. Donnelly, Michael I. MacEntee : **Social interactions, body image and oral health among institutionalised frail elders: an unexplored relationship**, *Gerodontology*, 2012; **29** : e28-e33.
2. Leeann R. Donnelly, Laura Hurd Clarke, Alison Phinney and Michael I. MacEntee : **The impact of oral health on body image and social interactions among elders in long-term care**, *Gerodontology*, 2016; **33**: 480-489.
3. Shunsuke Minakuchi, et. al. : **Oral hypofunction in the older population: Position paper of the Japanese Society of Gerodontology in 2016**, *Gerodontology*, First published: 08 June 2018.
4. 河合 恒, 猪股 高志, 大塚 理加, 杉山 陽一, 平野 浩彦, 大淵 修一 : 化粧ケアが地域在住高齢者の主観的健康感へ及ぼす効果-傾向スコア法による検証-.*日老医誌* 2016;53:123-132.
5. 野澤 桂子, 沢崎 達夫:化粧による臨床心理学的効果に関する研究の動向. *目白大学心理学研究* 2006;2: 49-63.

訪問理美容事業の新たな価値

佐野美恵子（さの みえこ）

訪問健美美容・すぎなみ



1 はじめに

2015年4月、「訪問健美美容・すぎなみ」を発足。「訪問健美美容・すぎなみ」は、NPO 全国介護美容福祉協会に所属する杉並区とその近郊に在住する登録美容師(現在 10名)が中心となり、杉並地域を拠点として、訪問理美容事業を展開している。

訪問理美容とは、理美容師法では「出張理美容」と表記されており、理美容所以外の場所で業を行うもので、従来は婚礼や疾病等の理由により理美容所に行けない人に対して行うものと規定されていた。

私たちは、理美容所を中心とした「出張」という表現を、お客様中心とした「訪問」と呼んでいる。ところで、近年従来の対象以外にも様々な身体的な理由や家庭の状況で理美容所に行けない人たちの訪問理美容へのニーズが高まり、平成 28 年より対象の規制緩和¹⁾がされた。市場ニーズの高さから、理美容事業者の訪問理美容への参入が増えているが、料金やサービス内容に差があるといった訪問理美容市場への課題も見えてきている。

そこで、私たちは様々な課題を通して訪問理美容のあり方を改善すべく取り組み、現在一定の成果を得ているため報告する。

2 杉並区の高齢化率と商店実態調査による区民ニーズの変化

杉並区の行政情報によると、平成 30 年、人口 568,631 人、男性 272,704 人、女性 295,927 人、高齢化率(65 歳以上) 21.1% (各種老人ホーム 70 施設)。厚生労働省の介護保険事業状況報告によると、要支援認定者数 7,555 人、要介護認定者数 17,000 人となっている。そうした中、杉並区の商店実態調査によると、杉並区は地域内の理美容所の利用が多い地域で、客層の高齢化に対して 2007 年頃から来店困難者や高齢者ニーズについての対応が望まれてきていた。²⁾

3 訪問理美容事業化の重点課題

訪問健美美容・すぎなみは、訪問理美容事業化にあたり、杉並区の現在の人口状況を踏まえ杉並区とその近郊で生活に支援や介護が必要な方はもちろん、すべての方を対象にお一人お一人が日々の生活の中で美容を通して「より美しく」「より健やかに」年齢を重ねていただけるように、その人らしさが輝く質の高い美容と心地よい環境の場づくりを構築することを目的とし、メンバーとは以下の 3 つの課題を共有している。

課題 1. メンバー各自の質の向上について

課題 2. 事業内容の質の向上について

課題 3. 安心、安全な商材の選別について

それぞれの内容については図 1) から図 4) に示した。また、この課題に対して、協力いただいている事業所や団体を、図 5) に示した。

図 1) 課題 1

課題 1. メンバー各自の質の向上について

- ・山野学苑主催 美容福祉技術講習修了認定者
- ・NPO法人全国介護美容福祉協会登録理美容師
- ・定期的な研修会に参加(講師育成)
- ・各部門における共同研究会に参加
美容福祉事業研究センター様(エビデンスの共有)

図 2) 課題 2

課題 2. 事業内容の質の向上について

- ・訪問先には支援職員、福祉従事者、医療従事者が一体となり美容チームを構成していただくことを前提とし、連携、協働、共創による訪問理美容の取り組みを行う
- ・美容チームとはお客様お一人お一人の課題について挙げ、その人らしさを引き出す美容を導きサービスを提供する。「美しいと感じる価値観を共有」する。
- ・お客様と美容チームと訪問健美美容・すぎなみが、お互いに高め合う関係性を構築する

図3) 具体的内容

具体的には・・・

①美容カルテを作成

ポイント

お身体に不自由がある方の情報や、お客様一人一人の**幸せ感、美意識を知る**

- ・美容歴について（生活歴）
- ・個々の身体面、精神面の課題について
- ・日々の生活状況について
- ・好みのヘアスタイル、カット前後の写真
- ・ご家族の要望について

★各々術者の立ち位置で記入し情報を共有する



②リスクマネジメントを行う

ポイント

お客様の尊厳を重視することを大前提に、安全性の確保と事故の予防を目的とする。また、理美容師の法的責任の回避、軽減を意識した取り組みとする。

- ・お客様一人一人の身体面と精神面の課題について

リスクアセスメントを行い、リスクへの対応を行う

ヒヤリハットや美容チームからの情報を整理して的確に分析し細心の注意と配慮で施術に臨む。

★訪問理美容現場の**専門性や質の向上**に繋げる。



③施術場所を美容室仕様に設える

ポイント

新たな社会性の回復の場となることを目的とした取り組みとする。

- ・携わる側も共に輝ける場とする。
- ・おもてなしの心で**新たな生活の場となる環境**を設える

★訪問理美容サービスから**理美容室**へ



図4) 課題3

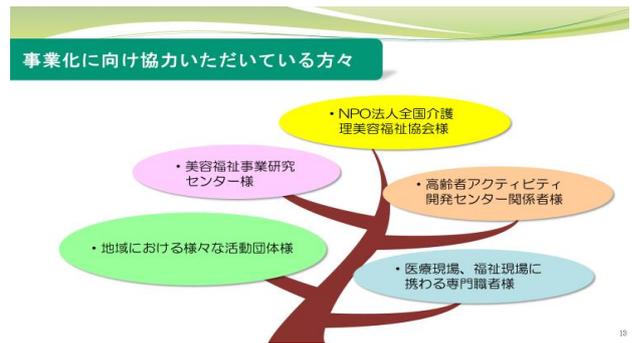
課題3. 安心、安全な商材の選別について

可能な限り**エビデンスに裏付けされた商材の活用**

- ・頭髪や皮膚の状態、身体の状態、季節や生活環境等に応じ、可能な限りエビデンスに裏付けされた商材を選別して使用する。
- ・衛生面の管理を行う

- ★商材の確かな価値をお客様と共有する
- ★信用、信頼に繋げる

図5) 事業化に向け協力いただいている方々



4 現在までの契約先(訪問先)とメニュー

図6) 契約先

4. 現在までの契約先(訪問先)



	・重症心身障がい者センター様 訪問美容 & 美容講座
	・介護付き有料高齢者施設様 訪問美容 & 美容講座
	・デイサービス様 美容講座
	・グループホーム様 訪問美容
	・在宅 訪問美容 (ケアマネジャー8名)

契約先は、図6) に示したとおりであるが、そこで行っているサービスについては、主に以下の通りとなっている。

- ・重症心身障がい者センター様：カット、美容講座
- ・有料老人施設様：カット、パーマ、カラー、着付け、メイク、美容講座
- ・デイサービス様：美容講座
- ・グループホーム様：カット、パーマ、カラー、美容講座
- ・在宅：カット、パーマ、カラー、着付け、メイク

5 重症心身障害児者施設での展開事例

事業展開の事例として、島田療育センター（重症心身障害児者施設）で展開している事例を紹介する。島田療育センターは、1961年（昭和36年）に開設された、日本初の重症心身障害児対象の施設である。現在は、入所している方も大人になり、おしやれに対するニーズも高くなっている。

私たち訪問健美美容・すぎなみは、この島田療育センター内に、施設の職員との連携のもと「すぎなみ美容室」と称した場所を設定し、訪問理美容の日だけではあるが、美容室の雰囲気を楽しんでいただけようにした。（図7～図9）

図7) 訪問健美美容・すぎなみのメンバー



図8) 施設様より



図9) すぎなみ美容室オープン



6 訪問健美美容・すぎなみとの連携についてのアンケート結果

訪問理美容においては、お客様のご希望の確認が困難な方や周囲の人との要望が食い違う方など対応が難しい面もある。そこで、私たちはすぎなみのチームと島田療育センターの職員とで、美容チームをつくった。以下、島田療育センター職員へのアンケート結果である。

（1）連携、協働、共創による訪問理美容の取り組みについて、どのように思われますか？

- ① 以前よりよくない
- ② 以前と変わらない
- ③ **以前より良くなった**
- ④ 以前よりとても良くなった

（支援職員にとって「協働で実施していく」という視点の大切さをあらためて考える機会となりました。受動的にその場に居るということではなく、利用者様を中心にすぎなみ様と共に悩んだり考えたり意見交換をしたりしながら、美容の時間を作っているという感覚がします。利用者様が、リラックスして美容室の時間を楽しんで下さるようにもなりました。）

● (2) ~ (5) につきまして、変化はありましたか

(2) 職種を超えた方々との関係性について

- ① 変化はない
- ② あまり変化はない
- ③ 変化があった
- ④ とても変化した

(センター内では、医療従事者の看護師からも、衛生面等だけでなく「その方に似合うように」という生活に即したおしゃれの視点で、髪型の希望が具体的に出るようになりました。多職種連携の一助となっています。また、センター内外の関係では、美容師の皆様からいただく専門的なアドバイスがとても新鮮で、日常的なヘアケアに応用させていただいています。)

(3) 利用者様とその周辺の方々との関係性について (利用者様の気持ちや表情なども含)

- ① 変化はない
- ② あまり変化はない
- ③ 変化があった
- ④ とても変化した

(はじめは美容室に抵抗があり、行かないとおっしゃっていた方が、徐々に「見学してみる」そして今は、ご自分から「ここをカットして欲しい」とおっしゃるようになりました。リラックスされたり、ご自分から美容室のお部屋に入られたりする利用者様も増えました。利用者様が、美容室に慣れてきていると感じています。美容室の中でサポートに入っている職員も、それを感じて、美容時間以外でもコミュニケーションに取り入れています。)

(4) ご家族との関係性について

- ① 変化はない
- ② あまり変化はない
- ③ 変化があった
- ④ とても変化した

(ご家族に、髪型の希望等を伺う機会が増えました。「美容室だより」として、美容室での過ごし方をご家族に発信するようになりました。また、ご家族から「~のようにしたいのですが」などのご相談・ご要望をいただくようになりました。)

(5) 美容への意識、関心について

- ① 変化はない
- ② あまり変化はない
- ③ 変化があった
- ④ とても変化した

(例えば「短くして下さい。」というだけでなく、この方はこういう髪の癖があるのでこうして欲しい。年齢にふさわしいようにこうして欲しい等、要望が、個別に応じた具体的なものになってきました。ヘアカタログを持ってきてくれた職員もいます。)

(6) 今後も継続されたいと思われますか?

はい。現在は女性利用者様限定ですが、将来的に必要なに応じて男性利用者様も含む全員対象もありうるのではないかと思います。

(7) 美容の取り組みは、島田療育センター様にとってどのようなものですか?

美容室の時間が、単に髪を切るという事ではなく、美容室にお出掛けをするという特別な意味のあるものとして、利用者様にとって楽しみやリラックスできる時間となっています。誰しものが、自己選択・自己決定を前提として、お好みの美容室に行き希望する美容師さんをお願いするように、ごくノーマルな体験を、施設入所の利用者様にも無理なく実現できればと考えます。

(8) 訪問健美理美容・すぎなみに期待することは、どのようなことですか?

いつも、病棟の意向を丁寧に聞いて下さり、とても感謝しています。当初、すぎなみ様がイメージされていた髪型とは違っていただけでも、まずはこちらの意向を聴こう・職員に理解してもらわないと続かないから…という姿勢でいて下さることで、以前よりも職員からの要望が「短く」ということだけでなく「その方に合うヘアスタイル」のことになってきていると感じています。ことば遣い・笑顔・タッチングなど、すべての場面で利用者様=お客様という接遇が徹底されていると思います。日々、研修やミーティングなどを通して、ご自身の技術や知識の向上を大切にされていること、またその結果を十二分に発揮していただいていることに感謝の思いです。今後も、日常の生活空間に「美容室」という異空間を作ることを心がけ、利用者様の生活にアクセントとなるひとときをご一緒に創造していきたいと思

ます。

(9) 今後の訪問理美容の取り組みについてお気づきの点がございましたらお書き下さい

雰囲気・接遇という面では、大変勉強になりますし、利用者様にとって間違いなく良い時間になっていると思います。利用者様ご本人が「こうして欲しい」と言葉で言えない分、個人的なものである髪型を代弁するのは本当に難しいと感じています。すぎなみ様が考える「ナチュラル」と、病棟職員が考える「ナチュラル」が、必ずしも一致しないこともあります。しかし、利用者様にとって良いかたちにしたいという思いを一つにさせていただいていますので、今後も、その都度話し合い・ご相談させて頂ければと思います。ひとつひとつの情報交換を大切にしていって、すぎなみ様と当センター（職員）がしっかりと信頼関係で結ばれることが、利用者様やご家族の満足度を高めることにつながるものと信じています。

7 今後の展望

美容チームとの協働により、丁寧に関わらせていただくことで、お客様のわずかな反応が確認できるときがある。これこそが訪問理美容を行っているときの喜びであり感動を伴う達成感に繋がる。現在ではこのようなサービスを価値として理解いただけ、適正な報酬をいただいている。

NPO 全国介護理美容福祉協会に所属する登録理美容師は全国で約 2,000 名にのぼる。すでに各地域で活動の場を広げている登録理美容師も増えている。

今後は、登録理美容師が構成する訪問理美容チームと訪問先の支援職員、福祉従事者、医療従事者が構成する美容チームとの取り組みを新たな価値として捉え、成功例をモデルケースとして全国展開に繋げていくことが訪問理美容事業の価値を高めることになる実感している。

尚、提示した個人情報に係る写真等は本人の同意を得ており、そのほかは個人が特定できないものを使用しています。

参考資料：

1) 理容師法施行令第4条第1号及び美容師法施行令第4条第1号に基づく出張理容・出張美容の対象について（平成28年3月24日）

2) 3. 杉並区の商店街の現状と課題 (Adobe PDF)
<https://www.city.suginami.tokyo.jp/>

高齢者サロンでの「考案シャンプー体操」の紹介とその成果

生山 匡（発表者＝いくやま ただし）¹⁾ 木村康一¹⁾
及川麻衣子¹⁾ 難波礼治²⁾ 保高一仁³⁾ 富田知子¹⁾

1) 山野美容芸術短期大学 2) 第一工業大学 3) 松本短期大学



はじめに

高齢者が自らシャンプーを適切に行えることが、高齢者の QOL 向上に有効との考えで、まずアンケート調査を実施した^{1) 2)}。その結果、水が耳や目に入る、しっかり洗えているか、すすぎが十分かなどの不安が高齢者にはあることが明らかになったので、シャンプーの動作をしやすくし、さらに付随して、上半身の各種動作能の向上を目的に“シャンプー体操”を考案し、ビデオ化した。

そのシャンプー体操の効果を検証する目的で、70 歳の女性 1 名を対象にして、体操の実施方法を説明して、ビデオを貸与し、約 1 か月間自宅で実践してもらい、効果の症例検証を行った。その結果、①姿勢の改善、②手首の関節可動域の増加、③肩関節や肩甲骨の可動域の増加傾向が見られたので、その結果についての症例報告を本学会で行った³⁾。

本研究は、複数の高齢者を対象に、同様の方法で自宅で自主的に実施したシャンプー体操の効果を検証する目的で行った。

対象

高齢者サロン参加者のうち、シャンプー体操の試行を希望した女性 12 名で年齢平均 73.7 歳。

高齢者サロン：毎週火曜日 13:30~15:30 に開かれている。その中で、八王子けんこう体操も行われている。

方法

1. 某サロン開催日に以下を実施

- ①シャンプー体操の CD をテレビに映しながら、模範体操を実施
- ②シャンプー体操の効果を検証する目的で 3 種

類の写真を撮影

- ③ CD を実施希望者に配布
2. 上記の 5 週後に 3 種類の写真を再撮影
3. 写真撮影 いずれも被験者の左側面
 - ①姿勢の判定：“もっともよい姿勢で”と指示して撮影。
 - ②肩と肩甲骨が関与する柔軟性の判定：両手を後ろ手に組んで、“なるべく持ちあげて”と指示して撮影
 - ③手首の柔軟性：左手手掌を上地面と平行に右手で“なるべく手前に引いて”と指示して撮影

結果

1. 姿勢

12 名中 9 名は元々良い姿勢であった。他の 3 名はのうち、1 名はほぼ良い姿勢であり、他の 2 名は少し猫背の傾向が窺われたが、いずれも 1 か月後に変化は見られなかった。

2. 肩と肩甲骨の柔軟性

12 名中 6 名は元々後ろ側への挙上が高く、肩と肩甲骨の柔軟性に優れていた。3 名はその柔軟性がやや硬く、3 名は柔軟性が劣っているように観察された。1 か月後の写真では、12 名とも変化が見られなかった。

3. 手首の柔軟性

1 か月後に 12 名とも柔軟性が向上していた。上腕上部と手掌がなす角度（図 1）を 12 名それぞれ複数回計測した。

角度は 49.1 度±7.74 から 55.8 度±10.25, $p < 0.01$ へと優位に向上した。（図 2）

考察

これまでの症例では、姿勢や肩・肩甲骨の関節の柔軟性にも程度に差はあれ、向上する傾向がみられた。しかし、今回は、それらに明らかな向上は見られなかった。その理由は、本研究の対象が、日ごろ高齢者サロンで“けんこう体操”を実施していたことと関連すると推察される。特に、姿勢は、高齢者としては美しい対象者がほとんどであったことからその関連が推察される。

日頃サロンで行っている八王子けんこう体操と本研究で使用した 11 種類のシャンプー体操³⁾には 1 種類を除いて共通する動作であった。本研究で、有意な変化があった手首の関節の柔軟性の向上は、シャンプー体操と八王子けんこう体操が異なる 1 種類の体操がこの手首の関節の柔軟性を狙いとする内容であったので、シャンプー体操の特異的な効果と考えられる。肩や肩甲骨の柔軟性は、不良な対象者でもほとんど効果がなかった。考案したシャンプー体操の狙いの一つであるだけに、この関節の可動域向上が難しいことを示唆している結果であるとともに、考案したシャンプー体操を効果的に使用するために説明書などをさらに改良する必要があると考えられる。

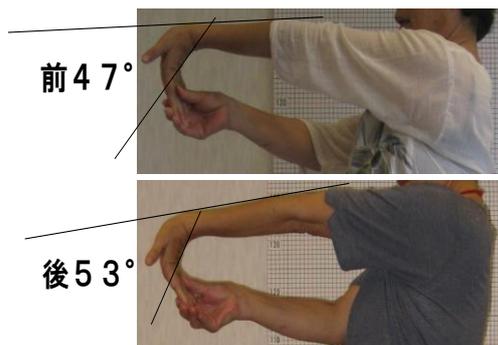


図 1 手首の関節可動域（角度）の測定方法（症例）

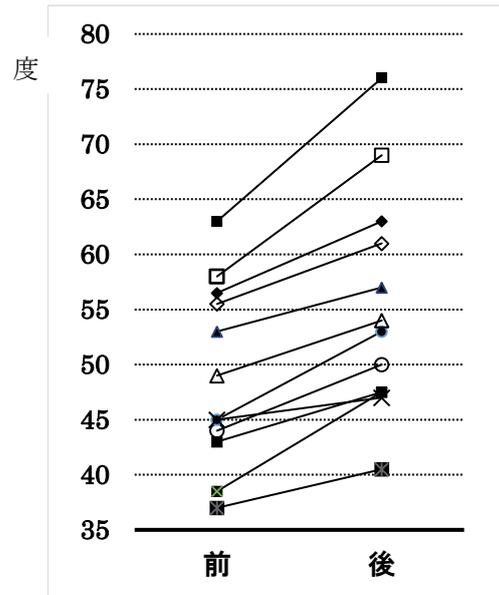


図 2 シャンプー体操 5 週間実施前後の手首の関節角度の変化 (n=12)

参考文献：

- 1) 富田知子、及川麻衣子、田嶋順子、難波礼治：高齢者の QOL 向上をめざす美容技術の提供～介護施設での洗髪の実状報告～日本美容福祉学会誌 p 26-27 2014 年 11 月
- 2) Tomoko Tomita, Reizi Nanba 他 3 名：A study on provision of cosmetic techniques which supports older people, CD-ROM proceeding of the 5th International Conference on Social Sciences and Business ICSSB-7077 Conferences, Aug.2016
- 3) 富田知子、生山 匡、及川麻衣子、田嶋順子、難波礼治、木村康一：高齢者の QOL 向上を目指すセルフ美容プログラムの提案～「シャンプー体操」の症例研究～、日本美容福祉学会誌、vol.17,Nov. 2017.

視覚障がいある当事者が「化粧品訓練士」を養成する化粧品訓練士プログラムの評価研究

大石 華法 (おおいし かほう)

日本福祉大学 福祉社会開発研究所



【背景】

(1) ブラインドメイク・プログラム

2010年に筆者は、視覚障がい者が鏡を使わずに自分自身で化粧（フルメーカーキャップ）ができる化粧技法「ブラインドメイク・プログラム」を開発した¹⁾。視覚障がい者は、全国に約31万人（平成23年厚生労働省）の中でブラインドメイク希望者が各地にいることから、視覚障がい者にブラインドメイクを指導する「化粧品訓練士」が急務となった。そのため、2017年の日本美容福祉学会の研究発表²⁾から、その年の12月に「化粧品訓練士プログラム」を開発した。

(2) 化粧品訓練士プログラム

化粧品訓練士プログラムは、全部で3つの講座から構成されている。①インターネットを活用したe-learning講座、②視覚障がい者をサポートするための同行支援従事者養成講座（基礎・応用）、③ブラインドメイクを指導するための実習講座（2日間）である。但し②については、眼科医師、視能訓練士、歩行訓練士など一定の有資格者は免除される。また、③実習講座を受講する条件として、①②を修了しなければならない。

(3) e-learning 講座

化粧品訓練士プログラムの特徴は、①のインターネットを活用したe-learning講座であることと、その講座内容のすべてがブラインドメイクを習得した視覚障がい者5名（先天性、中途失明など）で構成されていることにある。

本講座の目的は、受講者が視覚障がい者である当事者からブラインドメイクの必要性や化粧品訓練士の必要性があることを直接学び、実際に視覚障がい者がブラインドメイクをしている場面を観察することが出来ることから、視覚障がい者の女性性に寄り添い、その理解を深めることにある。内容は、視覚障がい者自らが行う自己紹介、自身の目が見えなくなる過程、ブラインドメイクとの出会い、ブラインド

メイク・プログラムの指導を受けて自らがフルメーカーキャップができるまでの経過とその解説を説明している（全397分）。受講者に向けて、インターネット環境から24時間受講可能な状態にしている。

<https://caremake.or.jp/class/course>

【目的】

本研究では、「化粧品訓練士プログラム①②③」とりわけ①e-learning講座の評価を明らかにし、視覚障がい者が化粧品訓練士を養成する指導の質を高める要素は何かを検索することを目的とした。

【方法】

化粧品訓練士プログラム受講者をインターネットを利用して募った（2018年1月～3月末）。化粧品訓練士プログラムすべて修了した受講者6名を対象としたアンケート調査を行った。①e-learning講座の箇所は自由記載とした。

【結果・考察】

化粧品訓練士プログラムを受講したアンケート調査から、①e-learning講座のみを抽出した。それらの中から、次の4つの評価を明らかにすることができた。

1、ブラインドメイクを実際の視覚障害者がするところを見るのが初めての方が多いため、視覚障害者が自分自身でフルメーカーキャップすること事態に感動し、化粧品訓練士を希望する意欲が出てきたとの意見が多かった。

2、化粧品訓練士になった時の心構えや指導方法の留意点に記載していた。

3、視覚障がい者の指導者が（約90分講義）に対して、「ノーカットではなく、編集（短く）してほしい」

という受講者もいれば、「長時間話をしていることに感動した」という受講者もいたため、指導時間の長短について、検討する必要がある。

4、視覚障害者の指導者の説明が理解しやすかった。

この度は6名の受講者からのアンケート調査であったため、また自由記載ということもあり、調査目的に沿う回答の評価を得ることが困難であったため、今後は詳細の評価表を使用し、厳密な調査をする必要があると考えることができた。

しかし、受講者全員から視覚障害者の指導内容について称賛する記述はあったが、指摘がまったくなかったため、e-learning 講座の映像は、継続して使用できるものであると考えることができた。

【参考文献】

- 1) 大石華法, 他「視覚障害者のための『ブラインドメイク・プログラム』」フレグランス・ジャーナル 日本版 8 / 韓国版 9(2017)
- 2) 松久充子, 大石華法, 「地域リハビリテーション」 12 (2), 三輪書店 (2017)
- 3) 大石華法, 他「ブラインドメイク物語」メディカ出版(2017)
- 4) 松久充子, 大石華法「ブラインドメイク塾(第1回~第11回)」メディカ出版(2018)

「ユニバーサルファッションと衣服イノベーション」

～着衣型ウェアラブルIoT(株)ミツフジ hamon®の事例から～

森 秀男（もり ひでお）（株）総合商品研究所
一般財団法人 国際ユニヴァーサルデザイン協議会 (IAUD)
衣のUD プロジェクト主査
NPO ユニバーサルファッション協会 副理事長



はじめに

ユニバーサルファッション協会は、人と衣服の新しい関係性を見つめ、年齢、身体機能、性別、文化などに関わらず、着やすさ、ファッション性、安全性などを兼ね備えた衣服の研究を行っている。近年の介護や医療のニーズの高まりを受けて、高齢者や介護向けの衣料や、地震などの災害に配慮した衣服、ウェアラブルなIoT製品などの研究と情報収集を行っている。以下に活動の一端を紹介する。

- ①見学会・研修セミナー・研究発表などの実施
- ②ユニバーサルデザイン（以下UD）衣服の開発
- ③冊子「衣・着る」の編集・発行
- ④ウェアラブルIoT製品の情報収集

特に④については、ユニバーサルファッションの将来を考えるうえで重要となっており、現在注目している分野であるためにここで報告する。

1 ウェアラブルIoT製品

ウェアラブルとは装着するなどとも訳され、IoT (Internet of Things) は、インターネットとつながることを意味する。つまり身につけて持ち運べるコンピュータともいえるが、従来のパソコンやスマートフォンなどとは違い、時計型や衣服型などそのまま身につけて使えるものを指す。特に現在ファッション性も高く健康情報の把握を行うことで有効に活用されているものを紹介する。

【(株)ミツフジとhamon®】

ミツフジ発祥の地は京都であり、祖業は日本の伝統織物である西陣織の製造工場である。同社の新社長三寺 歩氏は事業の転換を図り、ウェアラブルIoT企業として現在に至っている。同社のウェアラブルIoTのブランド名であり、2016年に発表した。高精度な生体情報の取得・解析が可能な先端的な製品

システムがhamon®である。

【hamon®の導電性銀繊維の開発】

- ・2008年：国際宇宙ステーション宇宙飛行士のアンダーウェアの生体情報用の素材として採用された。
- ・2012年：北里大学医療衛生学部医療工学科と戦略的パートナーシップを結ぶ。
- ・2018年：京都大学などと産学共同の研究開発を進める。
- ・2019年春：衣料機器としての認可を受ける準備をとっている。

【導電性銀繊維 AGposs®と素材について】

西陣織の優れた糸や布を織る技術が画期的な導電性銀繊維の事業化につながった。導電性銀繊維を綿やPETと懇望することで、より繊維の風合いにまん洗濯耐久性や制電性にもすぐれている。



銀メッキ繊維紡績糸

導電性だけでなく抗菌や制電性にもすぐれた糸。非常に抗菌性が高く優れた防臭性を持ちます



導電性ウェアラブルニット生地

銀メッキ導電性繊維を使用したフレキシブルニット生地です。ウェアラブル電極などにも使用できる。

【ウェアラブルIoT製品の最近の潮流】

生体情報の取得・解析においてはウオッチ型やブレスレット型から「着衣型」へ移行している。「着用型」では導電性素材が、ウェアの裏の部分（心臓のすぐ下の位置）に横に細長い四角形に2枚装着される。それによって着用者の、より精緻な生体情報が得られるようにデザインされており、ウェア、トランスミッター、アプリ&クラウドの3要素が一体のウェアラブルIoTの製品システムである。

この3要素を紹介する。

① ウェア

世界最高レベルの高機能性を持つ伝導性繊維「AGposs」を使用。精緻なデータ取得と、長時間快適な「着心地」にこだわる。



② トランスミッター

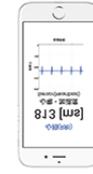
ウェアにセットし生体情報を発信するトランスミッターは、耐久性・小型化・軽量化を追求。充電式で防水機能を備えている。



ウェアの胸元にセットし、取得した生体情報をBluetoothでスマートフォン経由でクラウドに発信する。耐久性、小型化、軽量化（25g）、長時間使用（24時間）を実現、充電式（3時間充電）で防水機能を備えている。

③ アプリ&クラウド

スマートフォンで手軽にモニタリングできるアプリを開発。また、クラウドとの連携で、情報の蓄積・解析も可能。



スマートフォンで手軽にモニタリングできるアプリを自社開発した。ミツジ・クラウドとの連携で情報の蓄積・解析も可能となっている。遠隔地から、管理者が使用者の生体情報を確認できる。

【ウェアのラインナップ（種類）】



① オールマイティ

特殊な糸の使用により、優れた伸縮性と適度なフィット感を保ち、様々なシーンに対応できるタイプ。



② スポーツブラ

伸縮性とフィット感にも優れ、パッドを外せばインナーとして日常利用できるタイプ。



③ スポーツウェア

競技やトレーニング内容によってバリエーションを揃えたスポーツ用タイプ。



④ 介護用

柔らかく、吸水性や速乾性に優れた、5回まで手洗い可能な使い切りタイプ。頭から被るタイプや面ファスナー付きのタイプなどがあり、被介護者に負担が少なく着脱できる。

2 結果と考察

ウェアラブルIoT製品は、生体情報がトランスミッターを通してbluetoothによってクラウドに上げられ、企業が従業員の健康管理や、個人や家族がスマートフォンのアプリによって着用者の体調を確認できるシステムとなっている。モニタリングできる生体情報（開発中のもの含む）は、心電・心拍、筋電、呼吸数、加速度、ジャイロ、温度・湿度、呼吸などがある。

用途としては以下のようなものが示されている。

①従業員の見守りや体調管理

長距離のトラック、バスのドライバー、タクシーや鉄道の運転手。建設・工事現場の従業員、炎天下の作業員。工場の生産ラインのワーカー、企業で働く全ての社員などを対象として、適切な休養を促し安全管理ができる。また、アラートを出すなどの対応をし、ご自身や家族の体調を見守ることも可能である。特に、従業員の健康状態がクラウド機能によってパソコンで一覧できるシステムであり、全社的な健康マネジメントに非常に有効である。これにより、ストレスや過労を軽減し、職場環境の改善に貢献できるとも考えられる。

②介護・福祉

介護施設などでの要介護者の健康管理を行うことや、離れて暮らす高齢者を家族が見守ることも可能。

③スポーツ・フィットネス・アウトドア関連

ウォーキングやハイキングなどプラクティス・ウェアとして着用し、体調などのコンディショニングに活用できる。将来的には家族による子供の見守りなど幅広い用途を持っている。

④ヘルスケア・健康管理

旅行やお出かけなどの、外出時の自己管理にも有

効である。また睡眠時に着用し生体情報や加速度から睡眠の質を計測し健康ケアを高めることも可能であり、日常の健康コンディショニングに活用することができる。

以上のことから対象者は、働くすべてのワーカー（従業員や社員、公務員、教員など）イ若年層から高齢者まで幅広い年代、ウ.健常者から身体障がい者や知的障がい者まで、多くの人々に恩恵がある。ウェアラブルIoT製品は、多様性、包含性、社会性、普遍性、イノベティブな特徴がある。上記で述べたように、hamon®は多様な機能を有し、年齢や身体能力の優劣を問わない、高齢社会に適合し、男女や国籍、人種を超え、革新的なデザインである。まとめると「ユニバーサルな製品サービスの特性」を持つ。

3 おわりに

ウェアラブルIoT製品は、健康状態を可視化でき、安全管理上は注目されているが、今後は高額になることやデザイン性、個人情報管理面での課題への対応が望まれる。

今後、ユニバーサルファッションはウェアラブルIoT製品のような、イノベーションの道を歩んで行くことになるだろう。そして、新しい衣服＝スマートウェアの可能性を探り続けることが、現代社会の課題解決につながっていくと確信している。

出典、引用：

(株)ミツフジ hamon®のホームページ、同パンフレット、「一般財団法人 国際ユニヴァーサルデザイン協議会(IAUD) NewsLetter 2018年7月号」を加筆・編集

ミツフジ(株)：<https://www.mitsufuji.co.jp/>
hamon®：<http://www.hamon.tech/> 2018.11 参照

老化とお化粧

あまるめ 玲子（あまるめ れいこ）美容研究家

はじめに

わが国の高齢化の傾向は、今後さらに進行すると予測されています。65歳以上の高齢者人口は、4人に1人、さらに増加傾向にあります。高齢化社会を迎えた日本では、認知症高齢者への化粧や整容（整髪など日常生活の身だしなみ）を行う介護、医療現場が増えています。化粧は、視覚、聴覚など、五感に刺激を与え、自己のイメージを良くすること等を目的として行われます。肌の手入れ（スキンケア）は、皮膚に水分、油分、さらに美容成分を送りこみ整えます。朝はやる気を促し、夜はクレンジングで化粧を落としリラックス効果を与えます。このように、化粧へのアプローチは、自律神経に作用しリラクゼーションなど心身へ影響を与えていると言われています。

老化と化粧について

—認知症の程度 FAST に応じた化粧—

一般的に、自己のイメージは、加齢により低下する傾向にあるとされています。井上によれば、ヒトは自分の顔についてよく知っているつもりでも（略）、脳の中に住む自己イメージは、常に今よりも若く健康な時の姿であり他人に見えている客観的な自分と異なることがあると述べています。中高年になると、昔に比べ外見に自信を失ったり、加齢による心身の様々な変化があり否定的、保守的になりがちです。ですが、化粧や整容で表情が明るくなり元気を取り戻したと報告されています。

化粧によって自己イメージを上げると、自尊心が高まると考えられています。化粧品は、香りや見た目など五感に働きかけ生活に「うるおい」や「彩り」を与えます。香りに治療の補助的効果があるなら化粧品は、満足、幸福感を患者、高齢者に与える可能性があります。近年、高齢化社会において化粧の効果について益々期待が高まりつつあります。人間は、年とともにたるみ・しわ、法令線、くすみ、きめの粗さなどカバーしきれない肌の悩みが増えてきます。

それを整形によって整える方法もあります。最近では、手軽なプチ整形なども流行しています。整形とは、容姿を美しくするため形を整え身体加

工を行うことです。美容整形によって外見上の劣等感を克服し、皮膚のたるみ、しわのぼし、ケミカルピーリング等を行いアンチエイジング効果をもたらします。筆者は、高齢者にふさわしい適切な化粧法の検討を行っています。高齢化に伴い増えている認知症、中でも、比較的程度の軽い方への施術の方法を一部ご紹介します。認知症とは、成人期以降に起こる認知障害で、このために日常生活に支障をきたした状態を指します。認知症の主なものとして、アルツハイマー、脳血管性認知症、ピック、レビー小体病があります。認知症の程度を表すスケールの一つとして FAST があります。

FAST (Functional assessment staging) とは、認知症の程度を表すスケールで、1から6までのステージで表わされます。

FAST 1、2 非常に軽度の認知機能の低下。臨床的特徴として、名前や物の場所、約束を忘れてしまうことがあるが、年齢相応の変化であり社会生活に適應するうえで、支障はない。FAST 3、4 軽度～中等度の認知機能低下 軽度のアルツハイマー型認知症。例えば、FAST 3は軽度の認知機能低下、臨床的特徴として、はじめて重要な約束を忘れてしまうことがある。熟練を要する仕事の場面では機能低下が認められる。買い物をしたりする程度の仕事でも支障をきたす。

FAST 5、6 やや高度の認知機能低下。アルツハイマー型認知症。臨床的特徴として感情障害、多弁、不適切な着衣、入浴にも介助が必要など家庭での日常生活でも自立出来ない。

○認知症の程度 FAST 1、2のステージ（非常に軽度の認知機能の低下）の方の化粧法

◇スキンケア

- ① マッサージ 高齢になると小じわ、乾燥、たるみ等が見られるので、オイル、乳液を使用し引き上げるように軽めにマッサージを行います。
- ② 整肌 肌に水分・栄養を与えるため化粧水、乳液等で肌を整えます。
- ③ 下地作り 桜色、ラベンダー色などを用い明るく見えるようにします。
- ④ ファンデーション おしろいは、素肌になじみ肌をふっくらと見せる色味を選び、ナチュラル

ラルに仕上げます。コントロールカラーやコンシーラーで肌色をカバーします。このようにすると若いころのような、はりのある肌が作られます。

◇メイクアップ

- ⑤ 眉 髪の色に合わせて自然な茶色を選びくっきりと描きます。
- ⑥ 口紅 美容液・クリームなどで乾燥を防ぎ描きます。色は明るめ、コーラル系、ピンクベージュ、たまにグロスを重ねて若々しくはっきりと描きます。
- ⑦ チーク 筆を使い柔らかく健康的に描きます。自分で出来る人は、口紅を選ぶ時等なるべく自分自身で行い、本人の気分や健康状態を確認しながら行います。より、認知症の進んだ方は程度に応じて、個別の対応が必要となります。ヨーロッパでは、施設・病院に美容室が設置され病気になっても、いくつになっても女性らしく美容を楽しむことが出来るようになっていきます。

美容は第三者を意識するという意味で、生きがいの基本です。また、二十一世紀の政策の流れは予防策です。予防策は人と人の交わり、コミュニケーション、動き、人と人で楽しむことに大きな意義があると山野氏は著書「Gerontology」で述べています。

筆者は、心身の健康増進、QOL（生活の質）の向上のため化粧・整容がどのように行なわれているのか、日本の高齢者施設において調べたことを目的として、調査を行っていました。内容は、介護老人保健施設、病院等で主に①化粧に対する意識（インタビュー）及び化粧前後の変化の個別の調査・分析（行動・加齢現象・会話分析等）②化粧前後の変化を介護者（看護師）の方から聞き取りを行いました。その結果、以下のことが示唆されました。

結果・まとめ

高齢者施設の入所者の多くは認知障害が見られましたが、精神科医など専門家の指導・協力のもと先述の調査を繰り返し行いました。高齢者研究の難しさもありましたが、看護師などの観察記録により化粧は、社交性、自尊心を高め、実際に自分で手を動かし、結果を鏡で見ることも出来有用であることが明らかになりました。化粧や整容が、喪失感の多い高齢者にとって脳への心地よい刺激になります。化粧後、自己肯定感や満足感が高まっている姿が見受けられました。化粧を落とす負担を考えると、なるべく薄めに仕上げる方がよい

でしょう。日常的な美容ケアとしての化粧や整容は、苦痛をやわらげ、ひと時でも気分転換やリラクゼーションなどを与え、QOL（生活の質）の向上につながります。認知症になっても化粧や整容をすることで、社会性を失わずその人らしく暮らすことが可能になります。また、施設職員や入所者同士および家族までも含めた関係性の改善にも寄与することが明らかになりました。

また、WHO（世界保健機構）の開発した調査票によると、医薬品の副作用による容貌、外見の変化が QOL（生活の質）に十分影響を及ぼすものとされています。また、疾病による外貌の変容が喪失感などに影響しているとされています。美容ケアの研究は広がり続け、例えば免疫学からみて、ナチュラルキラー細胞の活性化の増加など一定の効果も報告されています。豊かで生きがいのある老後の生活をおくるため、美容ケアの色々な可能性に期待したいと考えます。大切なのは、QOL が高く、あるいは生活にはりやうるおいがあり、本人らしい幸せを求めながら生きられるかどうかでしょう。以上、老化と化粧について報告致します。

<参考引用文献>

- 井上正康「鏡の中の自己像と美意識の内景」『メイクセラピーガイド』2008 p34-36 フレグランスジャーナル
- 小澤利男「老年医学と老年学」2009 p224-225 (株) ライフ・サイエンス
- 資生堂 美の匠チーム「エイジング美容」2011 p10 p19-37 (株) ポプラ社
- 資生堂ビューティソリューション開発センター「化粧セラピー 心と身体を元気にする新しいちから」2010 p222 日経 BP 社
- 大滋味裕「アンチエイジング医療」2003 p353-363『サクセスフル・エイジング』福岡大学エクステンションセンター
- 竹原卓真 野村理朗「顔研究の最前線」2008 (株) 北大路書房
- 山野正義「Gerontology」2015 (株) IN 通信社
- インターネット Medical Online FAST 資料 3 福岡大学エクステンションセンター (株) 北大路書房

<美容とヘルスケアに関わる展示紹介>

八王子ヨガ瞑想サロン Asahi terre yoga

<http://asahi-yoga.com/>

192-0051 八王子市元本郷 2-8-3-106



一般社団法人 美容ケア研究所・ふくび

<http://fukubi.o.oo7.jp>

491-0846 愛知県一宮市牛野通1丁目 55-1



株式会社ライフリング

<http://www.lifering.co.jp/>

162-0041 新宿区早稲田鶴巻町 555



株式会社シルバーサポート

<http://www.silversupport.co.jp/>

187-0035 小平市小川西町 3-28-5



公益社団法人 八王子観光コンベンション協会

観光協会 <http://www.hkc.or.jp/>

MICE 推進課 <http://hachioji-mice.org>

192-0083 八王子市旭町 10-2 TCビル5



株式会社オヤノコトネット

<https://www.oyanokoto.net/>

162-0843 新宿区市谷田町 2-6-4

エアマンズビル市ヶ谷1階



学校法人山野学苑

<https://www.yamano.jp/>

151-8539 渋谷区代々木 1-53-1

美容における3D活用の可能性

○下家由起子*1, 長根亮一*2, 木瀬義明*2, 宮沢敏子*2, 秋田留美*1, 富田知子*1

(*1 山野美容芸術短期大学, *2 TechnoMatrYx 株式会社)

概要

これまで、本学において、3D ヘア・シミュレーション・システムの構築を目指し研究を行ってきたなかで、3D による提示はあらゆる角度からの認識を促すことになり、教育的なツールとしては有効であるとされた¹⁾。また、3D 画像を取得することにより、完全に同一な条件での対象を、様々な方向から検証することが可能となり、印象を検証する上で、非常に有用であると考えられる。特に、側貌形態が重要であることが、過去の研究においても述べられており²⁾、側貌が印象を検証する上で必要と思われる。これらを踏まえ、3D 画像を用いた多方向からの検証を、美容福祉への活用として円背の撮影を行った。

考察

3D 画像は、TechnoMatrYx (株)製の NTartis-D(CCD) (TMY-SDD10-002-A)および NTartis-S(CMS) (TMY-SSD10-001-A)により取得することができる。

今回、数種類のモデルウィッグを撮影した。

3D 画像は髪や顔など、多方向からの検証ができるので、他者に分かりやすく提示することができる。そこで、美容福祉への応用として、背中中の撮影で円背の確認をするという考察を行った。

背中中の Texture 画像

(左：背筋が伸びている/右：円背)

3D 化した真背面からと側面からの画像。画面右がやや丸みを帯びて見える。



まとめ

この考察は今後3D 画像がいかに美容の分野、美容福祉において活用できるかを検証したものである。

しかし、実際の円背の方を撮影したものではないので、撮影方法も含め、より検討の必要があるが、3D が美容福祉でも、おおいに活用の可能性があるという事がわかった。

謝辞

本研究にあたり、実験データ収集に協力頂いた TechnoMatrYx 株式会社の山田芳信氏、保坂治氏、山野美容芸術短期大学の石川文字講師、佐藤亮太助教、平田昌義准教授、山本恵子准教授、及川麻衣子准教授に感謝致します。

参考文献

- 1) 山野愛子ジェーン, 富田知子, 鈴木昌子, 秋田留美, 趙智順, 牧野早絵, 戴美瑩, 山野美容芸術短期大学研究紀要 vol.11, pp. 27-34 (2003)
- 2) 日下部豊寿, コスメトロジー研究報告 23, pp. 179-185 (2015)

TechnoMatrYx 株式会社

展示品：

3D 顔貌形状撮影装置 NTartis-D(CCD)

会社概要：

TechnoMatrYx(株)は、小型通信装置の受託開発、大型表示システム装置の開発、販売等を行っております。

今回展示の「3D 顔貌形状撮影装置 NTartis-D(CCD)」は、数秒という短時間で、撮影から3D 画像表示までを可能にした製品となっており、非常に高精度な3D 画像により、耳を含めた顔貌の細部までご確認頂けます。

<http://www.technomatrix.com>

169-0074 新宿区北新宿 3-5-3 LOTUS



官能試験法を用いたハチミツによる匂い抑制効果の判定

○山本恵子, 佐藤亮太, 秋田留美, 及川麻衣子, 下家由起子, 木村康一, 橋友理香
山野美容芸術短期大学美容総合学科

概要

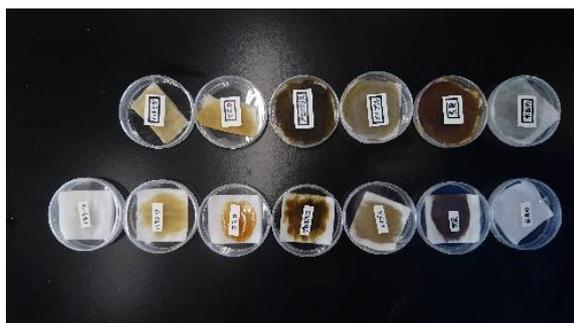
ハチミツは、抗菌作用、抗酸化作用、抗炎症作用などの生理活性があり¹⁾、様々な医薬品や香粧品の原料として使用されている。一方で、ハチミツの効果の検証はされておらず、経験則に基づき使用されている例も多く存在する。したがって、ハチミツのもらたす効果とそのメカニズムの実験的な証明と、科学的根拠に基づく新たな効果効能の発見が期待されている。

筆者らはハチミツの消臭効果に注目し、ハチミツが加齢臭の原因とされる2-ノネナール^{2,3)}のにおいを緩和する効果をもつかどうかを2種類の官能試験法⁴⁾によって検証した。その結果、ハチミツが2-ノネナールのにおいの強さと不快度を改善する効果があることを示唆する結果を得た。

材料と方法

試料には、ハチミツ（菅野養蜂場）、マヌカハニー（マヌカヘルス）、プロポリス加工食品（健康自然工房養蜂園）、コントロールにはメープルシロップ（森永製菓）、黒蜜（平野商店）、水あめ（SONTON）を用いた。

6 cm 四方のクッキングペーパー（ライオン）に、シメチルスルホキシドで希釈した 1 mM trans-2-ノネナール（東京化成工業）0.5 ml と各試料 4 g を塗布し2分間揉み込んだ。同様に、コントロールとしてノネナールのみ、各試料のみを塗布したのもも作製した。これらを9 cm ディッシュに置き、被験者 15 名に臭気の強さと質を評価してもらった。



結果と考察

6段階臭気強度表示は、においの強さを0～5の6段階で評価する方法である。においの程度を、0無臭、1やっと感知できる、2何の匂いかわかる、3楽に感知できる、4強い、5激烈を指標として、ノネナールのみ、試料のみ、ノネナールと試料を混合したもののそれぞれについて評価した。

9段階快不快度表示は、においの質を-4～4の9段階で評価する方法である。においの快・不快度を、-4極端に不快、-3非常に不快、-2不快、-1やや不快、0快でも不快でもない、1やや快、2快、3非常に快、4極端に快を指標として、ノネナールのみ、試料のみ、ノネナールと試料を混合したもののそれぞれについて評価した。

ハチミツは、2-ノネナールのにおいの強さとにおいの不快度の両方を緩和することが示唆された。プロポリスはそれ自体が強いにおいをもつため、においの強さの緩和に良い評価を得られなかったが、2-ノネナールの不快なおいの改善には効果があることが示唆された。

1. 臭気強度 (6段階臭気強度表示法)

試料	0	1	2	3	4	5
ノネナールのみ	0	1	2	3	4	5
ハチミツ	0	1	2	3	4	5
マヌカハニー	0	1	2	3	4	5
プロポリス	0	1	2	3	4	5
メープルシロップ	0	1	2	3	4	5
黒蜜	0	1	2	3	4	5
水あめ	0	1	2	3	4	5

2. 臭気の快・不快度 (9段階快・不快度表示法)

試料	-4	-3	-2	-1	0	1	2	3	4
ノネナールのみ	-4	-3	-2	-1	0	1	2	3	4
ハチミツ	-4	-3	-2	-1	0	1	2	3	4
マヌカハニー	-4	-3	-2	-1	0	1	2	3	4
プロポリス	-4	-3	-2	-1	0	1	2	3	4
メープルシロップ	-4	-3	-2	-1	0	1	2	3	4
黒蜜	-4	-3	-2	-1	0	1	2	3	4
水あめ	-4	-3	-2	-1	0	1	2	3	4

謝辞

実験にご協力いただいた被験者の皆様に深謝申し上げます。

参考文献

- 1) Irish et al., PloS One 28:6(3):e18229, (2011)
- 2) Haze et al., Journal of Investigative Dermatology, Vol116(4) 520-524, (2001)
- 3) PubChem CID:5283335
- 4) 石黒辰吉「臭気の測定と対策技術」P15, オーム社 (2002)

美齡学・ジェロントロジー 学ぶ意義・受講案内



超高齢化問題は、日本社会が直面する最大のテーマになってきました。こうした状況下で、2018年には山野学苑が提唱する「美齡学」とその理論であるジェロントロジーについて、マスコミの関心と注目が高まってきました。

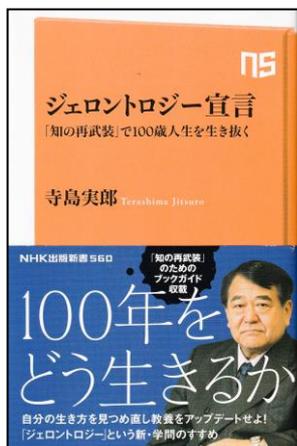
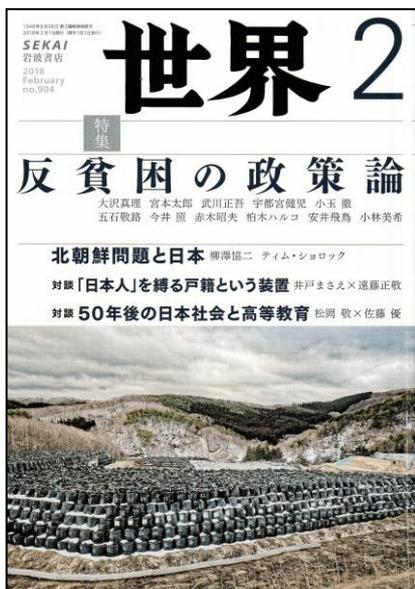
その端緒となったのが、雑誌「世界」2018年2月号に掲載された寺島実郎さんの「脳力のレッスン」第190回にある「鍵はジェロントロジー」と題した一節です。寺島さんは次のように提起しています。

2018年の重要なキーワードは「ジェロントロジー（体系的高齢者社会学）」だと思ふ。……ジェロントロジーとは、定年退職後30～40年生きなければならない時代に高齢者を社会参画させ活用するプラットフォームの創造とそのための社会意識を醸成する「知の再武装」システム構築の試みである。知なくしては責任ある社会参画はできない。ただしこれは決して「老人学」ではなく若者こそジェロントロジーの担い手である。

そして8月に出版した「ジェロントロジー宣言—知の再武装で100歳人生を生き抜く」（NHK出版新書）では、次のように書いています。

学問体系としてのジェロントロジーは、アメリカで発展してきた歴史がある。高齢化について、医療、福祉、社会科学、政治、経済、芸術、文化などあらゆる分野からのアプローチが可能である。例えば、ジェロントロジーへの新たな視点として、美容界に足跡を残した山野愛子氏の長男で山野学苑を率いる山野正義氏が「美齡学」（美しく歳をとる）という主張を掲げていることに注目したい。

「美齡学・ジェロントロジー」は、日本社会に新しい息吹と可能性を生み出すきっかけになっていると言えます。



ジェロントロジーの新たな地平

— 異次元の高齢化社会に向き合う柔らかい構想力

寺島 実郎 一般財団法人・日本総合研究所会長、多摩大学学長

「幸せな高齢化社会」など実現可能なのであろうか。「老いも若きも共に支える温かい高齢社会」というフレーズが 1995 年制定の「高齢社会対策基本法」に登場するが、高齢化社会とは、行政のキレイゴトに集約できるほど単純な話ではない。その後「高齢社会対策大綱」は 2 度改定され、2015 年には「一億総活躍社会プラン」が掲げられたが、日本の高齢化社会の輪郭は混濁しむしろ見えなくなった。ジェロントロジー (gerontology) という概念がある。英和辞書では「老年学」と訳され、何やら息苦しい老人社会の議論といったイメージが浮かび、高齢化社会を体系的に解析し前向きに制御していく意思が伝わらない。私は新しい社会を創造するための体系的な社会工学という視界が重要であり、「高齢化社会工学」と訳すべきと考える。人間社会総体の構造変化を視界に入れた高齢者の社会参画を促す構想力が問われているのだ。

異次元の高齢化という現実を直視する

日本の人口構造の変化を直視し、異次元の高齢化とは何かを確認したい。2018 年 4 月現在、日本の総人口は 1.26 億人とされ、08 年のピーク 1.28 億人から既に約 160 万人減少した。つまり、福岡、神戸、川崎、さいたま級の都市が一つ消えたほど人口減は加速している。その中で 80 歳以上の人口は 1000 万人を超し、100 歳以上人口も 7 万人、65 歳以上も 3500 万人 (28.0%) を超した。高齢化社会は既に現実である。少子高齢化は今後加速し、2050 年前後には日本の人口は約 1 億人で、100 歳以上人口 53 万人、80 歳以上 1607 万人、65 歳以上 3841 万人 (総人口の 37.7%) という状況を迎えると予測されている。人口が 1 億人を越した 1966 年、65 歳以上比率はわずかに 6.6%、つまり 660 万人しか高齢者はいなかった。1 億人を割ると予想される 2053 年は、4000 万人に迫る 65 歳以上人口を抱えた 1 億人であり、意味がまるで違う。

世界でも日本の高齢化は際立つ。国連の人口推計 (2017 年改訂版) によれば、2015 年の時点で 65 歳以上の人口比率で日本の 26% は飛びぬけており、いわゆる先進国で日本に次いで高いのが独の 21.1% で、仏は 18.9%、英国が 18.1%、米国は 14.6% である。ちなみに中国は 9.7%、韓国は 13% にすぎない。高齢化率は、2050 年の予測では日本は 36.4% だが、世界的に高齢化が進行するとみられ、韓国 35.3%、中国 26.3% と一気に進むとされ、独 30.7%、仏 26.7%、英 25.4%、米 22.1% になると見られている。つまり、日本の異次元の高齢化社会への対応は世界にとっても重要な先行モデルであり、日本におけるジェロントロジー研究は重大である。とくに、急速な産業化による人口構造の変化をもたらしている東アジアの中国、韓国などにとって重要な示唆となるであろう。

	総人口	65歳以上	80歳以上	100歳以上
2018年 (4月1日)	1億2,653万	3,538万 28.0%	1,098万 8.7%	7万 -
2020年	1億2,533万	3,619万 28.9%	1,161万 9.3%	8万 -
2030年	1億1,913万	3,716万 31.2%	1,569万 13.2%	19万 -
2040年	1億1,092万	3,921万 35.3%	1,578万 14.2%	31万 -
2050年	1億0,192万	3,841万 37.7%	1,607万 15.8%	53万 -

※出生・死亡中位

(人)

【将来人口推計(平成 29 年推計)】

	2015年	2050年
日本	26.0	36.4
イギリス	18.1	25.4
ドイツ	21.1	30.7
フランス	18.9	26.7
米国	14.6	22.1
中国	9.7	26.3
韓国	13.0	35.3
インド	5.6	13.4

[65歳以上人口の比重(%)]

(出所) 国連世界人口予測 [2017 年改訂]

【世界の高齢化の現状と今後】

最大の課題は都市新中間層の高齢化 —戦後日本の帰結

単に高齢者が増え、人口に占める高齢者比率が高まるだけではない。どういう人たちが高齢者になっているのかという社会学的視座が重要になる。とくに日本の高齢化は戦後日本の産業構造、社会構造の変化を投影しており、それを視界に入れなければ、「異次元の高齢化」の意味が理解できない。

そこで戦後日本がどういう国を造ってきたのか再確認しておきたい。敗戦後5年を経た1950（昭和25年）、65歳以上人口は4.9%で、戦前（1930年は4.8%）と変わらなかった。そして就業人口の48.6%が一次産業に従事、まだ戦後の「産業化」は始まっておらず、21.8%が二次産業、29.7%が三次産業であった。戦後日本はここから動き始めたのである。1970（昭和45）年、高度成長が軌道に乗った大阪万博の年でも、65歳以上の人口比重はまだ7.1%とそれほど大きな変化はなかった。しかし就業人口構造は大きく変化し始めており、一次産業比率は19.3%に下がり、二次産業が34.1%に急増、三次産業は46.6%であった。鉄鋼、エレクトロニクス、自動車といった外貨を稼ぐ産業が動き始め、日本は「工業生産力モデル」の優等生として高度経済成長期を走っていた。

1990年、日本経済がバブルのピークだった年、65歳以上人口は12.1%だったが、就業人口は一次産業7.2%、二次産業33.5%、三次産業59.4%と、工業生産力志向が一巡してサービス産業化の局面に入っていた。そして21世紀に入って高齢化が加速、2017年には65歳以上人口は27.7%となり、就業人口構造も一次産業従事者はわずかに3.4%となってしまった。とくに21世紀に入って三次産業就業者が拡大、17年には71.2%となった。とりわけ看護・介護に従事する「医療・福祉」への就業者が急増しているほか、宅配業務など「運送」、ガードマンなどの「保安」関連が増加し、就業構造は新たな局面を迎えている。

戦後日本は大都市圏に外貨を稼ぐ産業とそれを支える人口を集中させて高度成長期を走った。首都圏には東京をベルトのように取り巻く国道16号線に沿って団地、ニュータウンなどを建て、サラリーマンを住まわせた。その都市新中間層が急速に高齢化している。工業生産力を支えた世代が定年退職期を

迎え、大量の高齢都市新中間層を郊外に抱える時代に入ったのだ。農耕社会における高齢者とは異なる社会的特性を身に着けた高齢者が大都市圏に集積している事実は重い。

	一次産業	二次産業	三次産業
1950年	48.6	21.8	29.7
1970年	19.3	34.1	46.6
1990年	7.2	33.5	59.4
2017年	3.4	23.8	71.2

(%)

(出所) 総務省「国勢調査報告」、「労働力調査」

【日本の産業別就業者構成比の推移】

未来への前向きな認識

—高齢化は社会的コスト増ではない

ジェロントロジーを老年学と訳してきた従来の視界では、高齢化を社会的コストの増大と捉え、その負担のあり方についての議論に傾斜しがちとなる。この分野の書物をもみても内容の3分の2以上が医療、年金、介護に割かれている。確かに、「2015年度の日本の医療費約42.4兆円の59%が65歳以上によるもので、70歳以上で48%」「65歳以上の一人当たり医療費は65歳未満の4倍」であり、高齢者による医療負担、さらに介護費用の増大は今後の大問題である。だが高齢化を社会的コスト増とするだけでは、異次元高齢化社会を明るい未来と構想することはできない。高齢者を社会を支える側に参画させるパラダイム転換が必要なのである。

ところで、高齢化を論ずる時、思い出すのがサムエル・ウルマン（1840～1924）の「青春」という詩である。「青春とは人生のある期間ではなく、心の持ちかたをいう……年を重ねただけで人は老いない。理想を失うとき初めて老いる……頭を高く上げ希望の波をとらえる限り、80歳であろうと人は青春」という詩は、多くの老人の心を駆り立ててきた。

また、ヘルマン・ヘッセ（1877～1962）は「老いてゆく中で」という詩を書いている。「若さを保つことや善をなすことはやさしい／すべての卑劣なことから遠ざかっていることも／だが心臓の鼓動が衰えてもなお微笑むこと／それは学ばれなくてはならない／それができる人は老いてはいない／彼はなお明るく燃える炎の中に立ち／その拳の力で世界の

両極を曲げて／折り重ねることができる」(『人は成熟するにつれて若くなる』V・ミヒェルス編、岡田朝雄訳、草思社、1995 所収)

年齢を超えて積極的に生きる力を求める者にとってウルマンやヘツセの詩は心に響く。だが、個人の心構えだけで高齢化社会を論ずることもできない。我々は、最新の脳科学、生命科学をはじめ医学・医療の進化を注目しなければならない。ノーベル生理学・医学賞受賞の脳神経学者R・L・モンタルチーニの『老後も進化する脳』(朝日新聞出版、2009)は、脳科学の最新の成果として、人間の精神活動は老年期に新しい能力を発揮しうることに言及している。確かに記憶力や創造力に関わる機能は老化によって劣化するかもしれないが、積み上げた体験から事態の本質を捉え、体系的に対応を考える思慮深さは高齢者の能力が評価されるべき分野といえる。

同様に、米国の科学ジャーナリスト、ストローチの『年をとるほど賢くなる「脳」の習慣』(原題“The Secret Life of The Grown-Up Brain” 2010、浅野義輝邦訳、池谷裕二監修・解説、日本実業出版社、2017)も、「脳は経年劣化しない」「運動、訓練によって脳は強くなる」ことを指摘している。私の個人的実感においても、現場体験(フィールドワーク)の蓄積と文献の読み込みが相関し、60歳を過ぎて以降、物事のつながりを見抜く「全体知」(Integrity)が高まっているように思う。老化現象があらゆる生命活動の共通の宿命である中で、とりわけヒトの老化がドラマティックな様相を呈する理由について、モンタルチーニは、「第一にヒトの寿命が長いこと、第二に、損耗による器官の衰えが肉体の各所で表面化しやすいことに加え、第三の理由として、社会が高齢者を疎外すること」を挙げている。この第三の理由を考えるならば、いままでの社会はこれほどの高齢化を想定していなかったために、社会システムに高齢者を参画させる基盤がなかったことによって不適合が生じているといえる。100歳人生を想定した社会モデルなど存在しなかったのである。「疎外された存在」は必ず社会変革の起爆剤となる。今日本の高齢化社会の中核になりつつある世代は戦後日本の社会構造変化を投影した存在であることを認識しなければならない。そうした高齢者を健全な社会的参画者として機能させるのが日本のジェロントロジーの課題である。

ジェロントロジーへの新たな視角として、美容界に足跡を残した山野愛子氏の長男で山野学苑を率いる

山野正義氏が掲げる「美齡学」(美しく歳をとる)という主張に注目したい。美とはいうまでもなく表面的な美だけではなく精神の美でもある。美容と福祉の融合を目指す山野氏の「90歳を過ぎて介護状態にあった女性が、ネイルアートと髪を整えることでオシメが取れた」という言葉は、高齢化の本質の一面を炙り出す。「美しさ」を意識することは高齢化社会の質を決めるのだ。

高齢者を生かし切る構想力 —参画のプラットフォーム

高齢化社会が政治にもたらすインパクトについては『シルバー・デモクラシー』(岩波新書、2017)において整理した。人口の4割を65歳以上が占めるとなれば、若者は投票に行かない傾向が続く限り有効投票の6割を高齢者が占め、「老人の老人による老人のための政治」という「シルバー・デモクラシーのパラドクス」が生じかねない。既に高齢者がアベノミクスを支持する心理を解析したが、金融資産の大半は高齢者が保有しており、株が上がる政策であれば、異次元金融緩和にせよ財政規律を無視した財政出動にせよ、高齢者が拍手を送る構図が顕在化している。本来高齢者は思慮深くなっているはずで、社会の安定勢力として機能すべき存在だが、金融政策の歪みをもたらしたマイナス金利が「勤勉、貯蓄が利息を生む」という経済倫理を毀損し、金融政策主導で株価を上げることが自己目的化するという危うい構図が生じている。

あえて言えばいつの時代でも「老人は悪魔」であり、「老人が戦争を始め、若者が戦場に立つ」といわれてきた。だが、現代日本における世代間ギャップは質を異にする。農業社会における社会関係として、大家族主義の中で老人は子供に食わせてもらう関係が常態で、「老いては子に従え」という価値が機能していた。しかし、都市郊外に集積した現在の高齢者は子供に食わせてもらえる者などほとんどいない。現代日本の社会システムは工業化社会を前提に作られ、その結末としての大都市郊外型高齢化に適合できなくなっている。

この歪みはさらにエスカレートするであろう。今年3月に国立社会保障・人口問題研究所が発表した「地域別将来推計人口」には改めて驚かされる。2015年比で2045年の全国の人口が16.3%減少すると予測される中、東京だけがわずか0.7%増加

するが、秋田県の41%減を最大に青森、山形、高知、福島、岩手などの県で3割以上もの人口減が予測される。つまり、大都市圏への人口集中が進み、地方は一段と過疎化し、しかも「75歳以上の人口比率が2割を超す道府県が43になる」という。こう予測されるのも地方を支える産業がないからである。大震災後の東北ブロックを見ても食べていける産業がないため「帰りたくても帰れない」のだ。「大都市の大都市による大都市のための政治」になる傾向が暗示され、突き詰めれば、「大都市の老人による意思決定」、高齢化した都市新中間層がどう動くか運命を決める。日本におけるジェロントロジーの焦点は明らかである。健全な社会の参画者として大都市郊外型の高齢者を招き入れるプラットフォームを社会工学的に構想、実現することである。

前提となる考え方として15～64歳を生産年齢人口とする概念の修正が必要となる。現実には16～22歳の6割以上は学生で生産に従事していない。ここでいう「生産」の意味は工業化社会を想定しているが、既に就業者の7割は三次産業、サービス産業に従事している。この就業構造を前提として生産活動を柔らかく想定し、少なくとも74歳までは生産労働人口とし社会的活動に参画させる視界を拓くべきである。

この10年近く、東大医科研の臨床・研究医と「保健・医療のパラダイムシフト協議会」として「病気にさせない医療」を求めて議論を重ねてきたが、「80歳でも7割はほぼ健康者」という事実を認識せねばならない。ただし、60歳前後で定年退職した人を、20年以上、大都市郊外のコンクリート住居空間で社会的関係から遮断された独居老人として閉じ込めれば、その7割は精神的に異常をきたすであろう。人間は社会的関係を見失うと制御不能になるのである。

定年延長など高齢者の就労機会拡大も重要だが、高齢者の仕事の中身を社会の安定に資するものにする努力が求められる。ここで「食と農へ的高齢者の参画」という構想を提示しておきたい。戦後日本は、国際分業の中で「食は海外から買ったほうが効率的」という国を創り、食料自給率を38%にまで下げ、海外から7兆円（2017）の食料を買う国になった。特に大都市郊外のベッドタウンの食料自給率はゼロで、都市新中間層の生活様式は「カネで食料を買い、自分は食う役割」というもので、気がつけば、現代日本人の「食」のライフラインは全国に

5.6万店になったコンビニと3500カ所を超したショッピングセンターによって維持され、食の基盤を自ら作るという意思を見失った高齢者群を生み出した。

都市郊外型の高齢者を参画させた都会と田舎の交流によって、日本の食と農を再生させる構想は推進に値する。それによって食料自給率を60%とし、食糧輸入を7兆円から2兆円減らし、輸出を1兆円増やすことができれば、食の外部依存は軽減し、産業構造の重心を下げることになる。この構想にリアリティがあるのか疑問を抱く人も多いであろう。現在日本の農地は450万ha、農耕放棄地42万haとされるが、この農耕放棄地を活用し飼料穀物や野菜、果物を栽培して輸入代替を図り自給率を上げる構想は現実性のある課題である。農業生産法人（株式会社農業）などによるシステムとしての農業を受け皿とし、分業としての農業、都市居住者が十分に参画しやすい農業にもっていくことは可能であろう。既に1.7万の農業生産法人が動いているが、都会と田舎の呼応関係によって新しい食と農の仕組みが柔らかく構築され、食のパラダイムが変わることの意義は大きい。歴史のネジを巻き戻して、「脱・工業化時代」の社会形成が求められている。

地球的規模での人口増は加速している。2017年に75億の世界人口は2050年には90億を超すと予想され、日本として食を安定させる試みは不可欠である。そして高齢者が参画すべきテーマは食と農だけではない。エネルギー、教育、子育てなど社会を安定させる分野での参画と貢献が期待される。壮年期の仕事が「カセギ」（経済生活のための活動）だとすれば、高齢者の仕事は、「ツトメ」（社会的貢献）へと昇華すべきである。ジェロントロジーはその仕組みを構想、実現する社会工学でなければならない。時代は高度情報化社会というべきデジタル・エコノミーへと向かっている。AI、ビッグデータ、IoTが社会生活を突き動かす時代を生きる人間として高齢化社会の社会システムを柔らかく描き出すことに立ち向かわねばならない。少子高齢化を縮小均衡にしないため日本の実験が世界の先行モデルとなる構想に挑戦したい。

「世界」2018年6月号、連載194
「本質を見抜く眼識で新たな時代を切拓く能力のレッスン 特別編」から転載。

「青山学院大学ジェロントロジー研究所」発足

<https://www.aoyama.ac.jp/research/laboratory/gerontology/>

「開設記念キックオフシンポジウム」を開催



青山学院大学は、「世界に誇る豊かな長寿国日本を築く—青山学院大学の挑戦」をテーマに「青山学院大学ジェロントロジー研究所」を開設し、2018年9月23日、同大学本多記念国際会議場で「開設記念キックオフシンポジウム」を開催した。

同研究所ホームページでは、開設の目的を次のように宣言している。

青山学院大学は2018年4月にジェロントロジー研究所を設立しました。本研究所はジェロントロジーという視点で学内の自然科学・応用化学・社会科学・人文学をまたぐ学際研究を活性化し、また山野学苑など学外との連携も加速することで、ジェロントロジーの新分野開拓やイノベーションを目指します。また、長寿をありがたく喜ばしいものとする教育や文化を発信することで社会にジェロントロジーを啓発し、持続可能な「超・超高齢社会」の実現に邁進していきます。

シンポジウムでは、平田普三・ジェロントロジー研究所所長、理工学部教授が「本研究所の目指す明るく豊かな高齢化社会」、ロペス・ギョーム・理工学部准教授が「ウェアラブル技術で支える健康的な食

習慣」、三木義一・学長が「ジェロントロジー研究所発足によせて」、日置俊次・文学部教授が「宮崎駿が描く少女と老女」、山野正義・山野学苑総長が「生きるほど美しく」、長田久雄・桜美林大学副学長が、ジェロントロジー研究・教育の意義について、それぞれの分野から問題提起した。

山野正義・山野学苑総長は、山野学苑がいち早くジェロントロジー教育を開始した意義について、次のように発言した。

超高齢化社会となった日本で、人生100年時代をいかに過ごすかについて、これまでとは違った発想と対策が求められている。そして若い世代こそが、100年を生きる生きがい、それを実現する具体的なプラン、その裏付けとなる経済的側面について、考え準備することだ。そのためにこそ、若い人たちにとっても、ジェロントロジーを学ぶことが必要なのだ。

青山学院大学ジェロントロジー研究所の発足によって、日本におけるジェロントロジー研究と教育がまた一歩前進したことに注目していきたい。

高齢者よ、大志を抱け

小泉純一郎 ～対談～ 山野 正義



元内閣総理大臣

小泉純一郎さん

学び続ける者は、死して朽ちず



学校法人山野学苑 総長

山野正義さん

日本の未来のため高齢者を元気に

いくつになっても学びに変わりはない

山野正義・学校法人山野学苑総長 小泉さんが2008年に政界を引退されたとき、年齢的にまだ早いように感じましたが、その後に何をするといい計画があったんですか。

小泉純一郎・元内閣総理大臣 何もないですね。ただ時間に追われずのんびり過ごしたいというだけで。それまで読んだことがないジャンルの本を読んだら面白かったとか、久しぶりに音楽をじっくり聴いたとか、しばらくの間そんなふうにごくして。ただ忙しくはなくなったけど、年齢のせいだ現役のと

き以上に健康の大切さがわかるようになった。年を取ると特に、自分で自分を元気にしていくという意識、これが大事だね。

山野 私が普及に取り組んでいるジェロントロジーという学問は、まさにそのためにあるんです。人間が年を重ねるとはどういうことか、どうすれば高齢期を生き生きと過ごせるか。それを知るには、ひとつの学問分野だけでは十分ではありません。たとえば医学、生理学、心理学、法的な側面から高齢化の問題を考える法学、高齢者にやさしい住まいや都市を研究する建築学、というように。ジャンルを超

えた学際的な学びが必要で、それがジェロントロジーです。

小泉 山野先生から話を聞くまで私はその学問知らなかったんだけど、言葉が難しいんじゃないですか？「老人健康学」とかわかりやすい名前を付けるといいかもしれない。

山野 もう少し穏当な表現として、私は「美齢学」という言葉を提唱しています（笑）。私はこれを若い人や研究者はもちろん、高齢者自身にも学んでほしいと思っています。

小泉 学びに終わりはないからね。私も東北の地震があって、原発事故を経験して、学ぶことがいかに大切か痛感しました。現役時代は人のいうことを鵜呑みにしていたけれど、あらためて勉強して初めて、自分が知っていたこと、信じていたことがいかに間違っていたかわかった。大いに悔いた。だから今、黙っているわけにいかないんです。発言して、行動していかなくちゃならない。

消えない胸の熱さに突き動かされて

山野 一国の総理を務めた方がご自分の誤りを認め、日本には脱原発こそが必要だと主張する。そして今は、福島での救援活動後に健康を害したアメリカ兵のために基金をつくり、その活動に奔走しておられる。勇気のいることだと思います。

小泉 総理時代の発言と全然違うじゃないかと批判されるのはわかっているけど、いても立ってもいられない気持ちのほうが勝つんです。ときどき、何で俺はこんなことやってるんだろうと不思議な気がする。まさか自分がこんな活動するなんて思ってもみなかった。でもね、人間何かにどうしようもなく突き動かされるということがあるんです。

山野 私にとってはジェロントロジーがそれにあたります。日本の社会は今、高齢者に対して十分温

かいかといえ、私にはそう思えません。むしろ医療や福祉で若い人に負担をかけているとさえ言われる。戦後のわが国をつくりあげた功労者たちに対して、それはあんまりだという気がします。しかし、だからみんなで高齢者にやさしくしよう、というのじゃありません。先ほど小泉さんが言われたように、高齢者が自ら元気になることが大切で、それには学問が必要なんです。

小泉 私も山野先生もいい年だけど、我々には目標がある。高齢者だって大志を持っていいんだよ。人間、これがやりたい、ここまで到達したいという気持ちがあればね、何歳だって向上できる。山野先生はそれを学問でやろうというのが素晴らしい。江戸時代の儒学者・佐藤一斎が残した私の好きな言葉があって「少くして学べば、即ち壯にして為すこと有り。壯にして学べば、即ち老いて衰えず。老いて学べば、即ち死して朽ちず」。特に最後がいいでしょう？ 死して朽ちず。いくつになっても学び続けて、向上して、そんなふうに最後まで命をまっとうしたいね。

山野 佐藤一斎にはかいませんが、私の信条は「GNP」というものです。すなわち、元気に・ニコニコ・ボックリ逝く（笑）。高齢者が目標を持って生き生きと過ごすことが社会を活気づけ、それはこの国の未来を救うことにもつながる。私はそう確信しています。ジェロントロジーはそのために貢献できるはずですし、これを広めるまでは決して死ねないというのが今の気持ちです。小泉さんももう 75 歳というのは驚きですが、心の熱さと意志の強さは今も変わらず、お話をして大いに刺激を受けました。私も負けてはいられませんね。

朝日新聞 2017年4月9日

「美しい人生を語る Vol.4 学ぶ意思、生きる意味」





介護が変わる 地域が変わる **介護ビジョン**
地域介護経営 2018年10月号 抜き読み版

Masayoshi Yamano

学校法人山野学苑は、髪・顔・装い・精神美・健康美からなる「美道五大原則」のもと、美容業界の発展や美容教育に尽力してきた。さらに、美容が高齢者に活力を与えることに着目した「美容福祉学科」の開設や、高齢者の生き方を追求する「ジェロントロジー」の考えを取り入れた「美齢学」という新しい学問分野の創出など、福祉の視点から美容業界に革新を起こし続けている。同学苑総長の山野正義さんに、その取り組みのきっかけや、高齢者における「美容」の重要性を聞いた。

撮影／羽切利夫

1 2018.10 地域介護経営 介護ビジョン

今月の

イノベーター

innovator

山野正義

学校法人山野学苑 総長

生まれてから死ぬまでの生き方を追求する
 「美齢学」を提唱





山梨県北杜市が主催する「健康福祉大会」で講演する山野さん

福祉の現場に 「美容」をいち早く導入

化粧や整髪は 高齢者のQOL向上に効果

私は、学生と美容ボランティアで施設を訪問したとき、施設の高齢者が皆、職員の負担軽減という理由でショートヘアにされ、お

齡期の生き方を医学や社会学などあらゆる分野・視点から研究するもの。私は、そこに「美容」の視点が欠けていると気づきました。その原因は、美容が人々にもたらす効果についての、学問的な裏づけがなかったからです。

しやれが軽視されているのを実感しました。その時、介護・福祉の現場に美容を導入する必要性を感じ、当学苑開設の山野美容芸術短期大学に1999年、「美容福祉学科」を設け、美容と福祉双方の技術を身につけた「美容福祉師」の育成に努めてきました。その育成を通して、高齢者に化粧や整髪をすると、表情が明るくなる、外出が増えるなど、QOLの向上に効果があることを確信したのです。「美容福祉」の研究をするなかで、2009年に出会ったのが「ジェロントロジー」です。これは、それまで日本になかった学問で、高

そこで、美容福祉を学問的に発展させようと、13年に当学苑が日本で初めて教育カリキュラムにジェロントロジーの講座を組み込んだのです。さらに同年、高齢者だけでなくすべての人の生き方に深くかかわりたいと考え、一般社団法人美齢学センターを開設。美容福祉の技術、ジェロントロジーの理論、美道五原則の理念を融合し、「生まれてから死ぬまでをどう生きるか」を追求する「美齢学」という新しい学問分野をつくりました。現在、学生はもちろん、社会人でも気軽に学べるようなオンライン授業を実施しています。

今月の **イノベーター** innovator 山野正義

「年を重ねても美しくありたい」
の願いをかなえる

介護・福祉業界に
美齢学の必要性を発信する

美容師は、鏡の前のお客さんや
どう喜ばせるかを追求するのが仕
事です。介護が必要な方や寝たき
りの方であっても、誰もが抱く「美
しくありたい」という願いをかな
えるべく、当学苑では美容福祉師
の輩出など介護・福祉業界でも活
動をしてきました。

一方、介護士は、高齢者と一緒
に過ごす時間が長いいため、その方
の気持ちの変化にいち早く対応で
きます。それは、高齢者の美意識
に刺激を与えることができるのも
言い換えられます。たとえば、介
護士自身が身だしなみやおしゃれ
を心がけることで、高齢者が「自
分も美しくなりたい」という向上
心をもてます。化粧やおしゃれを
楽しみ、生きることに意欲が湧いた
高齢者を介護士は外出に誘った

り、社会活動に参加させるなどの
働きかけができるのです。

私は、異なる分野が横のつなが
りをもつジェロントロジーと出会
い、総合的な観点から物事を考え
る重要性を学びました。介護士と
美容師は役割が違うからこそ、横
でつながるべきです。そのためにも、
介護・福祉業界の方々には、
当学苑の授業や取り組みを通し
て、美容を導入する必要性を理解
していただきたい。そして、介護・
福祉の現場でさらに美容を発展さ
せ、すべての人が抱く、「年を重ね
ても美しくありたい」という気
持ちをかなえ、人生の最期まで生
きがいをもって過ごせる社会をつ
くっていきたいと考えています。
そうした社会の実現の一步とし
て、介護士の皆様にはまず、忙し
い日々の仕事のなかでも、ご自身
の身だしなみやおしゃれを意識し
ていただきたいと思います。



山野正義(やまの・まさよし)氏

1936年、東京・日本橋生まれ。55年、学習院大学を中退し、米国ロサンゼルス市のウッドベリー大学経済学部で経済学名誉博士号を取得。ミューチュアル・オブ・ニューヨーク生命保険会社での勤務を経て、1995年、学校法人山野学苑の理事長を継承。現在、同学苑総長を務める。NPO全国介護美容福祉協会理事長、財団法人国際美容協会理事長、一般社団法人美齢学ジェロントロジーセンター理事長

「美齢学」といふ言葉を聞いていますか？
近ごろ、介護を必要とする高齢の方や、化粧やおしゃれをすることで
イキイキとした気持ちを取り戻している方が増えて見られます。
髪をきちんと整えたり、化粧を施したりするだけでなく、しっかりと髪に手を
掛ける、髪型をアレンジする、髪質をケアするといったことに興味をもち、
美容院や福祉、両方の資格を持った専門家が中心となって、高齢者の
新しいサービスの提供、それが「美容福祉」なのです。
「美しくありたい」と思う気持ち、年齢を問わず誰もが抱く、お手を
召されていい、上品な清潔感のあるサービスが盛り込まれたお学に集けら
れる空間をつくる。
それが、わたしたち山野の願いです。

① 著書では、山野さんの「美齢学」への熱い思いが伝わっている ② 山野さんが理事長を務めるNPO全国介護美容福祉協会が開発した、ベッドに寝たままシャンプーができる「ハッピーシャンプー」のほか、髪の毛が飛び散らない集髪器「すいこーム」などを使い、高齢者宅や介護施設での「美容福祉師」の技術講習を行っている ③ 美容福祉の発展に取り組む同学苑の啓発ポスター ④ 女優の樹木希林さんから届いた「美齢学」へのメッセージパネルの横に並ぶ山野さん ⑤ 「ハッピーシャンプー」を使い、実践的に学ぶ学生 ⑥ ネイルを施してもらって笑顔を見せる被災者につられ、表情をなごませるボランティアの学生

GERONTOLOGY ONLINE COURSES

カリキュラム (60 レッスン)

- ・イントロダクション
- ・高齢者人口 パート1
- ・高齢者人口 パート2
- ・エイジングに関する固定観念
- ・ライフコースの展望
- ・エイジングに関する社会的セオリー
- ・復習1
- ・エイジングにおける生物学的セオリー
- ・老化による一般的な変化と高齢者の疾患
パート1：免疫系と尿路系
- ・老化による一般的な変化と高齢者の疾患
パート2：心臓血管系
- ・老化による一般的な変化と高齢者の疾患
パート3：神経系と感覚系
- ・心臓病 パート1
- ・心臓病 パート2とがん
- ・内分泌系とホルモン
- ・消化器系と生殖器系
- ・慢性疾患：糖尿病・高血圧・骨粗しょう症
- ・脳卒中（脳梗塞）
- ・復習2：老化による身体の変化 パート1
- ・視覚と老化
- ・聴覚と老化
- ・口腔衛生
- ・皮膚と老化
- ・体毛、爪と老化
- ・エクササイズ
パート1 有酸素運動と無酸素運動
- ・エクササイズ
パート2 柔軟性とバランス力
- ・老化防止
- ・復習3：老化による身体の変化 パート2
- ・うつ病と老化 パート1
- ・うつ病と老化 パート2
- ・老後の課題と高齢者とのコミュニケーション
パート1
- ・老後の課題と高齢者とのコミュニケーション
パート2
- ・記憶と認識 パート1：認識力
- ・記憶と認識 パート2：記憶
- ・アルツハイマー症と認知症
- ・脳のトレーニングとビデオゲーム
- ・ストレスと老化
パート1：ストレスの科学
- ・ストレスと老化
パート2：ストレスとあなた
- ・復習4：老化に伴う精神的変化
- ・高齢者と虐待
- ・老化の社会理論
- ・パーソナリティ パート1
- ・パーソナリティ パート2
- ・介護 パート1
- ・介護 パート2
- ・家族と高齢化
- ・テクノロジーと高齢化
- ・転倒防止
- ・復習5：高齢化の社会的見地 パート1
- ・ユニバーサル・デザイン パート1
- ・ユニバーサル・デザイン パート2
- ・人間工学に基づいた高齢者用デザイン
- ・知恵と創造性
- ・女性と高齢化 パート1：美しさ
- ・女性と高齢化 パート2：祖母の役割
- ・死と死にゆく過程 パート1
- ・死と死にゆく過程 パート2
- ・卓越した老化：ブルーゾーン
- ・復習6：高齢化の社会的見地 パート2
- ・全人的なアプローチ
- ・最後の講義：結論と応用

ジェロントロジー・オンラインコースについて
のお問い合わせは下記までお願いします。

一般財団法人
美齢学・ジェロントロジーセンター 事務局
192-0396 渋谷区代々木 1-53-1
学校法人山野学苑内
TEL:03-3379-0111
FAX:03-3370-0008

ジェロントロジー・オンラインコース 学生・社会人受講修了者 3,968 人に

学校法人山野学苑が、2013年から開始した学生と社会人を対象にした「ジェロントロジー・オンラインコース」自受講者は、3,968人（学生3,836人、社会人132人=2018年11月1日現在）となっています。

ピンカス・コーエンUSC学部長は、2015年以降毎年、山野学苑で開催しているジェロントロジー特別講座の際、修了した社会人と山野美容専門学校学生代表に修了証を贈り、激励しています。



はりまや佳子さん
株式会社オンリーワン
G&Vオーナー



橋本壮平さん
一般社団法人日本女性
支援協会副理事長



近藤 チカさん
株式会社C-アクシス
代表取締役



庄野 真代さん
歌手、作詞家



堂後 安子さん
熊本園
老人福祉施設長



佐藤 一馬さん
美容サロン経営者



柿沢 美貴さん
会社経営者



中島あずささん
美容サロン経営者
(原宿)



伊藤加奈さん
ハーモニカ奏者



藤本 一輝さん
山野美容専門学校
修了生代表



木村久美さん
フリーアナウンサー



上村由紀恵さん
表参道フェリーチェ
代表



牛窪万里子さん
東京FMなどのパー
ソナリティ



石山登志子さん
西新宿パトラ美容室
代表



仁科亜希子さん
女優



江田大介さん
山野美容専門学校
入試広報課長



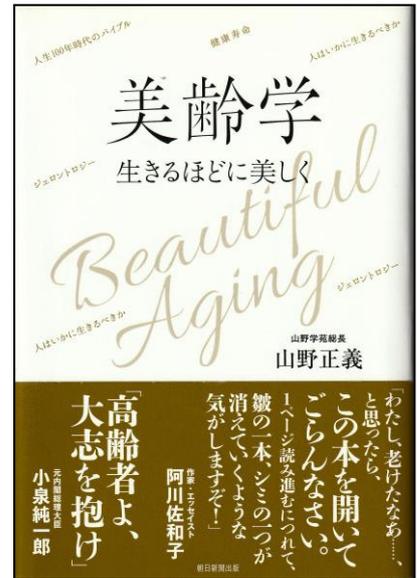
「高齢者の美しい人生のために」のテーマで講演するピンカス・コーエンUSC学部長(2018年4月23日、山野ホール)

美齢学・ジェロントロジー 紹介番組・著書



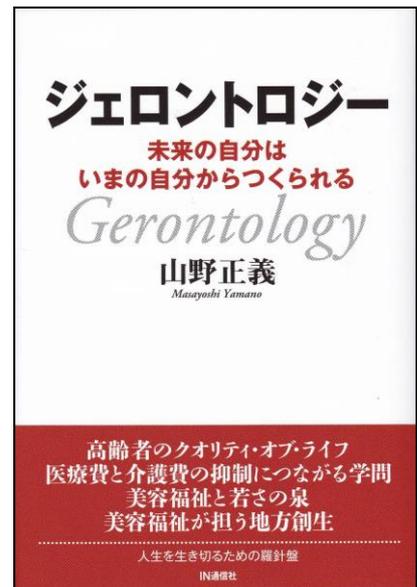
BS11 「寺島実郎の未来先見塾」

2018年3月30日放送



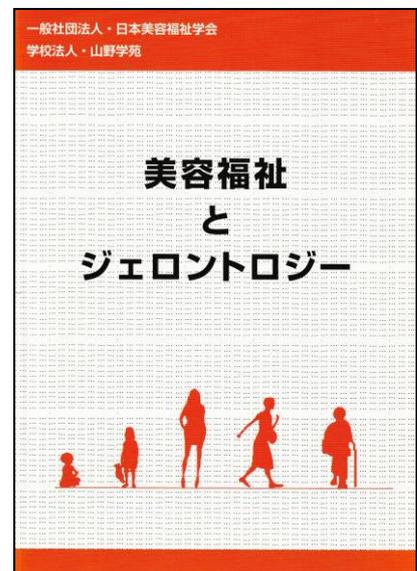
BS 朝日「ザ・トップビジョン」

2018年6月30日放送



BS 日テレ「老いて輝け！」

2018年9月1日放送



一般社団法人 日本美容福祉学会 設立趣意書・活動実績

◆日本美容福祉学会設立総会

1999(平成11)年11月11日

日本外国特派員協会(東京・有楽町)

「日本美容福祉学会」設立趣意書

我が国の生活水準は、第2次世界大戦終了後著しく向上し、その結果西欧諸国と肩を並べ、むしろこれらの諸国を凌駕する状態になってきたことは、慶賀の至りであります。

現在、国民の総所得は、世界のトップグループに入っておりますが、個人所得、住宅事情、交通機関の整備などでは必ずしも満足のいく状態ではありません。さらに最近の経済不況によって、失業率は我が国史上、最高率を更新しつつあり、好景気時代の国民の生活価値観の多様化の影響を受けた不満感も大きくなってきております。

一方、国民の健康面をみると、生活習慣に起因するいわゆる「生活習慣病」に悩んでいる方が多くなってきています。最近、我が国の人々の社会生活は、人口の高齢化、出生率の低下による少子化、国際化の進展、産業技術の進歩発展、生活価値観の多様化等、国民の福祉と健康に影響を与える条件が急激に、しかも大きく変化いたしました。その結果、21世紀を迎えるに当たって、社会福祉の面では、単に所得保障、住宅の確保など恩恵を施すものだけでなく、生活を豊かにし、人間性を高めるものであり、いわゆる生活の質(Quality of Life=QOL)の向上をもたらすものであります。また健康面でも、生活習慣病、再興感染症、ストレスの時代と言われるようになりました。このように福祉面、健康面のいずれも、すべての国民を対象として取り組む時代となりました。

一方、生活価値観の変化の中には、従来パーマをかける、ヘアカットをする、化粧をする、髭を剃る、ネクタイを結ぶといった行為が、単なる「きれい」「カッコイイ」「華美」「キザ」としたとらえ方ではなく、生活にとって必須の要素として受け取るようになってきました。今後はこうした行為が、「身だしなみ」「おしゃれ」「エチケット」の一つとして、積極的に生活の質の向上のために求められるようになっていくでしょう。

21世紀を迎えるにあたって、高齢社会における社会福祉のあり方について如何にあるべきか、を考えなければなりません。すなわち高齢者、障害者の要介護者、介護者の人間性が尊重され、生活の充実のためには、介護を中心にしながら広くすべての国民を視野に入れて、健康面に配慮しつつ、「身だしなみ」「おしゃれ」としての諸行為を積極的に取り入れ、高齢者、障害者の自立、個

性豊かな生活を達成することが必要であろうかと思われ
ます。

今回、こうした新しい社会福祉のあり方を考え、また経済的な面での福祉の充実だけでなく、心理、精神的な面での充実を如何にするべきか等を課題として、福祉学、美学、哲学、医学、看護学、保健学、栄養学、心理学、介護学等の学問分野などと、化粧、美粧、装い、豊かな生活等の生活面での実践活動分野を併せて、「美容福祉」の学問の確立と社会サービスの充実及び学際的並びに国際的研究の促進を目的として「日本美容福祉学会」を設立することにいたしました。

本学会の事業は、学術集会及び研究会の開催、研究助成並びに調査の実施、社会福祉事業関係者の資質の向上、公開講演会の開催、内外の諸学会及び関係団体との連携及び協力、学会誌その他刊行物の発行等であります。

本学会の対象とする分野が生活全般にわたることから、国内外の多くの学会、関係諸団体との協力を図り、多くの方のご参加をいただくことが必要と考えております。

本学会の設立とその発展のために、設立趣旨をご理解のうえ、是非とも多くの皆様方のご参加と多大なるご支援を心からお願い申し上げます。

【設立発起人】(カッコ内は設立時の所属)

- 大島 恭二(東洋英和女学院教授)
- 岡本 民夫(同志社大学教授)
- 古野谷 亘(聖学院大学教授)
- 大坊 郁夫(北星学園大学)
- 西坂 才子(スリムビューティハウス)
- 野坂 勉(大正大学教授)
- 原田 克己(大妻女子大学教授)
- 丸山 欣哉(宮城学院女子大学教授)
- 米山 岳広(武蔵野女子学院大学助教授)
- 星野 卓雄(東京テミス法律事務所)
- 堀部 美行(堀部モードインターナショナル代表)
- 新藤 アイ(山野流着装宗伝)
- 福渡 靖(山野美容芸術短期大学教授)
- 山野愛子シェーン(山野美容芸術短期大学教授)
- 渡辺 聡子(山野美容芸術短期大学教授)
- 多田 正明(山野学苑秘書室長)
- 三宅政志公(山野美容専門学校事務局長)
- 福島 清(山野美容芸術短期大学事務局長)



<資料>

◆第1回学術集会

2001(平成13)年4月28日

山野美容芸術短期大学(八王子市)

《テーマ》

『福祉』と『おしゃれ』21世紀…介護の視点から

<講演>

「介護施設における『おしゃれと身だしなみ』への関心」

塩原正一(日本美容福祉学会会長)

<シンポジウム>

「21世紀の高齢者・障害者と『おしゃれ』と『身だしなみ』美容の役割」

◇装いの立場から=渡辺聡子(山野美容芸術短期大学教授)◇住居の立場から=辻育美(福祉住環境コーディネーター)◇化粧心理の立場から=日比野英子(山野美容芸術短期大学助教授)◇福祉文化の立場から=小林博(茨城キリスト教大学教授)◇医療施設の立場から=桑田美代子(青梅慶友病院看護・介護開発室長)◇福祉施設の立場から=江國泰介(知的障害者施設「入道雲」施設長)

<エキジビション>

「車イス利用者の和装着付け・ヘア&メイク

<ワークショップ>

講習「車イス利用者の和装着付け」

◆第2回学術集会

2002(平成14)年10月20日

東京・八王子学園都市センター(八王子市)

《テーマ》

「美容福祉の可能性」

<講演>

「おしゃれと身だしなみに関する全国調査」塩原正一(日本美容福祉学会会長)

<エキジビション>

「高齢者の美容」鈴木昌子(山野美容芸術短期大学教授)、及川麻衣子(山野美容芸術短期大学講師)

<特別講演>

「高齢者にとって、生きるということ、装うということ」

樋口恵子(東京家政大学教授)

<シンポジウム>

「美容福祉の可能性=現場からの提言」座長=佐藤林正(九州看護福祉大学教授)◇精神科病院に美容室を開設して=岩崎由美子(昭和大学附属烏山病院精神保健福祉士)◇老人施設におけるコスメティック・セラピー=原千恵子(山野美容芸術短期大学助教授)◇色彩からのアプローチ=南涼子(カラー・コンサルタント)

<ワークショップ>

「高齢者のハンドケア=ネイルケアやハンドマッサージの方法」

◆第3回学術集会

2003(平成15)年11月2日

東京・八王子学園都市センター(八王子市)

《テーマ》

「セルフアートケア(SAC)と美容福祉」

<講演>

「おしゃれと身だしなみ全国調査・SACの概念」塩原正一(日本美容福祉学会会長)

<一般演題発表>

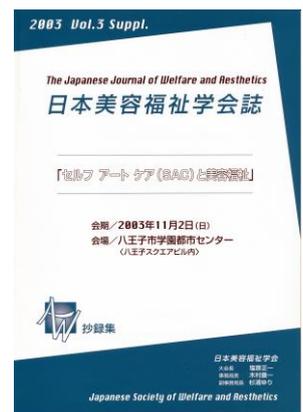
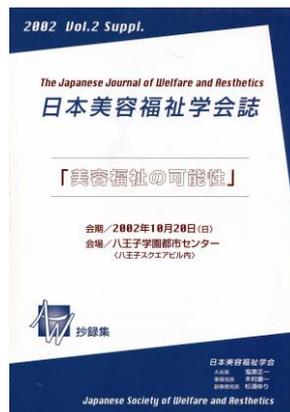
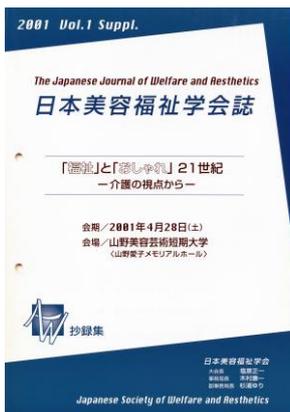
①福祉施設職員の施設利用者への化粧・おしゃれに関する意識—A社会法人での調査から—足立香織②「高齢者に対する美容調査」後藤智之他③「痴呆性高齢者へのセラピー効果—自己像描画の検討から—」原千恵子④「昭和大学烏山病院内美容室の活動—精神科・高齢者専門病院における美容室の役割と必要性」伊藤麻衣子他⑤「高齢者施設における美容福祉の実践—美容福祉学科卒業生の取り組みと現状報告」木谷佳子⑥「頭スッキリ体操でリフレッシュ—創造的なプログラムにとりかかる前に—」高木弘⑦「介護における色彩の活用と実践」南涼子⑧「在宅ケアとSelf Art Care」平尾良雄他

<特別講演>

「生きるほどに美しく」山野正義・山野美容芸術短期大学学長、「自己表現と福祉」宮川俊彦・国語作文教育研究所長

<シンポジウム>

「セルフアートケア(SAC)と美容福祉」座長=岩崎由美子(昭和大学附属烏山病院)◇音楽療法の立場から=唐澤清美(音楽療法士)◇コミュニケーション・イン



<資料>

ストラクターの立場から＝島吉琴子（コミュニケーション・インストラクター）仁野衣子（コミュニケーション・アドバイザー）◇アロマセラピーの立場から＝安珠（アロマセラピスト）

◆第4回学術集会

2005(平成17)年1月25日

山野美容芸術短期大学（八王子市）

《テーマ》

「生きるほどに美しく……美容福祉のこころ」＝2005新春セミナー

<講演①>

「介護施設がのぞむ美容福祉」木川田典彌（社団法人全国介護老人保健施設協会常務理事、NPO法人全国痴呆性高齢者グループホーム協会代表理事）

<講演②>

「施設内理美容室エリザベートについて」鈴木長治（医療法人ケアテル最高経営責任者・専務理事）

<講演③>

「心理学から見た美容福祉」原千恵子（東京福祉大学大学院教授）

<パネルディスカッション>

「訪問美容奮戦記－NPO全国介護美容福祉協会登録美容師」佐野美恵子（在宅訪問）／加納静江（府中療育センター）／伊藤雅美（ケアテル猪苗代）／鈴木いづみ（ケアテル猪苗代）／杉本剛英（多摩永山病院）／村木代志美（多摩永山病院）／有村亜紀子（多摩永山病院）

<まとめ>

「これからの訪問美容に期待すること」＝佐藤典子・至誠ホーム「スオミ」アクティビティ・プロデューサー

◆第5回学術集会

2005(平成17)年10月23日

山野美容専門学校（東京・渋谷区）

《テーマ》

「美容福祉 新たな展開」

<基調講演>

「今、美容福祉が求められている」一番ヶ瀬康子・長崎純心大学教授・日本女子大学名誉教授・山野美容芸術短期大学客員教授

<シンポジウム>

「今、美容福祉がもとめられている」◇社会福祉研究者の立場から＝一番ヶ瀬康子（長崎純心大学教授・日本女子大学名誉教授）◇私たちが求めている美容福祉＝上山のり子（駿台トラベル&ホテル専門学校講師）◇美容福祉サービスを利用する親の立場から＝坂口幸美（八王子市重症心身障害児デイサービス「こあら」運営委員）◇今、美容福祉が求められている＝佐野美恵子（美容福祉師、山野美容芸術短期大学講師）◇100歳のファッションモデル＝島崎隆太郎（社会福祉法人浴風会・特別養護老人ホーム第三南陽園施設長）

<事例・研究発表>

〔美容福祉援助理論・障害者の事例部門〕

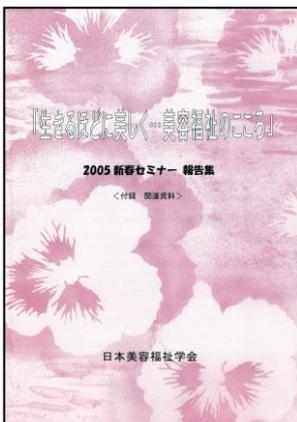
（座長＝大西典子）

①「美容福祉援助持論仮説Ⅰ」濱田清吉、荒井典子（山野美容芸術短期大学）②「重症障害をもつ子への美容福祉援助の実際・事例Ⅰ」荒井典子、濱田清吉（山野美容芸術短期大学）③「重症障害をもつ子への美容福祉援助の実際・事例Ⅱ」黒田文美、河野誠二（山野美容芸術短期大学）④「精神障害者の共同作業所喫茶R－美容福祉援助活動の実際」西川奈美、及川麻衣子、中嶋理（山野美容芸術短期大学）

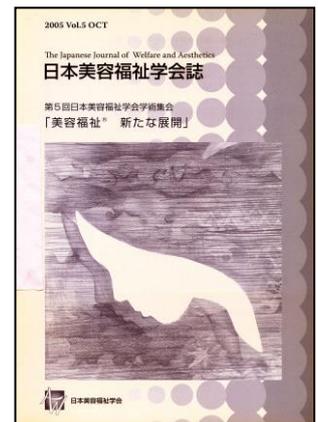
〔高齢者等の事例・調査・開発〕

（座長＝濱田清吉）

①「美容福祉技術講習受講生の意識調査」鈴木昌子（山野美容芸術短期大学）②「美容福祉技術講習受講生の意識調査（速報）と今後の課題」秋元弘子（山野美容芸術短期大学）③「『すいこ〜ム』ができるまで」奥山一成（山野美容芸術短期大学）田爪正気（東海大学健康科学部）④「ひきこもり女性に対する化粧を用いた心理的援助の検討」野澤桂子（山野美容芸術短期大学）⑤「高齢者のケアプランに美容セラピーを導入」木谷佳子（介護老人保健施設銀の船よこはま）⑥「在宅における訪問美容福祉の役割について」佐野美恵子（NPO 全国介護美容福祉協会美容福祉師）



第4回 山野美容芸術短期大学



<資料>

◆第6回学術集会

2006(平成18)年10月22日

山野美容専門学校(東京・渋谷区)

《テーマ》

「美容福祉 その理論と実践」

<特別講演>

「障害者福祉政策の今日」八代英太・トータル福祉アドバイザー

<シンポジウム>

「おしゃれば、生きる楽しみ」◇日比野英子・神戸親和女子大学教授◇木実谷哲史・島田療育センター院長◇芝敏子・八王子福祉園地域支援コーディネーター◇後藤智之・「ヒルトップロマン」介護福祉士◇久保みち子・美容福祉師◇司会＝中島理・山野美容芸術短期大学教授

<事例・研究発表>

〔調査・統計：事例障害福祉部門〕

(座長＝濱田清吉、副座長＝黒田文美)

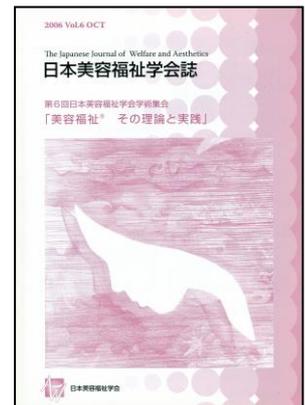
①「技術と心の交流」古山智(山野美容芸術短期大学美容福祉学科2年)②「本学における美容福祉演習、ボランティア活動の実際とその意義—過去5年間における活動集計からの検証」濱田清吉、久保田智弘、川口剛史、及川麻衣子(山野美容芸術短期大学)③「利用者本位の新たな福祉サービスの向上に向けて」芝敏子(東京都八王子福祉園地域支援コーディネーター)④「重症障害をもつ子への美容福祉援助の実際」黒田文美、山内朝江、濱田清吉(山野美容芸術短期大学)松井綾子(八王子重症心身障害児地域デイグループ「こあら」)⑤「重症心身障害児への美容福祉援助～美容室椅子でのポジショニングの工夫」山内朝江、黒田文美、濱田清吉(山野美容芸術短期大学)松井綾子(八王子重症心身障害児地域デイグループ「こあら」)⑥「きもの文化のバリアフリー」西川奈美、山下牧子、青木和子(山野美容芸術短期大学)⑦「美容福祉援助技術の方法—その計画と進め方、記録について」濱田清吉、荒井典子(山野美容芸術短期大学)⑧「障害を持つ人への美容福祉サービスとその考察」岸川皇生(山野美容芸術短期大学美容福祉学科1年)⑨「初めての美容福祉活動」荒井裕美(山野美容芸術短期大学美容福祉学科1年)⑩「重症心身障害児施設でのボランティア活動、美容福祉演習を行って」高橋萌(山野美容

芸術短期大学美容福祉学科3年)⑪「重症障害をもつ子への美容福祉援助の実際、事例Ⅰ<美容室>」荒井典子、濱田清吉(山野美容芸術短期大学)松井綾子(八王子重症心身障害児地域デイグループ「こあら」)⑫「知的障害を持つ人への美容福祉サービスとその考察—1事例を通して」鈴木里美(ヘアサロンソシエ)濱田清吉(山野美容芸術短期大学)

〔調査・統計：事例高齢者福祉部門〕

(座長＝中嶋理、副座長＝及川麻衣子)

①ミチコ・エン(ケアホーム)に見る美容福祉の実践—社会福祉専攻科サンノゼ研修レポート—遠藤まな(山野美容芸術短期大学社会福祉専攻科)渡辺聰子(山野美容芸術短期大学)②「平成15年度美容福祉学科入学学生の意識変化と今後の課題」秋元弘子(山野美容芸術短期大学)③「高齢者施設における美容福祉の位置づけと導入について—文献展望からの考察」木谷佳子(介護老人保健施設「銀の舟よこはま」)④「認知症予防プログラムにおける美容技術援助の報告」及川麻衣子(山野美容芸術短期大学)府中市立介護予防推進センター⑤「在宅における美容福祉援助の実際」佐野美恵子(NPO全国介護美容福祉協会美容福祉師)⑥「美容施設による心理的効果—不安感・うつ軽減について」原千恵子(東京福祉大学大学院)南弥生(シェルブール代表)⑦「救護施設利用者の美容・整容に対する意識調査」大西典子、大野淑子、鎌田正純(山野美容芸術短期大学)林昭宏、平間鈴折(救護施設光華寮)⑧「美容福祉援助活動の実際—認知症高齢者通所介護施設Nにおけるボランティア活動」黒田文美(山野美容芸術短期大学)⑨「本学における美容福祉実践活動—美容福祉実践研究会報告」古山智(山野美容芸術短期大学美容福祉学科2年)美容福祉実践研究会一同⑩「美容福祉実践への取り組み」古澤はるか(山野美容芸術短期大学美容福祉学科2年)⑪「美容福祉への第一歩」三国桂輔⑫「美容福祉 認知症を知る」山本真希(山野美容芸術短期大学美容福祉学科1年)



<資料>

◆第7回学術集会

2007(平成19)年10月27日
山野ホール(東京・渋谷区)

《テーマ》

「美容福祉 その現状と課題」

<基調報告>

「福祉施設への美容福祉導入意向調査について」浜田清吉・山野美容芸術短期大学助教授

<シンポジウム>

「美としあわせの追求」◇医療の立場から＝白澤友裕・Dr.トーム美容医学研究所所長◇福祉施設の立場から＝石井美智子・島田療育センター療育長◇福祉施設の立場から＝西堀理・島田療育センター療育主任◇訪問美容実践者の立場から＝大平千代子・美容福祉師

<事例・研究発表>

〔A 障害者福祉部門〕

(座長＝大西典子、副座長＝武藤祐子)

- ①「初対面の方に対する情報のあり方」古山智(山野美容芸術短期大学美容福祉学科美容福祉学科3年)
- ②「利用者本位の新たな福祉サービスの向上に向けて」芝敏子(八王子福祉園地域支援コーディネーター)及川麻衣子、濱田清吉(山野美容芸術短期大学)
- ③重症障害をもつ子への美容福祉援助技術の実際 事例Ⅰ＝在宅にて」荒井典子、濱田清吉(山野美容芸術短期大学)
- ④「障害者福祉において今後美容福祉に期待するもの」鶴田悦子(看護師・介護支援専門職)
- ⑤「きもの文化バリアフリー(男性の装い)」山下牧子、西川奈美、青木和子(山野美容芸術短期大学)
- ⑥「高齢者障害者の衣服をテーマとした授業での高齢者・障害者との関わり」大野淑子、渡辺聡子(山野美容芸術短期大学)
- ⑦「美容福祉活動事例報告」杉本剛英(ヘアライフステーション「ソラ」)
- ⑧「特別支援学校における美容福祉導入への取り組み—卒業単元授業案を作成・実施して」黒田文美、荒井典子、濱田清吉(山野美容芸術短期大学)野崎健(都立特別支援学校)
- ⑨介護におけるメイクアップの必要性と意義」公文裕子(山野美容芸術短期大学)
- ⑩「在宅における美容福祉援助の実際」佐野美恵子(NPO全国介護美容福祉協会美容福祉師)
- ⑪「重症心身障害児・者と援助関係を築くための情報収集」濱田清吉、黒田文美、荒井典子、山内

朝江(山野美容芸術短期大学)

〔B 高齢者福祉部門〕

(座長＝佐野美恵子、副座長＝荒井典子)

- ①「美容福祉実践における利用者理解の大切さ」古澤はるか(山野美容芸術短期大学美容福祉学科3年)
- ②「介護老人保健施設『めぐみ』における美容クラブ活動『乙女倶楽部』の取り組み」岡本勝子(ビアン・ネートル)野澤桂子(山野美容芸術短期大学)
- ③「介護福祉と要介護高齢者に対して美容の意義と役割」南弥生(ヘルスケア美容ネットワーク代表)
- ④「高齢者施設に働く山野美容芸術短期大学「美容福祉学科」卒業生の活動」木谷佳子(介護老人保健施設・銀の舟よこはま)
- ⑤「高齢者の美容室・理容室利用状況に関する男女の比較」安藤理美(山野美容芸術短期大学)
- ⑥「スウェーデン・デンマークの高齢者福祉」佐藤典子(社会福祉法人至誠学舎立川至誠ホームスオミ、アクティビティ・プロデューサー)
- ⑦「健康と美容福祉～「相撲健康体操」の新しい可能性」下家由起子(山野美容芸術短期大学)
- ⑧「利用者の情報収集、アセスメントを実施しての美容福祉援助活動の試み—認知症対応型共同生活介護(グループホーム)Nについて」濱田清吉、黒田文美、及川麻衣子、荒井典子(山野美容芸術短期大学)竹村弘子、沖西宏美(グループホームN)
- ⑨「米国サンノゼ・ケアホーム入居者に見る社会活動とおしゃれ」大西典子(山野美容芸術短期大学)
- ⑩「終末期における美容福祉援助の実際—家族をつないだハンドマッサージの事例報告」及川麻衣子(山野美容芸術短期大学)
- ⑪「平成16年度『訪問介護員養成研修2級課程』受講学生の意識変化と今後の課題」秋元弘子(山野美容芸術短期大学)

◆「一般社団法人・日本美容福祉学会」発足

日本美容福祉学会理事会は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に基づき、「一般社団法人・日本美容福祉学会」に改組することを決定申請し、2008(平成20)年7月14日付で改組発足した。詳細は「一般社団法人・日本美容福祉学会定款」参照。



第8回 山野美容芸術短期大学

<資料>

◆第8回学術集会

2008(平成20)年10月7日

山野美容芸術短期大学(八王子市)

《テーマ》

「美容ケアを考える」

<基調講演>

「医療・福祉における美容ケア」野澤桂子・山野美容芸術短期大学准教授

<研究発表・実践報告>

〔A 研究発表部門〕

(座長=大野淑子、副座長=松下能万)

①「高齢者の美容～社会参加に与える影響について」井坪歩(カネボウ化粧品ビューティカウンセラー)②「ターミナル期の高齢者における美容福祉の有効性について」野村歩(社団法人東京蒼生会特別養護老人ホーム第二万寿園)③「美容福祉への拘り—山野短大卒業生の活動から」木谷佳子(介護老人保健施設・銀の舟よこはま)④「社会活動をする高齢女性の装い志向性に関連する要因」安藤理美(山野美容芸術短期大学)⑤「化粧品療法の効果測定の方法—高齢者の自己描画」原千恵子(東京福祉大学大学院)⑥「実践研究・美容福祉 10 のインテリアデザイン—医療福祉のインテリアデザイン研究から」藤澤忠盛(長岡造形大学造形学部建築・環境デザイン学科)吉田真澄(研究室メンバー)

〔B 実践発表部門〕

(座長=秋田留美、副座長=武藤祐子)

①「美容福祉・障がい者就労支援とのマッチングにおける新たな挑戦—福祉美容室と障がい者就労継続支援B型・鳥取型」井手添敬子(NPO「楽」)②「学生の卒論課題・フットケアに取り組んで」荏原順子(新潟青陵大学)③「施設における高齢者美容援助の課題」餘目玲子(西南学院大学大学院)④「美容ケアを考える」杉本剛英(ヘアライフステーション「ソラ」)⑤「重症心身障害児施設における美容福祉アドバイザーの役割」黒田文美、荒井典子、濱田清吉(山野美容芸術短期大学)

◆第9回学術集会

2009(平成21)年10月24日

山野ホール(東京・渋谷区)

《テーマ》

「ジェロントロジーの意義とその展開～美容福祉の視点から」

【特別公開講座】

<基調講演>

「ジェロントロジーの現在と未来」ジェラルド・C・デビソン(南カリフォルニア大学教授)

<講演①>

「日本におけるジェロントロジーの発展」辻哲夫(東京大学高齢社会総合研究機構)

<講演②>

「美しいこと・老いること～美容の心理学」阿部恒之(東北大学大学院)

<講演③>

「高齢社会における美容の役割」野澤桂子(山野美容芸術短期大学)

<講師と参加者の総合討論>

司会=鎌田正純(山野美容芸術短期大学)

【研究発表・実践報告】

(座長=漆原克文、副座長=大野淑子)

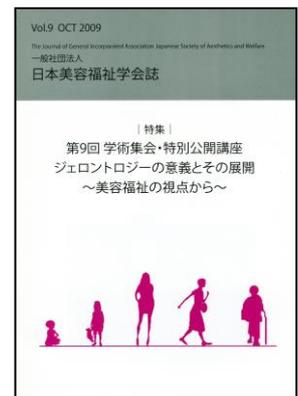
<研究発表>

①「認知症高齢者の心理療法について」原千恵子(東京福祉大学大学院)②「美容・整容による認知症高齢者の変化～自画像分析を中心に」餘目玲子(西南学院大学大学院)③「施設入所の認知症高齢者に対する美容マッサージ効果の研究」金銀玉(特別養護老人ホーム第三南陽園)④「重症心身障害児施設入所者における高齢化の現状と美容への期待」荒井典子(山野美容芸術短期大学)⑤「山野美容芸術短期大学におけるジェロントロジー研究」武藤祐子(山野美容芸術短期大学)

<実践報告>

(座長=佐野美恵子、副座長=荒井典子)

①「ジェロントロジーにおける美容の役割と可能性」及川麻衣子(山野美容芸術短期大学)②「美容福祉の現場から見えてきた『美容福祉の展望・鳥取型』」井手添敬子(NPO「楽」)③「訪問理美容を新しい福祉産業として



第9回 山野ホール 会場と講演するデビソン教授

<資料>

創出する」奥山一成（NPO全国介護美容福祉協会）
④「障害者の自立支援・就労支援における美容福祉プログラム」及川麻衣子（山野美容芸術短期大学）⑤「アクティビティケアと美容福祉」多田千尋（芸術教育研究所）

◆第10回学術集会

2010(平成22)年11月2日
山野美容芸術短期大学（八王子市）

《テーマ》

「ヘルスプロモーションと美容福祉」

<基調講演>

「女性のトータルヘルスプロモーション」横倉恒雄（医療法人社団健人会横倉クリニック）

<研究発表>

（座長＝漆原克文、副座長＝佐伯久美子）

①「美容を通して施設利用者のQOL向上を図るために一考察」金ドヨン（桜美林大学大学院老年学専攻）②「精神的ストレスと化粧によるストレス緩和作用一唾液中クロモグラニンAの定量的検査法による化粧行動の評価」大西典子、田嶋順子（山野美容芸術短期大学）網野和代（救護施設光華寮）③「プラセボを用いたアミノ酸食品の効能評価」郷間宏史（名古屋大学大学院）他④「化粧療法 認知症患者への化粧の治療的効果について」餘目玲子（西南学院大学大学院）

<実践報告>

（座長＝大野淑子、副座長＝荒井典子）

①「美容によって変化する利用者の意識」松田あかり（山野美容芸術短期大学美容福祉学科3年）②「在宅からグループホーム一訪問美容の実践」佐野美恵子（美容福祉師）③「エアブラシを使用しての美容福祉」奥山一成（NPO全国介護美容福祉協会）④「病院出張美容時におけるヒヤリハットの現状と対策」井手添敬子（NPO「楽」）⑤「チームにおける美容福祉活動」森欣也（福祉美容師）

◆第11回学術集会

2011(平成23)年10月11日
山野ホール（東京・渋谷区）

《テーマ》

「ジェロントロジーと美容福祉～QOLへのアプローチ」

【特別公開講座】

<基調講演>

「美容師と対人サービス専門職者のためのストレスマネジメント」ジェラルド.C.デビソン（南カリフォルニア大学教授）

<講演①>「長寿社会を考える視点」小野太一（東京大学公共政策大学院教授）

<講演②>「山野学苑とジェロントロジー」山野正義（学校法人山野学苑理事長）

<研究発表>

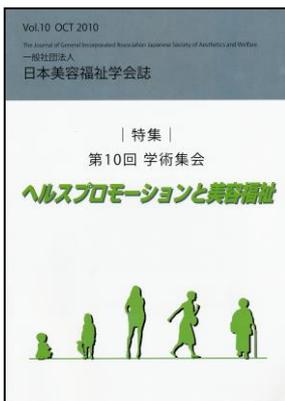
（座長＝大野淑子、副座長＝荒井典子）

①「化粧療法 認知症患者への化粧の効果とQOLについて」餘目玲子（西南学院大学人間科学研究科）②「創造性を育てる未完成絵画療法」原千恵子（東京福祉大学大学院）③「高齢者における美しい姿勢と活動的な動作創り一その指導方法」生山匡、JOHN PAEKER、鈴木ひろ子、山本恵子（山野美容芸術短期大学）古田裕子（オフィス・ケア）

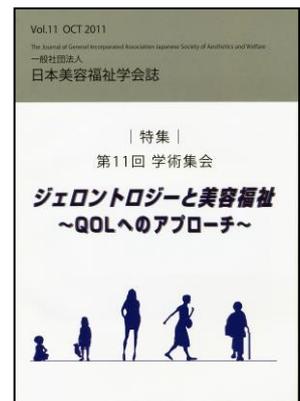
<実践報告>

（座長＝大西典子、副座長＝佐伯久美子）

①「東日本大震災 被災地での実践報告」杉本剛英（美容室そら、福祉美容師）②「宮城県石巻市での訪問美容を体験して」山下玲子（福祉美容師）③「A重症心身障害児施設におけるQOLへのアプローチ 事例1」荒井典子（山野美容芸術短期大学）④「緩和ケアを受けながら今を生きるKさんが訪問美容に求めるもの」佐野美恵子（美容福祉師）⑤「美容福祉・実践と展望——鳥取型」井手添敬子（NPO楽理事長、福祉美容師）⑥「アクティビティの一環としての訪問美容」佐藤典子（アクティビティ・プロデューサー）



第11回 山野ホール



<資料>

◆第12回学術集会

2012(平成24)年10月31日

山野美容芸術短期大学(東京・八王子)

《テーマ》

「その人らしい生き方と美容福祉」

<基調講演>

「その人らしい生き方と美容福祉」井手添敬子(特定非営利活動法人「楽」理事長)

<特別報告>

「訪問理美容に係る法規等の現状と課題」北村秀敏・一般社団法人日本美容福祉学会事務局長

<研究発表>

(座長=大西典子、副座長=荒井典子)

①「会話分析から見た女性高齢者への美容効果」鈴木忠慶、五十嵐由樹、杉浦哲朗(山野医療専門学校)②「腸内環境改善による肌質の改善効果」貴家康尋(㈱ピーアンドエス・コーポレーション)

<実践報告>

①「ボランティア活動を通じて」町田貴史(山野美容専門学校)②「重症心身障害者施設における美容の取り組みと今後の展望」古山智(島田療育センター)荒井典子(山野美容芸術短期大学)濱田清吉(ヤマザキ学園大学)③「62歳で美容師に、そして美容福祉師に」伊藤徳子(美容福祉師、NPO全国介護美容福祉協会登録美容師)④「地域密着の美容福祉活動」森欣也(美容室「ほたる」、NPO全国介護美容福祉協会登録美容師)⑤「15年間美容福祉実践の成果と課題」安立英雅(福祉移動美容室・株式会社シルバーサポート)⑥「介護施設におけるファッションショー」小貫紘子(グループホーム「しらかば」家族、元小規模多機能ホーム旭ヶ丘職員)

◆第13回学術集会

2013(平成25)年10月15日

山野美容芸術短期大学(東京・八王子)

《テーマ》

「サクセスフルエイジングと美容福祉」

<基調講演>

「化粧とこころの健康を脳波で測る」佐藤詔司・田中美

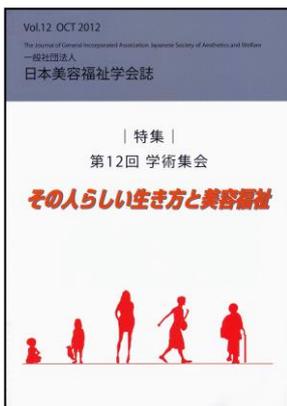
枝子(㈱脳機能研究所)

<研究発表> 座長=大野淑子

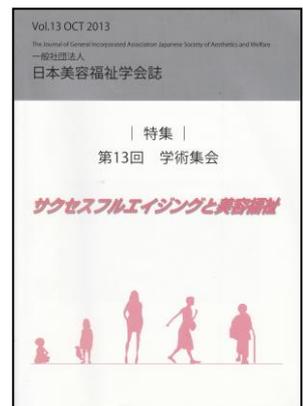
①「認知症早期発見と予防の場としてのエクササイズ『ハートフルレッスン』の実践と効果」利根川久女紅(利根川Kスタジオ主宰)②「『美容をういたかかわり』と学生の自己評価との関連」安藤理美(山野美容芸術短期大学現代美容福祉専攻)③「ミズメザクラ精油が高齢者の頸部筋硬度に与える効果」杉崎哲朗、鈴木忠慶、五十嵐由樹(山野医療専門学校)佐野美恵子(山野美容芸術短期大学非常勤講師、美容福祉師)加納静江(NPO全国介護美容福祉協会登録美容師)④「エステティックにおける介護予防の本質と可能性」宮本治(エステティックサロン「ミックアップ」)⑤「珠理心身調整法—O脚の修正」谷合恵(珠理心身調整法・和敬の会)⑥「こころをつなげよう」田嶋順子(山野美容芸術短期大学現代美容福祉専攻)⑦「般若心経と山野愛子」中松和已(兵庫県立大学・環境人間学部・教授)

<実践報告> 座長=大西典子

①「寝たきり老人・仮設住宅等に訪問理美容を行うための人材育成」奥山一成(学校法人山野学苑)鶴浦智美(NPO全国介護美容福祉協会登録美容師・盛岡市)沼田あつ子(NPO全国介護美容福祉協会登録美容師・仙台市)佐瀬いつみ(NPO全国介護美容福祉協会登録美容師・(会津若松市)②「地域アクティビティ Vol.2 ~ユニバーサル・ファッション」山下玲子(NPO全国介護美容福祉協会登録美容師、美容室「エポック」)③「美容と福祉—ボランティア活動を経て思うこと」文元麻理香(山野美容芸術短期大学)④「上肢の機能が低下した人のための美容自助具の展開」山崎希生(デイスサービス「あおば」)椿彩加(福祉訪問美容「髪や」)⑤「デイケアサービスにおける美容活動」原千恵子(デイスサービス・居宅支援「千恵の輪」施設長)瀧山元(NPO全国介護美容福祉協会登録美容師、ビューティサロン「もと」)



第12回 山野美容芸術短期大学



<資料>

◆第14回学術集会

2014(平成26)年11月4日

山野美容芸術短期大学(東京・八王子)

《テーマ》

「ライフデザインと美容福祉～実践の場の創造」

<基調講演>

「がん医療の場で求められるアピランス～外見ケアと実践の場の創造～」野沢桂子(国立がん研究センター中央病院アピランス支援センター長)

<研究発表> 座長＝安藤理美

①「ミズメザクラ精油の芳香好感度が身体機能および健康関連QOLに与える効果」鈴木忠慶、吉成有紗、五十嵐由樹、杉崎哲朗(山野医療専門学校同)三谷玲子、吉田真希、鈴木ひろ子(山野美容芸術短期大学同)②「視覚障害者の化粧支援プログラム『ブラインドメイク』の検証」大石華法(日本福祉大学大学院社会福祉学部)③

「美容の役割とライフデザインーエンゼルメイクの調査」文元麻理香、田嶋順子、富田知子、及川麻衣子、大西典子(山野美容芸術短期大学美容福祉ライフデザイン研究チーム)④「健康の将来予測ーライフデザインの基礎資料」生山匡(山野美容芸術短期大学名誉教授)⑤「高齢者のQOL向上をめざす美容技術の提供～介護施設での洗髪の現状報告～」富田知子、及川麻衣子、田嶋順子(山野美容芸術短期大学)難波礼治(第一工業大学)

<特別研究発表>「美道と幸福ー美容福祉の心髄」中松和己(兵庫県立大学・環境人間学部・教授)

<実践報告> 座長＝大西典子

「スキルを活かして活動の場を創出」山下師賀子(リヴァー美容室・NPO登録美容師)②「視覚障害者支援ビューティセミナーー自立と社会参加に関わる美容」ティミー西村、八槇達也、田嶋順子(山野美容芸術短期大学美容福祉ライフホーム)③「特別養護老人ホームたまがわープライベートサロン活動報告」池浦斗糸子(美容室レディ・NPO登録美容師)④「地域アクティビティーVOL.3ーユニバーサルファッション展」山下玲子(美容室エポック NPO登録美容師)西尾栄次(美容室ヘアレスト、NPO全国介護美容福祉協会理事)神崎充代(美容室ヘアレスト、NPO登録美容師)早川武(ヘアアップス、NPO登録美容師)早川由美

(ヘアアップス、NPO登録美容師)⑤「愛知県の施設における美容福祉活動」夏目久枝(美容室トゥルベール・NPO登録美容師)⑥「認知症予防分野の場の創造」杉本剛英、佐野美恵子(NPO全国介護美容福祉協会理事)田嶋順子、大西典子(山野美容芸術短期大学)⑦「医療用帽子・簡単着脱式髪付き帽子『ウィッシングキャップ』」伊佐美佐((有)ISAMISAデザインスタジオ代表)⑧「外見ケアにおけるウィッグの製作法」下家由起子(山野美容芸術短期大学)

◆第15回学術集会

2015(平成27)年11月10日

山野美容芸術短期大学(東京・八王子)

《テーマ》

「美容福祉の事業化を考える」

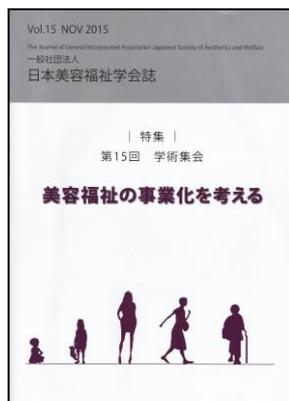
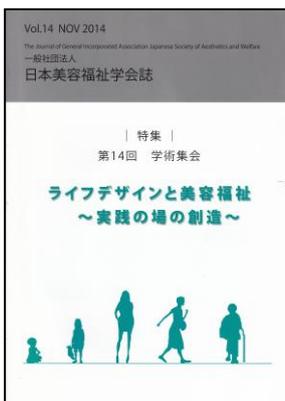
<基調講演>

「美容福祉サービスの価値の転換」大西典子(山野美容芸術短期大学、日本社会事業福祉大学大学院)

<研究発表・実践報告>

座長＝五十嵐靖博、副座長＝秋田留美

①「高齢者美容をビジネスにするために考えよう！」原千恵子(東京福祉大学・千恵の輪)②「介護福祉施設における高齢者を支援する美容技術～メイク効果の心理的再検証と施術後の行動指標を関連付けて」富田知子(山野美容芸術短期大学)田嶋順子(同)及川麻衣子(同)難波礼治(第一工業大学工学部)③「ボランティア活動を体験型サービスに！」久保山一美(Sun. Mソーシャルビューティサービス・登録美容師)④「高齢者の姿勢改善アプローチ(胸郭に着目して)」今井英輝(有限会社オフィスルースト)松崎智子(訪問看護ステーションルースト)⑤「特別養護老人ホームにおけるファッションショーの取組み」小孫洋子(養護老人ホームゆめパラティース、大阪樟蔭女子大学大学院)⑥「ユニバーサルファッションの現在と将来像」森秀男(榊総合商品研究所代表、特定非営利活動法人ユニバーサルファッション協会副理事長)⑦「地域活動からの美容福祉サロン開設について」川津孝代(美容室hanakan・登録美容師)⑧「美容福祉のスタートラインに立って」佐藤寛(美容室



第15回 山野美容芸術短期大学

<資料>

atreve・登録美容師)⑨「ロービジョン検査判断材料としてのブラインドメイクの検討」大石華法(日本福祉大学大学院 社会福祉研究科)

<特別報告>

「学校法人山野学苑ジェロントロジー特別講座 高齢化と美学・美意識—太平洋に架ける美の協力」ピンカス・コーエン(医学博士、USCジェロントロジー・デイビス校学部長)

◆第16回学術集会

2016(平成28)年11月1日

山野美容芸術短期大学(東京・八王子)

《テーマ》

「地方創生と美容福祉の力」

<シンポジウム>

司会:佐野美恵子、山下玲子(特定非営利活動法人全国介護美容福祉協会)

①「誰もがその人らしく美しく過ごせる社会の実現」赤木勝幸(特定非営利活動法人全国福祉理美容師養成協会理事長)岩岡ひとみ(同・事務局長)②「訪問美容「髪や」の事業展開」末吉栄子(株式会社ジェイアンドシー「髪や」取締役)矢田美恵(同・ウェルビューティー事業本部マネージャー)③「笑顔あふれる毎日をお届けする訪問美容事業(リハビリ」祝の展開)」小池由貴子(株式会社社会起業家パートナーズ訪問美容「と和」コミュニティサロン「と和」代表・チーフディレクター)中村大作(同・コミュニティサロン「と和」マネージャー)

<美容福祉・訪問美容に関連する事業・機器などの展示紹介>(学生ホール他)

<基調講演>

「災間の思考と美容福祉」内出幸美(社会福祉法人典人会専務理事・情報科学博士)

<研究発表・実践報告>

座長=五十嵐靖博、副座長=秋田留美

①「福祉のイメージ転換に向けたアプローチに関する一考察—『福祉』と『美容』融合イベント参加者のインタビューを通して」熊谷大輔(八戸学院大学健康医療学部人間健康学科)②「高齢者に対する化粧・整容療法のシス

テム開発」角保徳(国立研究開発法人国立長寿医療研究センター歯科口腔先端医療開発センター)③「高齢期の各ライフステージに化粧療法がもたらす効果」池山和幸(資生堂ジャパン株式会社)④「日本と韓国における転倒リスクとロコチェック25を用いた高齢者身体機能調査」鈴木忠慶(山野医療専門学校)洪進基(長安大学)⑤「障害のある若者の発達とヘアメイク—母子関係の変化にみられる自立の方向」河村あゆみ(岐阜大学地域科学研究科)⑥「高齢者のQOL向上を目指す美容技術—高齢者への美容施術の好影響—」富田知子(山野美容芸術短期大学美容総合学科)⑦「医療の診療報酬につながったブラインドメイクの2事例の報告—眼科学的検査D270-2ロービジョン検査判断料(250点)として」大石華法(日本福祉大学大学院福祉社会開発研究科)⑧「美容福祉(オシャレ)による地方創生」奥山一成(山野学苑美容福祉推進課)⑨「福祉理美容を活用した地方創生の取り組み」杉澤彰芳(静岡県小山町理事)

<学術論文>

「『ブラインドメイク・プログラム』の制度化にむけた多面的評価研究」大石華法(日本福祉大学大学院福祉社会開発研究科)

<特別発表>

「茶道と山野愛子—美道論考」中松和己(兵庫県立大学環境人間学部)

◆第17回学術集会

2017(平成29)年10月31日

山野美容芸術短期大学(東京・八王子)

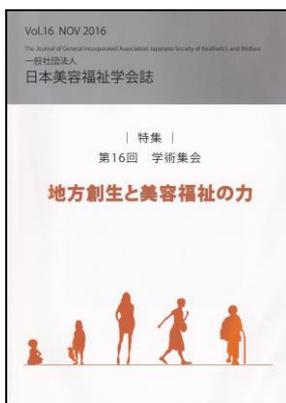
《テーマ》

「美しく生きる社会を目指して」

<公開シンポジウム>

「次世代ヘルスケア産業としての美容への期待」シンポジスト=平木康幸(経済産業省商務・サービスグループヘルスケア産業課係長)阿部恒之(東北大学大学院文学研究科心理学講座教授)児玉勝彦(美容情報新聞「B・O・C・C」代表)座長=木村康一(山野美容芸術短期大学副学長教授)副座長=大西典子(山野美容芸術短期大学准教授)

<美容とヘルスケアに関わる展示紹介> ◇日本理化学



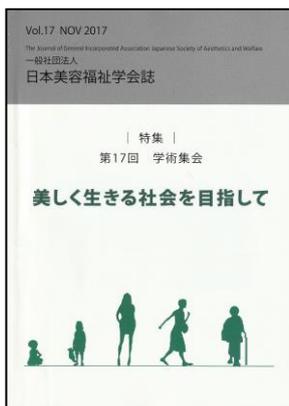
<資料>

工業「障がい者雇用とペイント製品」◇東洋化学株式会社「絆創膏」◇マーシュフィールド「カバーメイク化粧品」◇旅のよこび社「ユニバーサルデザイン・ツアー」◇T&K 株式会社「口腔ケア用品」◇一般社団法人美容ケア研究所（ふくび）◇NPO全国介護美容福祉協会◇テンポ「障がい者のファッション」◇株式会社オヤノコトネット「オヤノコトネット・マガジン」

<基調講演>「超少子高齢社会を美しく生きる」小宮山洋子（ジャーナリスト・山野美容芸術短期大学客員教授・元厚生労働大臣）

<研究発表・実践報告>座長＝五十嵐 靖博（山野美容芸術短期大学教授）副座長＝秋田留美（山野美容芸術短期大学教授）①「福祉美容における“ヒヤリ・ハット”の調査研究」丑野公輔（日本福祉大学医療・福祉マネジメント学科）②「視覚障がい者による“化粧品訓練士養成プログラム開発”に関する研究～ブラインドメイク物語を執筆した7名の全盲女性から」大石華法（日本福祉大学 福祉社会開発研究所）③「ハチミツが毛髪表面構造に与える影響についての考察～美容産業への応用と展望」及川麻衣子、秋田留美、橋友理香、下家 由起子、山本恵子、長岡亜季、佐藤亮太、木村康一（山野美容芸術短期大学）④「高齢者の QOL 向上を目指すセルフ美容プログラムの提案～シャンプー体操の症例研究」富田知子、生山匡、及川麻衣子、田嶋順子（山野美容芸術短期大学）灘波礼二（第一工業大学）、木村康一（山野美容芸術短期大学）⑤「理美容師の手荒れの実態及び手荒れ保護フィルムの有効性について～美しい手を保つための新たな手荒れ対策とは」窪田大亮（東洋化学株式会社 技術部）⑥「美齢ケアを展開するコミュニティーサロン「ふくび」の取り組み」山下玲子（一般社団法人美容ケア研究所代表理事）⑦「高齢者介護における美齢ケアの視点の必要性」林由理（SOMPO ケアメッセージ株式会社 高齢者住宅事業第3部）

<特別掲載>「地方創生と美容福祉の力」木川田典彌（医療法人勝久会理事長・元公益社団法人全国老人保健施設協会会長、日本認知症グループホーム協会会長）



一般社団法人・日本美容福祉学会 定款

「日本美容福祉学会」＝平成 11(1999)年 11 月 11 日設立
「一般社団法人・日本美容福祉学会」＝平成 21(2009)年 7 月 23 日改組

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本美容福祉学会と称し、英文では、General Incorporated Association Japanese Society of Aesthetics and Welfare と表記する。

(主たる事務所等)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、美容福祉の理論と実践に関する研究及び事業並びに普及活動を推進し、高齢者及び障がいのある人々並びに福祉事業に携わる人々の福祉に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1)美容福祉に関する学術的研究と理論構築
- (2)学術集会及び研究会並びに講演会の設置、運営、開催
- (3)美容福祉に関する学会誌その他の刊行物の発行及び公表
- (4)美容福祉師資格認定制度の運営
- (5)美容福祉師の教育及び養成
- (6)美容福祉に関する相談及び助言
- (7)介護関連施設等での美容福祉師によるサービスの提供
- (8)その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第6条 当法人は、理事会、監事を置く。

第2章 会員

(種別)

第7条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

- (1)正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2)賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(3)名誉会員 当法人に功労のあった者又は学識経験者で理事会において推薦された者

(入会)

第8条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

(入会金及び会費)

第9条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第20条第2項に定める社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1)この定款その他の規則に違反したとき。
- (2)当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3)その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1)会費の納入が継続して2年以上されなかったとき。
- (2)総正会員が同意したとき。
- (3)当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種類)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第15条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

<資料>

(権限)

第16条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1)入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (2)会員の除名
- (3)役員を選任及び解任
- (4)役員報酬の額又はその規定
- (5)各事業年度の決算報告
- (6)定款の変更
- (7)長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8)解散
- (9)合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
- (10)理事会において社員総会に付議した事項
- (11)前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第17条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

2 総正会員の議決権の10分の1以上を有する正会員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(決議)

第20条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1)会員の除名
- (2)監事の解任
- (3)定款の変更
- (4)解散
- (5)公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産の処分
- (6)その他法令で定めた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者

を選任することとする。

(代理)

第21条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。(決議及び報告の省略)

第22条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、理事長が議事録を作成する。

2 理事長は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(社員総会規則)

第24条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第4章 役員等

(役員を設置等)

第25条 当法人に、次の役員を置く。

(1)理事 3名以上30名以内

(2)監事 3名以内

2 理事のうち、1名を理事長とし、2名以内を副理事長とすることができる。

(選任等)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長は、理事会の決議によって理事の中から定める。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務権限)

第27条 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

<資料>

- 2 副理事長は、理事長を補佐する。
- 3 理事会は、必要のあるときは、副理事長の中から代表理事1名を選定することができる。

(監事の職務権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第30条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第31条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、支給することができる。

(取引の制限)

第32条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1)自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2)自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3)当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取扱いについては、第44条に定める理事会規則によるものとする。

(名誉理事長及び顧問)

第33条 当法人に、名誉理事長及び若干名の顧問を置くことができる。

2 名誉理事長及び顧問は、会員の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 名誉理事長及び顧問は、無報酬とする。ただし、そ

の職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(名誉理事長及び顧問の職務)

第34条 名誉理事長及び顧問は、理事長の諮問に答え、理事長に対し、意見を述べることができる。

第5章 理事会

(構成)

第35条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1)社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2)規程・規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3)前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (4)理事の職務の執行の監督
- (5)理事長、副理事長の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1)重要な財産の処分及び譲受け
- (2)多額の借財
- (3)重要な使用人の選任及び解任
- (4)従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5)理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

(種類及び開催)

第37条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年1回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1)理事長が必要と認めるとき。
- (2)理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- (3)前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。
- (4)監事が必要と認めて理事長に招集の請求があったとき。
- (5)前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第38条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第

<資料>

3項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

2 理事長は、前条第3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第39条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれに当たる。

(決議)

第40条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第41条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第42条 理事、監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。

(理事会規則)

第44条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 会計

(事業年度)

第45条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第46条 当法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

3 当法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に基づく公益認定を受けた場合において、第1項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに

政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第47条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告（第2号及び第5号の書類を除く。）しなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項第3号、第4号、第6号の書類については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第7章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第48条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

2 当法人が公益認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第49条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正社員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第50条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 委員会

(委員会)

第51条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、

<資料>

理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 事務局

(設置等)

第52条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第53条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第54条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 附則

(委任)

第55条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(特別の利益の禁止)

第56条 当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、当法人の役員若しくは正会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(最初の事業年度)

第57条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成22年3月31日までとする。

(設立時役員等)

第58条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

◇設立時理事

山野正義 山野愛子ジェーン 福島 清
鈴木長治 木川田典彌 戸田房子 佐藤典子
堀部美行 安藤高夫 佐野恒夫 濱田清吉
三宅政志公 原千恵子 飯塚保佑 奥山一成
木村康一

◇設立時代表理事

山野正義 (理事長)

山野愛子ジェーン (副理事長)

◇設立時監事

鈴木輝康 新藤アイ

(設立時社員の氏名及び住所)

第59条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員

1 住所 東京都港区赤坂1丁目11番36号

氏名 山野 正義

2 住所 東京都港区赤坂1丁目11番36号

氏名 山野愛子ジェーン

(法令の準拠)

第60条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

(財産の継承)

第61条 日本美容福祉学会の財産は、一般社団法人日本美容福祉学会へ引き継がれるものとする。

以上、一般社団法人日本美容福祉学会の設立に際し、設立時社員山野正義及び山野愛子ジェーンの定款作成代理人である行政書士鈴木徹司は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

平成20年7月14日

設立時社員 山野 正義

同 山野 愛子ジェーン

上記代理人 行政書士 鈴木 徹司

【平成29(2017)年度役員】

理事＝山野正義(理事長) 山野愛子ジェーン(副理事長)
安藤高夫、安藤理美、飯塚保佑、奥山一成、木川田典彌、
北村秀敏、木村康一、佐藤典子、鈴木長治、鈴木宏、戸
田房子、濱田清吉、原千恵子、福島清、三宅政志公
監事＝鈴木輝康、新藤愛子

【事務局】

151-8539 渋谷区代々木 1-53-1

学校法人・山野学苑内

TEL:03-3379-0111(代) FAX:03-3370-0008

E-mail:info@bwgakkai.gr.jp

URL:<http://www.bwgakkai.gr.jp>

特定非営利活動法人 全国介護美容福祉協会定款

(NPO全国介護美容福祉協会)

平成 14(2002)年 7 月 11 日=内閣府認証、平成 14(2002)年 7 月 31 日=登記完了、設立

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 全国介護美容福祉協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を渋谷区代々木1丁目53番1号に置く。

2 この法人は、前項のほか従たる事務所を神奈川県厚木市戸室1丁目6番地7号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、理・美容室に来店困難な、寝たきり老人、障害者、福祉施設入所者、障害者施設入所者、病院入院患者等に対して訪問理・美容を行うとともに、そうした活動の安全性の向上を図るための普及啓発に関する事業を行い、もって地域の保健、福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 高齢者、障害者等に対する訪問散髪のサービスの提供

② 訪問理・美容の安全性等の向上を図るための普及啓発事業

(2) 収益事業

① 訪問洗髪、セット、パーマ、ヘアダイ、エステ、化粧等のサービスの提供に関する事業

② 訪問理・美容に関する、機材・機具の販売、リース及びレンタル業

前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障ない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して、入会した個人及び団体

(2) 準会員 この法人の目的に賛同して、その活動を賛助するため入会した個人及び団体

(入会)

第7条 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その正会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出品品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出品品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上10人以下とする。

(2) 監事 1人以上3人以下とする。

<資料>

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長、1人を専務理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を越えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 専務理事は、理事長、副理事長を補佐し、その業務を専掌する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は、財産に関し、不正の行為又は法令若しくは、定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を召集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の召集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければいけない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し、必要な事項は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(5) 事業報告及び収支決算

(6) 役員の選任、又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金、会費の別

(8) 借入金、その事業年度内の収入をもって、償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。その他、新たな義務の負担及び権利の放棄。

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他、運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年2回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上からの会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は前条第2項第3号の場合を除き、理

<資料>

事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款で規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により、表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議事について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めるとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前2条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

<資料>

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人資産は、次の各号に掲げるものを持って構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及び収益事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、議会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及び収益事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予算費の設定及び使用)

第46条 予算超過及び予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産)

第53条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、学校法人山野学苑に帰属するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、読売新聞に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

<資料>

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 山野 正義
副理事長 山野 愛子ジェーン
理事 三宅 政志公
理事 中原 英臣
理事 田爪 正氣
理事 奥山 一成
監事 水野 敬二
監事 平尾 良雄

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成16年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から平成15年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金 5,000円
 - (2) 年会費 5,000円

【平成29（2017）年度役員】

理事＝山野正義（理事長）、山野愛子ジェーン（副理事長）、福島清（専務理事）、北村秀敏、佐野美恵子、杉本剛英、田爪正氣、西尾栄次、三宅政志公、山下玲子
監事＝水野孝平、奥山一成

【事務局】

151-8539 渋谷区代々木 1-53-1
学校法人・山野学苑内
TEL:03-3379-0111(代)
FAX:03-3370-0008
E-mail:info@npobl.or.jp
URL:<http://www.npobl.or.jp>

一般社団法人 日本美容福祉学会 学会誌 Vol.18

第 18 回学術集会 特集
テーマ
「美しく生きる社会への貢献」

2019 年 1 月 1 日 発行

〔発行責任者〕 山野 正義（理事長）
〔制作〕 北村 秀敏（事務局長）
〔編集〕 福島 清（理事）

〔表紙デザイン〕 南雲 由子

★本学会誌の全ての論文・写真・イラストの無断転載はお断りします。

一般社団法人・日本美容福祉学会事務局
〒151-8539 東京都渋谷区代々木 1-53-1 山野学苑内
TEL:03-3379-0111(代) FAX:03-3370-0008
E-mail:info@bwgakkai.gr.jp
URL:http://www.bwgakkai.gr.jp